

首都直下地震等対処要領

(改定版)

令和5(2023)年5月



東京都

目次

第1章 総則	1
1 対処要領策定・改定の目的	2
2 対処要領の適用範囲	2
3 上位・関係計画との関係	2
4 首都直下地震等対処要領の継続的な改定等	3
第2章 応急対策活動における基本的な連携の内容と手順	4
1 各部門・チーム等の役割等	5
2 初動における対応	12
(1) 職員の参集	12
(2) 東京都災害対策本部の設置と部門体制への移行	14
(3) 各部門・チーム等における情報収集活動	15
(4) 全国的な救出救助機関等への応援要請等	18
(5) 都民への呼び掛け・情報提供	21
(6) 東京都災害対策本部会議の開催	22
(7) 大規模救出救助活動拠点の立ち上げ	23
(8) 大規模救出救助活動拠点の開設方針	27
(9) 区市町村の災害対策本部との連携対応	28
(10) 現地連絡調整所の設置	29
3 発災後72時間に想定される応急対策活動	30
(1) 人命救助のためのルート確保	30
(2) 救出救助活動、消火活動及び医療救護活動に係る調整等	31
<都の被害想定の特性に応じた初動対応の方向性>	33
(3) 物資調達活動	37
<支援物資の輸送経路の設定(広域輸送基地から区市町村の地域内輸送拠点まで)>	39
<首都直下地震等発生時における島しょ地域への輸送体制の維持>	40
(4) 受援体制の確保	43
(5) 避難者対策	43
(6) 帰宅困難者対策	44
(7) ライフラインの復旧	50
(8) 遺体の取扱い	50
4 早期生活再建	51
(1) 生活再建	51
(2) 住宅対策	52
第3章 各機関等との連携体制及び時系列による主な応急対策活動の流れ	53
1 総論	54
(1) 発災後72時間を中心に取り組む10の応急対策活動テーマ	54
(2) 各応急対策活動テーマと主な対応主体の対応関係	55
2 各応急対策活動テーマに係る連携体制相関図	56
3 時系列による主な応急対策活動の流れ	67
(1) 全体タイムライン	67
(2) 各応急対策活動テーマに係るタイムライン	68
巻末資料1 圏域毎の被害想定及び各種拠点情報	79
巻末資料2 圏域毎の輸送拠点及び搬送ルート	106

第 1 章

総 則

1 対処要領策定・改定の目的

東京都（以下「都」という。）は平成26年4月に、東京都地域防災計画で定められている都及び警察、消防、自衛隊、海上保安庁、都内区市町村、国、他道府県市、ライフライン事業者などの各機関（以下「各機関」という。）の役割分担に基づく、発災後72時間を中心に取り組む基本的な連携の内容と手順を示すマニュアルである「首都直下地震等対処要領」（以下「本要領」という。）を策定した。

2 対処要領の適用範囲

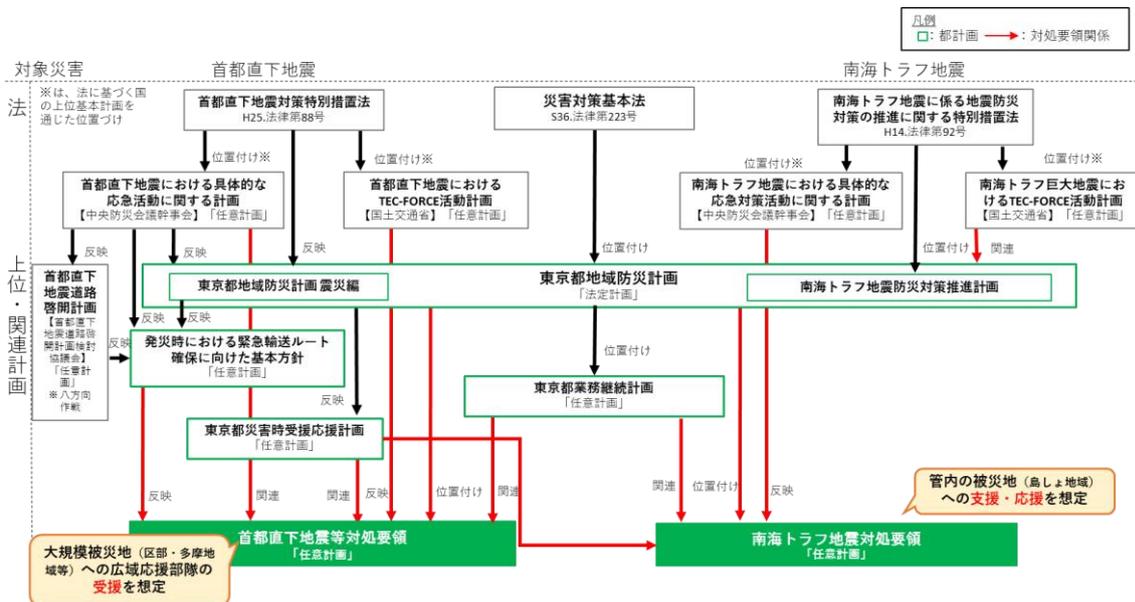
本要領は、首都直下地震等が発生した時に、都が、各機関と効果的・効率的な連携の下、円滑な応急対策活動を展開できるよう、相互の共通認識を図るものである。

特に、発災から72時間においては、各機関の円滑な連携の下に救出救助活動等が展開できるよう、主要道路の早期啓開、ライフラインの応急復旧、帰宅困難者の大量発生による混乱防止などの対策を重層的に実施する必要がある。本要領はこうした発災後72時間に行うことが想定される主な応急対策活動を中心に整理している（なお、早期の生活再建に向けた取組など、72時間を超えて実施する事項も、一部盛り込んでいる。）。

（本要領の適用範囲）

本要領が適用される災害として、令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」で示された都心南部直下地震や多摩東部直下地震のような、震度6弱以上の大規模地震が東京23区や多摩地域で発生し、東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）が設置された場合を想定している。

3 上位・関係計画との関係



4 首都直下地震等対処要領の継続的な改定等

今回、都は、これまでに実施してきた総合防災訓練、図上訓練、各機関との協議等を通じた内容の検証や、10年ぶりに見直した被害想定を踏まえ、応急対策活動の方針を必要に応じて見直し、本要領の改定を行うこととした。

また、近代化した首都圏を襲った唯一の巨大地震である関東大震災が、本年、発災から節目の100年を迎えることから、通信手段の確保や迅速な初動対応がいかに大切であるかなど、その教訓も念頭におきつつ、検討を行った。

今後も継続的に訓練や各機関との協議を行い、応急対策活動に係る連携内容、手順、運営等に関する詳細について、本要領と連携したPDCAの取組を推進していく。

本要領で示された基本的な連携の内容と手順については、今後、関係機関との協議や実践的な訓練によって検証を行い、適宜、その成果を本要領の修正に反映させていくことで、継続的な改善を図る。

また、連携内容と手順、利用や運営に関する詳細については、今後、各種訓練の実施や各種計画及びマニュアル等の作成とあわせて検討し、更なる内容の充実を図る。

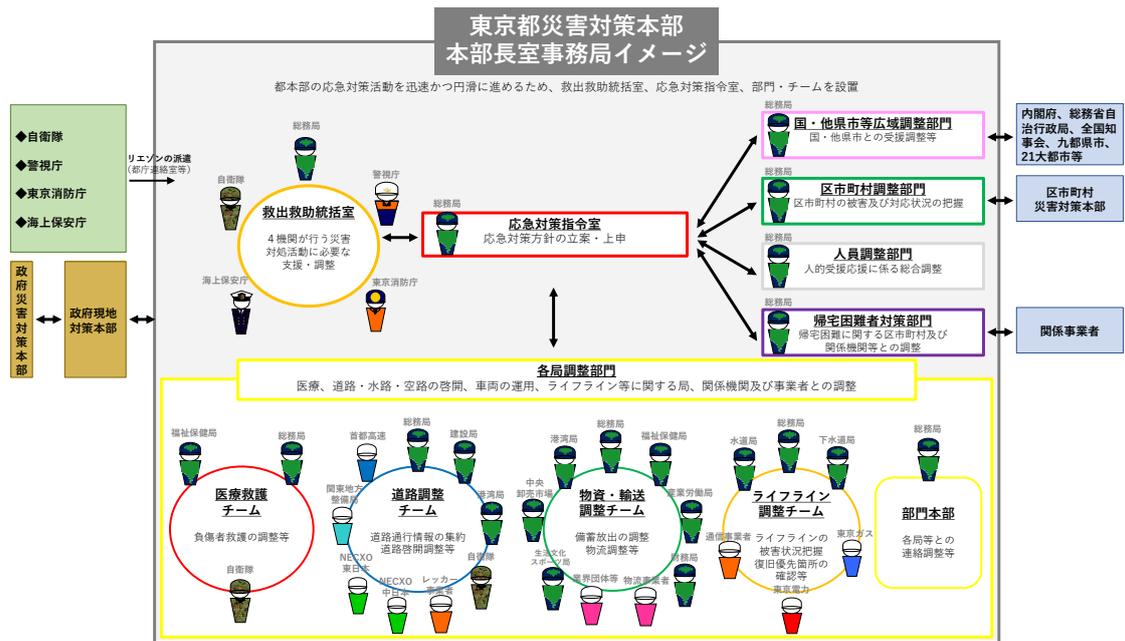
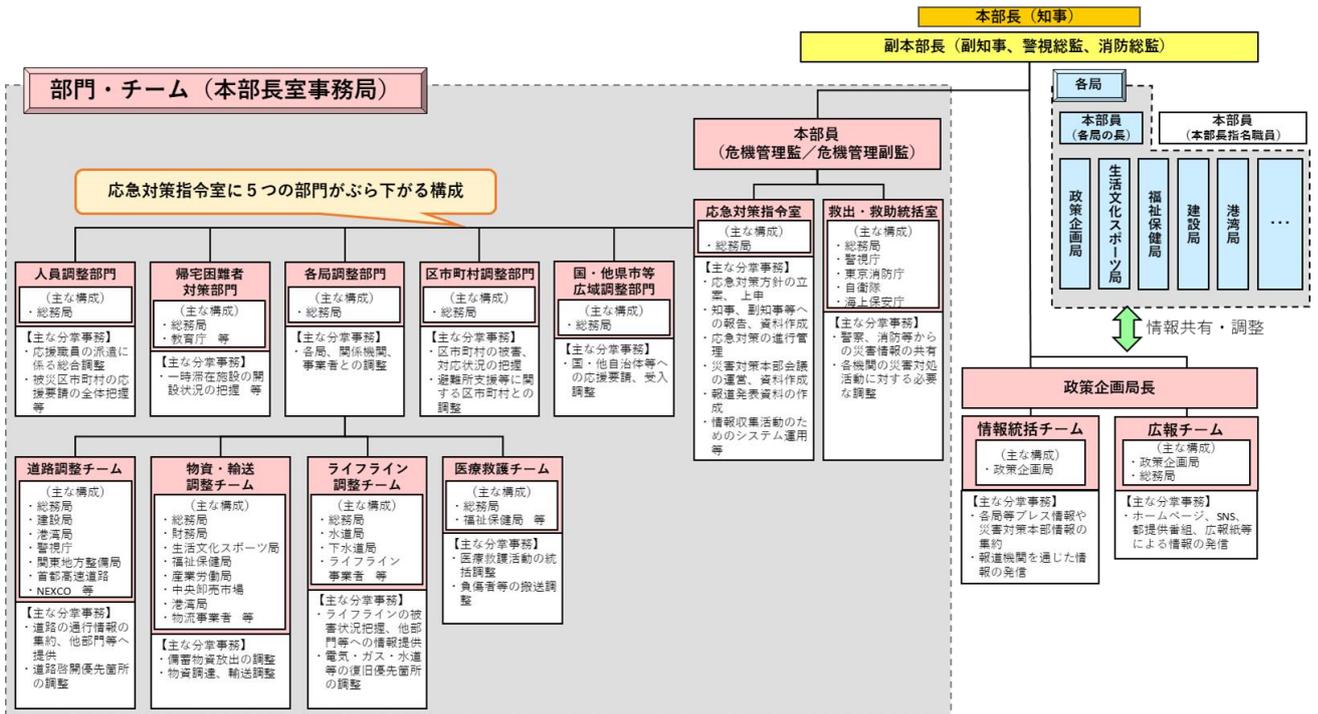
第2章

応急対策活動における 基本的な連携の 内容と手順

1 各部門・チームの役割等

初動の混乱時においても、各機関相互の行動を予測しつつ、より迅速で効率的な応急対策活動を連携して実施できるよう、発災時に都及び各機関が行う主な応急対策活動について、誰が、いつ頃、どのような活動を行うのか、あらかじめ想定し整理しておく。

【都本部内に設置される各部門・チーム等の役割と構成】



【各部門・チームの主なミッション】

部門・チーム名	主なミッション	主な役割
応急対策指令室	指令班 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 司令官及び副司令官を補佐し、各部門・チームを統括する。 ▶ 都本部の事務局の中心として、都本部会議の運営及び資料作成、応急対策方針の立案及び上申並びに応急対策の進行管理を行うほか、部門・チームを統括し必要な指示を行うなど、応急対策全般における総合調整を行う。 ▶ 現地機動班の参集状況や活動状況の把握、拠点間の転進など、現地機動班の運用調整を行う。 ▶ 知事の現場視察の対応、議会関係の対応、総合防災部内庶務を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 指令系 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都本部の運営、部門・チーム間の総合調整、災害救助法の適用、災害情報の一元的集約、災害派遣の要請 ② 現地機動班系 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地機動班の参集管理と大規模救出救助活動拠点の開設等に係る調整 ③ 庶務系 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会関係、知事の現場視察、都本部内の庶務業務
	報道班 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 都本部の事務局として報道発表をする必要がある事項について、プレス資料を作成の上、プレス発表を行う。 ▶ 報道機関対応を行う政策企画局報道課・総務局総務部広報担当との連絡・調整を行い、知事のぶら下がり取材対応や記者レク等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 報道課・局広報との連絡調整 ② 都本部におけるプレス等資料の作成・公表 ③ 都本部会議に参加する報道機関対応 ④ 関係機関が保有する被害情報・プレス情報の収集
	情報班 《情報連絡員（以下「LO ¹ 」という。）受入れ想定機関》 ・ ISUT ²	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報の収集分析力を充実させて、発災初期の段階でも効果的な情報を発信し、迅速な初動対応を支援する。 ▶ 都本部において主に情報収集・分析の業務を担う。

¹ Liaison Officer（リエゾン・オフィサー）の略で、「連絡員」の意味。警視庁や東京消防庁などから派遣される連絡員や、都から国の現地対策本部（現対本部）、区市町村に派遣される職員などを指す。

² ISUT（災害時情報集約支援チーム）は、内閣府と防災科学技術研究所で構成されるチームで、災害対応に関する情報を集約・地図化して提供することで、各機関の災害対応の支援を行っている。

部門・チーム名	主なミッション	主な役割
救出救助統括室 《L0 受入れ想定機関》 ・警視庁 ・東京消防庁等 ・自衛隊 ・海上保安庁	▶警察、消防、自衛隊及び海上保安庁から提供される情報を集約・共有する。 ▶各機関が連携した活動等を調整・支援する。	①情報系 ・災害の進展予測及び被害拡大予測 ・大規模な災害等における各機関の活動状況把握、分析及び今後の展開予想 ②調整系 ・各機関及び現地機動班と連携した大規模救出救助活動拠点の運営 ・各機関の災害対処活動に必要な調整・支援 ・救出救助・救命に係る要請及び調整案件に係る対応（区市町村からの個別要請を含む） ・自衛隊災害派遣部隊の運用調整 ・ヘリコプター運用の調整（負傷者搬送、被害情報把握等） ③医療救護チームに対する東京 DMAT 出動要請
区市町村調整部門	▶各区市町村の人的・物的被害状況や避難所の状況、施設等の利用可能状況について、各区市町村に対して DIS ³ 、防災無線、無線電話を活用して情報収集を行う。 ▶区市町村からの応援要請等の収集整理及び各部門等への情報提供（要請等）を行う。	①区市町村の状況確認・取りまとめ ・態勢状況、庁舎被害 ・人的・物的被害、避難状況等 ②区市町村からの個別の要請事項や質問事項の受付対応 ③区市町村の庁舎に派遣される現地機動班からの情報収集 ④区市町村への都本部会議資料や大規模火災状況などの情報提供
国・他縣市等広域調整部門 《L0 受入れ想定機関》 ・内閣府 ・総務省自治行政局 ・全国知事会・関東地方知事会 ・全国市長会 ・全国町村会 ・指定都市市長会 ・国土交通省関東地方整備局 ・関西広域連合	▶国、他縣市等と円滑な協力体制が取れるよう総合調整を行う。	①関係機関との連絡調整、応援受入れ調整 ・内閣府 ・総務省自治行政局 ・全国知事会・関東地方知事会 ・九都縣市（関西広域連合） ・21 大都市 ・関東防災連絡会・国土交通省関東地方整備局 ・海外 等 ②総務省消防庁への被害状況の報告 ③政府現地対策本部の受け入れ等調整 ④九都縣市に係る災害時帰宅支援ステーションの協定事業者への開設要請

³ 東京都災害情報システムのこと。発災時に被災情報や措置情報等を区市町村や関係機関、各局等から集約し、円滑な災害対応ができるよう導入されたシステム（区市町村、各局、協定事業者等に配備している。）（出典：部門マニュアル用語集）

部門・チーム名	主なミッション	主な役割
帰宅困難者対策部門	▶ 主要拠点等に滞留する帰宅困難者対策に関わる各種調整を行う。	①一斉帰宅抑制の発信 (Twitter、ホームページ) ②公共交通機関の運行状況等の把握 ③主要ターミナル駅の混雑状況の把握 ④一時滞在施設に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設状況収集 ・ 開設状況等の提供 ・ 疾病等、生活ストレスに対する支援の必要性の把握 ⑤災害時帰宅支援ステーションに係る業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設要請 ・ 徒歩帰宅支援状況の把握 ⑥都立施設の備蓄物資を預けている倉庫の被害状況確認、保管物資の緊急出庫依頼 ⑦都立施設・区市町村施設・民間施設の開設状況の把握
人員調整部門	▶ 被災区市町村や庁内各局からの人的応援要請を集約し、国・他縣市等広域調整部門を経由して全国知事会等の広域応援団体に対して応援要請を行う。 ▶ 庁内各局や被災していない都内区市町村との人的応援に係る派遣調整を行う。 ▶ 都県境を越える受援・応援を中心とする各種調整を行う。	①人的受援応援に係る総合調整 ②被災区市町村・庁内各局の人的応援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 参集人員の集約 ・ 人的応援要請の把握 ・ 人的応援に係る人員割り振り及び派遣調整 ・ 国・他縣市等広域調整部門に対するカウンターパート団体の要請 ③災害対応派遣要員に係る派遣調整
広報チーム	▶ ホームページ(東京都、東京都防災)、SNS、提供番組(テレビ、ラジオ)、広報紙等による情報発信を一体的に運用し、都民等に対して速やかに防災情報を提供する。	①都民広報(都政広報番組、ホームページ、SNS等) ②シティホールテレビによる緊急庁内放送 ③サイネージでの情報発信
各局調整部門 部門本部	▶ 道路調整チーム、医療救護チーム、物資・輸送調整チーム、ライフライン調整チームの4チーム以外の業務に対応する。 ▶ 各局等及び他部門から要望等があった場合、当該内容を担任する局等及び部門に取り次ぐ。* ▶ 局横断的な調整が必要な内容について、本部連絡員調整会議による調整を行う必要があるか、新たに局連携チームを設置し調整を行う必要があるか等、指令室と調整する。 ※各部門・チームの所管業務に係る各局への依頼・連絡・確認事項については、各部門・チームから各局へ連絡する。(各局調整部門(部門本部)を通さない)	①各局の被害状況及び対応状況の収集と整理 ②局横断的な調整 ③オープンスペースに関する調整 ④避難所としてのホテル・旅館の活用に係る調整 ⑤応急危険度判定部会の開催

部門・チーム名	主なミッション	主な役割
<p>ライフライン調整チーム 《L0 受入れ想定機関》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京電力 ・ 通信事業者 ・ 東京ガス ・ 水道局 ・ 下水道局 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ライフラインの被害と復旧に関して、関係機関との連絡調整を行う。 ▶ 電気、ガス、通信、水道、下水道の被害情報、対応状況等を収集・整理・分析し、ライフラインに関する被害の全体像を把握、都本部内で共有する。 ▶ 優先的に応急・復旧が必要な箇所や地域等を、都本部会議や即時対応会議等の決定の下、ライフライン事業者と調整する。 ▶ 必要に応じて、政府現地対策本部を経由して、政府緊急災害対策本部に対して、優先的に応急・復旧が必要な箇所等を要請する。 ▶ ライフライン事業者に対して、道路啓開情報、避難所開設状況、その他災害全般情報など、復旧に資する情報を提供する。 ▶ ライフライン事業者から協力要請があった場合、都本部内の関係部門、チーム、各局等と調整し、必要な対応を措置する。 ▶ 災害対策上重要な施設が停電している場合、国、石油関係団体などと連携して、非常用発電機用燃料を調達・供給する。 ▶ 都が備蓄している流通在庫備蓄燃料や国が整備している中核給油所制度等を活用し、緊急通行車両等が使用する燃料を供給する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① ライフライン事業者等へ情報収集 ② 重要施設に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設周辺の被害状況の集約 ・ 石油燃料の供給 ・ ライフライン復旧の調整（国や医療機関からの要請） ③ 応急給水の要請への対応（水道局と調整）
<p>医療救護チーム 《L0 受入れ想定機関》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉保健局（医療対策本部） ・ 自衛隊 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害医療に関する関係防災機関との連絡調整を行い、受信情報の被害・要請・照会の区分及び調整案件の判断、医療対策本部との調整、各種要請及び困難案件等に係る対応の可否判断を行う。 ▶ 医療対策本部から提供される災害医療情報を集約・共有する。 ▶ 医療救護班や負傷者の搬送手段の調整・支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害拠点病院の被害状況の把握 ② 活動状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京 DMAT ・ 応援医療チーム（日本 DMAT、JMAT、日赤救護班） ・ 医療救護班等 ③ 搬送手段の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護班等 ・ 負傷者 ・ 医薬品等 ④ 医療機関に対する支援・調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン（燃料・電力等） ・ ペットボトル等の飲料水 ⑤ 東京 DMAT の出場要請の調整 ⑥ SCU⁴の設置について開設状況の把握

⁴ 広域医療搬送拠点におかれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時医療施設。被災地側の広域医療搬送拠点又は、被災地外の広域搬送拠点に必要な応じて設置される。「ステージングケアユニット」の略。（出典：日本 DMAT 活動要領（厚生労働省））

部門・チーム名	主なミッション	主な役割
<p>道路調整チーム 《L0 受入れ想定機関》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 首都高速道路 ・ 関東地方整備局 ・ NEXCO 中日本 ・ レッカー事業者 ・ 警視庁 ・ 港湾局 ・ 建設局 	<p>▶ 各種交通網の通行可否状況や施設使用可否状況について、情報収集・整理を行い、各種応急対策活動を行う防災関係機関に情報提供を行う。</p> <p>▶ 応急対策活動を展開するためのルート確保を行う。</p>	<p>①情報の収集・整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、港湾、河川、空港の被害情報 ・ 緊急輸送道路上に存在する踏切の開閉状況 ・ 緊急物資輸送路線の指定に係る情報 ・ 緊急道路障害物除去路線等の選定に係る情報 ・ 船舶の使用可否状況 ・ 防災船着場の被害状況 ・ 東京湾内航路の船舶航行の可否状況 <p>②次の機関との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定事業者（レッカー移動等） ・ 各道路管理者（自衛隊による障害物除去の際の部隊展開に係る調整を含む） ・ その他関係機関（要請船舶等） <p>③関東地方整備局への応援要請</p> <p>④八方向作戦に係る国への連絡・調整に関すること</p>
<p>物資・輸送調整チーム ※総合防災部のほか、福祉保健局、生活文化スポーツ局、産業労働局、中央卸売市場、財務局、港湾局がチーム員に属する 《L0 受入れ想定機関》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定事業者等 	<p>▶ 物資・輸送に関する以下の連絡調整を行う。</p> <p>< 備蓄物資関連 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都備蓄倉庫の被害状況を確認 ・ 区市町村からの要請状況等を踏まえ、備蓄物資を放出 ・ 物資輸送に関する調整（輸送ルート、搬送先、荷役作業等） <p>< 国や協定事業者等からの調達物資関連 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域輸送基地の被害状況を確認（協定物流事業者含む。）し、広域輸送基地を開設 ・ 物資調達に関する協定団体の被害及び対応状況を確認 ・ 区市町村からの要請を受け、各協定団体等から物資を調達 ・ 物資輸送に関する調整（輸送ルート、搬送先、荷役作業等） <p>< 広域応援団体等からの物資支援に関する調整 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国・他縣市等広域調整部門経由、民間企業については直接対応 	<p>①被害状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都備蓄倉庫 ・ 広域輸送基地（多摩広域防災倉庫、立川地域防災センター、各トラックターミナル等） ・ 地域内輸送拠点 ・ 協定事業者 <p>②次の項目に係る連絡・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定事業者 ・ 区市町村との物資品目や数量、輸送方法（手段、到着時間等）の調整 ・ 飲料水（ペットボトル）、食料品等の調達 ・ 広域応援団体等からの物資支援

【都関係局の主なミッション】

都関係局	主なミッション（主な所掌を地域防災計画より抜粋）
産業労働局	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 救助物資の確保及び調達に関すること 等
交通局	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー及びバスによる輸送の協力に関すること 等
港湾局	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 港湾施設、海岸保全施設、漁港施設及び空港施設の保全及び復旧に関すること ▶ 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関すること ▶ 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること ▶ 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関すること ▶ 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関すること 等
建設局	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 河川及び海岸保全施設の保全及び復旧に関すること ▶ 道路及び橋りょうの整備、保全及び復旧に関すること ▶ 河川、道路等における障害物の除去に関すること ▶ 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関すること 等
環境局	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ごみの処理に係る広域連絡に関すること ▶ し尿の処理に係る広域連絡に関すること ▶ 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること 等
水道局	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 応急給水に関すること ▶ 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 等
下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること ▶ 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること 等
福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 医療及び防疫に関すること ▶ 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること ▶ 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること ▶ 避難者の移送及び避難所の設営に関すること ▶ 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること 等
教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること 等
生活文化スポーツ局	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害に関する被災者等からの相談業務に関すること ▶ 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関すること ▶ 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関すること 等
政策企画局	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害に関する広報及び広聴に関すること ▶ 写真等による情報の収集及び記録に関すること ▶ 報道機関との連絡及び放送要請に関すること ▶ 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること 等

2 初動における対応

(1) 職員の参集

発災後、直ちに約 300 名程度の東京都災害対策職員住宅に入居する職員が東京都防災センターに参集する仕組みを構築している。参集した職員は、東京都防災センター内のオペレーションルームに常時設置されている「発災後 2 時間業務掲示板」で示されている業務リストを参照して、情報収集、各機関等への伝達及び都本部立ち上げ対応を行う。

都職員のうち現地機動班に指定された職員は、都関連施設に参集し、必要資機材を装備した上で、災害対策本部が立ち上がる区市町村庁舎や主に警察、消防等の宿营地・現地指揮所等となる清掃工場に転進する。また、主に自衛隊等の宿营地・救出救助活動拠点となる大規模公園等や医療救護活動を行う都立病院には直接参集する。

なお、各々の参集場所、転進先及び業務内容については事前に定めておく。

その他、各局職員は、各々所属の職場に参集し、東京都業務継続計画(都政のBCP)により事前に定められている非常時優先業務を行う。



発災後2時間業務掲示板 業務リスト

- 職員参集メールの送付・館内放送・区市町村等への地震情報の一斉通報
- 指令情報室内の通信機器の起動
- 津波情報の連絡
- 知事（東京都）メッセージ発表
- 災害名の命名、被害報告環境の整備（DIS）
- 地震情報の入手・関係機関へ伝達、DIS 入力依頼
- 8階・9階の安全確認
- 被害予測の算出・情報共有
- 高所カメラで被害状況の情報収集
- ヘリテレ映像送信依頼
- 第一庁舎の被災等確認
- 局広報担当者への連絡・防災普及担当電話転送
- 災害対策本部会議出席者招集
- プレス（第1報）（災害対策本部設置）
- 議会局への情報提供（災害対策本部設置）
- 各機関との連絡窓口開設・災害対策本部会議出席依頼・救援要請
- 国との連絡窓口開設
- 災害救助法適用の事前連絡
- 災害対策本部会議資料作成
- プレス（第2報）（災害対策本部会議開催）
- 災害対策本部会議会場設営
- 総務局災害対策車に係る標章の交付申請
- 区市町村への会議映像配信準備
- 各区市町村の態勢確認等
- 区市町村との連絡可否状況の集計
- 各局の態勢確認等

(2) 東京都災害対策本部の設置と部門体制への移行

首都直下地震等が発生し知事が必要と認めたとき、又は夜間休日等の勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生したときには、知事を本部長とする「東京都災害対策本部」を設置する。

首都直下地震等の発生時には、順次、東京都防災センターに参集した災害対策要員は、「発災後2時間業務掲示板」で示されている業務リスト・マニュアルを参照し、各システムの立ち上げ、地震規模及び被害予測の算出、高所カメラ等による被害状況の情報収集、SNSによる情報発信・情報収集、自衛隊等への派遣要請、知事等への地震状況の報告及び第1回東京都災害対策本部会議の開催準備等の業務を行う。

都本部の設置後、速やかに、東京都防災センター内に、連携先となる各機関に応じた部門（窓口）、応急対策活動の内容に応じたチーム及び救出救助統括室を設置し、部門体制に移行する（第2章「都本部内に設置される各部門・チーム等の役割と構成」参照）。部門・チーム等の構成は、災害対策要員以外に関係機関相互の情報収集、情報提供及び調整業務の窓口となる情報連絡員で構成される。

なお、関係機関においては、情報連絡員を東京都防災センターに派遣するよう努める。

発災後の被災状況に応じて、新たな応急対策活動が必要となった場合には、応急対策活動の内容に応じた新たなチームを編成する。

(3) 各部門・チーム等における情報収集活動

各部門・チーム等における情報収集活動は、東京都災害情報システム(以下「DIS」という。)のほか、防災行政無線、カメラ映像等あらゆる手段を用いて行う。

各部門・チーム等は、防災行政無線、DIS等により、区市町村、警視庁、東京消防庁等の救出救助機関等から、被害地域、被害の程度、特異事案の有無、指定路線等道路の被害などの情報収集を行うほか、ライフライン事業者から、各々が管理する主要な施設の被害情報、断水及び停電といった機能障害の状況、復旧見通しについて、情報を収集する。

また、国土交通省、高速道路会社、建設局及び港湾局から道路、河川、港湾及び空港の被害状況を、鉄道各社及び交通局から鉄道の被害状況を収集する。さらに、区市町村庁舎等に派遣する都職員(現地機動班等)から都内各地の被害情報を収集する。

各部門・チーム等は、発災直後における情報収集の際、俯瞰的な被害状況の把握に心掛ける。具体的には、「首都直下地震等による東京の被害想定」や東京消防庁地震被害予測システムにより自動表示される被害予測を参照し、被害が多く発生することが見込まれる地域の周辺状況を中心に、都庁屋上等に設置された高所カメラや救出救助機関等のヘリテレ映像をもって、実被害の状況を俯瞰的に確認するとともに、その被害状況を地図等に表示する。

各部門・チーム等は、警視庁及び国土交通省の道路カメラ映像の配信並びに建設局及び港湾局の河川・水門カメラにより、地上からも被害状況を確認する。

職員(現地機動班等)は、参集等移動途中に大規模な被害を確認した場合、所有しているスマートフォン等により被害状況の画像を記録し、DISに当該情報を入力すること等により都本部へ報告する。これらのDISに入力された情報は、DIS上の地図に自動表示されるため、各機関は必要に応じて確認する。

各部門・チーム等は、収集した被害情報を整理し、できる限り地図を用いるなど可視化した上で、本部内に設置されている他の部門・チームやL0を通じて、各関係機関と情報共有を行う。

また、各部門・チーム等は、L0として区市町村の災害対策本部に派遣した現地機動班からも、当該区市町村内の被害状況の収集を行う。

現地機動班のうち、大規模救出救助活動拠点の開設にあたる要員については、救出救助機関の進出部隊受入環境の早期確保に向け、閉域通信網の活用等により発災初期の通信網の輻輳化による通信断絶を避け、関係者間での確実な情報共有を実現させる。

さらに、発災時の状況把握では、都民から発信される情報も重要となることから、都防災 Twitter に対するリプライ情報や SNS の投稿情報等からの情報収集も行う。なお、SNS 情報の活用にあたっては、AI 解析を用いてその真偽を確認し、精査を行うとともに、他機関の情報等と照らし合わせ、被害状況を正確に把握する。

(組織を越えた情報共有における課題と今後の方向性)

被災現場における救出救助機関等の人命救助活動は、発災初期の被害の全容が見えない中では、各機関が独自に集めた情報により部隊運用を行っていかねばならない。

こうした状況において、都・関係機関が収集した被害情報の効果的な共有を図ることにより、効果的な部隊運用・派遣等を行うことができ、迅速な人命救助につながる。

救出救助機関等の発災時の情報収集においては、機関毎に被害の概要把握に係る時間や情報内容に差異が生じると想定される。また、各救出救助機関等においては、各々が収集した被害状況も含めた道路啓開情報や各救出救助機関等の部隊の進出情報（都外からの応援部隊も含む）、各救出救助機関等の活動場所と想定される地域の被害情報等を共有することは、効率的な救助活動の展開において有用であるという共通認識となっている。

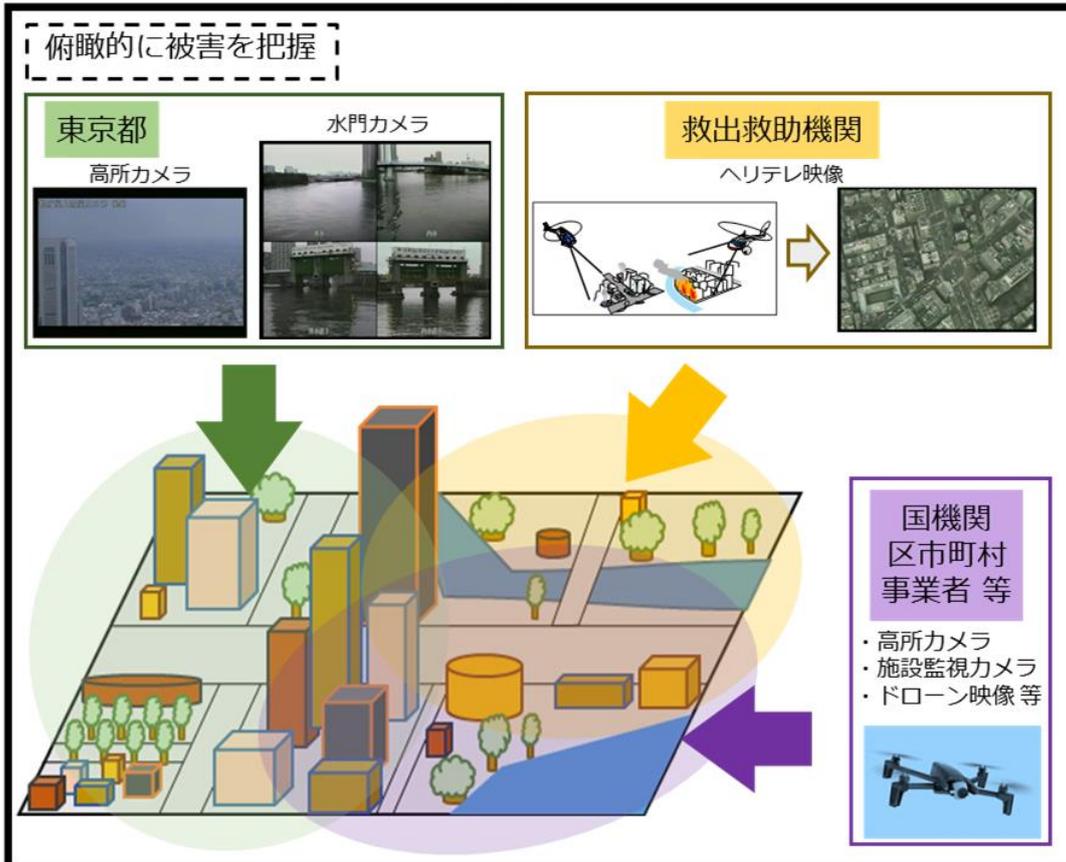
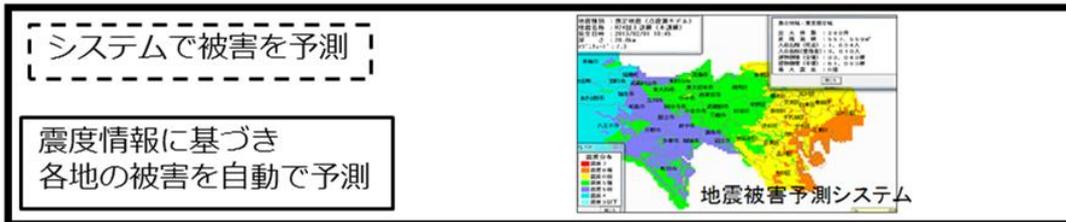
このほか、技術の進歩により、情報収集の利便性が向上した反面、いかに効率的・効果的に情報を集約・分析し、迅速な応急対策活動へ活用するのが課題となる。

この点について、東京都ではこれまで FAX や防災行政無線による情報の報告・共有を中心としていたが、各組織の人員配備態勢の報告や被害状況の把握及び各種支援要請等に DIS を活用することによって、これまで以上にスムーズな集約・共有を可能とした。この DIS をはじめとしたデジタルツールを最大限活用した災害対策を区市町村・関係機関と共に推進し、発災時の的確な状況把握に努めていく。

あわせて、高所カメラ映像の解析に AI による画像解析システムを導入するなど、防災分野における DX を推し進めることによる人員リソースの効率的活用も図っている。こうして都本部にて集約・分析された情報は、DIS にて一元化し、様々な情報を多角的な視点で比較検討し総合勘案することによって、効果的な応急対策活動に活用していく。

被害状況の収集方法

(システムで被害を予測 ⇒ 俯瞰的に被害を把握 ⇒ 地域ごとに被害を確認)



(4) 全国的な救出救助機関等への応援要請等

首都直下地震等の発生時には、直ちに広域応援を受け入れられるよう、本部長（知事）の了承の上、以下のとおり要請を行う。

東京都公安委員会は、警視庁又は他の道府県公安委員会に対して、警察災害派遣隊の派遣要請を行う。

消防総監は、知事に対して応援要請を行い、知事は消防庁長官に対して応援要請を行う。

知事は、必要と認めた若しくは区市町村長から派遣要請があった場合、自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

知事は、東京海上保安部を窓口として第三管区海上保安本部長に要請し、海上保安庁への支援要請を行う。

都本部は、内閣府（防災担当）に対し、政府が設置する緊急災害対策本部及び現地対策本部（以下「政府現地対策本部」という。）との連絡調整体制の確認を行うとともに、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用予定等を連絡する。

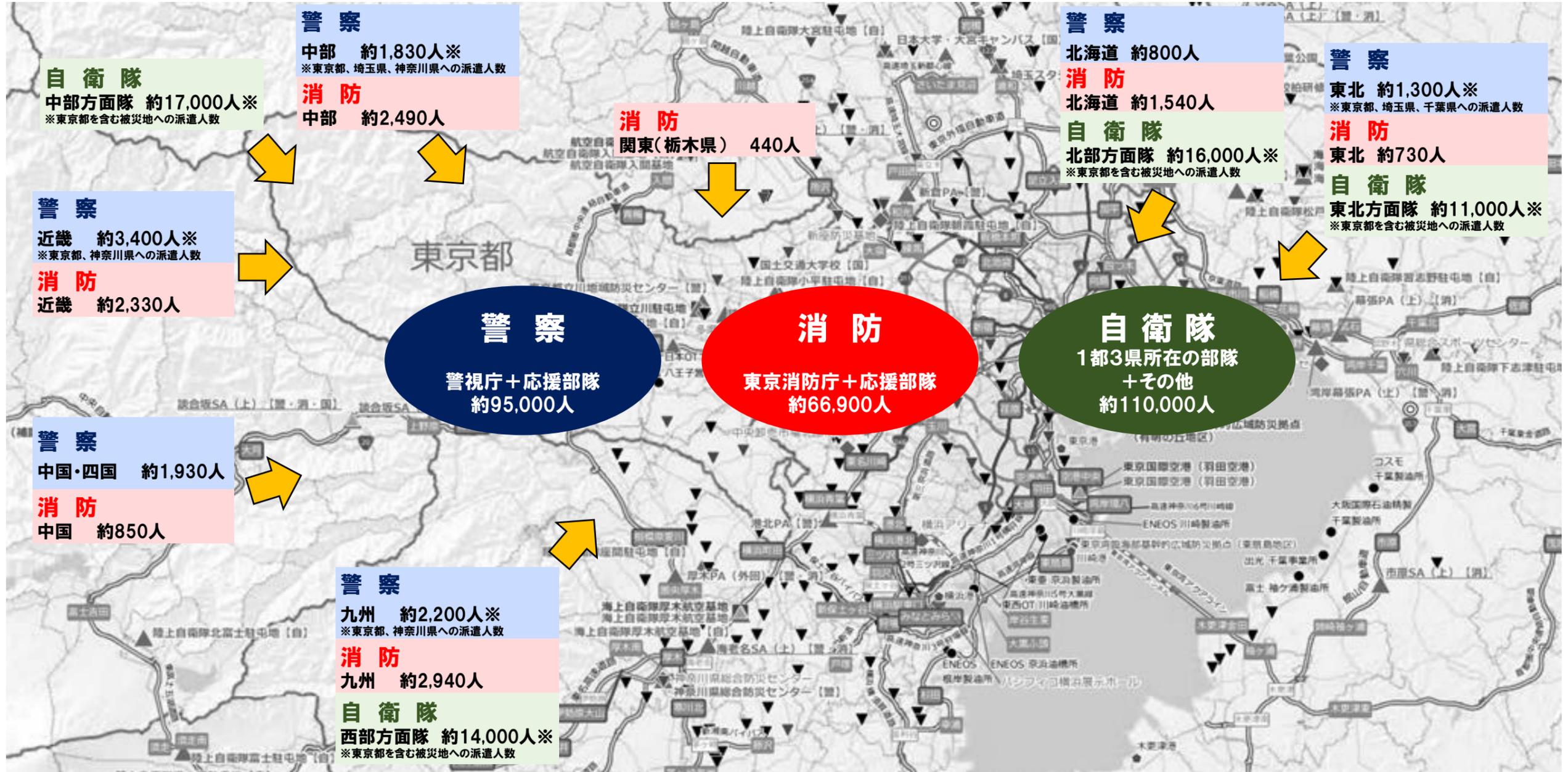
都本部は、東京都防災センターのほか、都本庁舎内に政府現地対策本部連絡要員等の活動スペースを確保する。都本部と国との連絡調整については、政府現地対策本部連絡要員を通じて行うことを基本とする。

災害時相互応援協定等に基づき人的・物的支援を受けるため、総務省自治行政局、全国知事会、九都県市（関西広域連合）、21大都市等に対し応援要請を行う。

在日米軍からの支援を必要とする場合、支援の種類、規模、内容、活動場所等を調整の上、国を通じて要請する。

また、危機管理ネットワーク連絡網（メーリングリスト）を用いて情報共有を行い、ネットワークの参加都市から支援の申出を受けた場合には、関係諸機関と受入調整を行う。

その他海外から支援の申し出があった場合は、支援の種類、規模、内容、入国上の規制等を確認した上で、国との意思決定における関係や、関係機関の意向も踏まえ、支援受入れの必要性等を判断する。受入れの必要がある場合には、政府緊急災害対策本部と受入方法、活動内容、活動場所等を調整し、受入れを決定する。



※警察、消防、自衛隊の各部隊の活動規模については、内閣府「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(令和4年6月10日)における「広域応援部隊の派遣規模(P14)」、「警察災害派遣隊の派遣規模及び派遣先等(P22)」、「緊急消防援助隊の災害出動規模、応援先等(P24)」及び「被災地以外に所在する自衛隊の災害派遣部隊の派遣規模及び派遣先(P26)」に基づく

(5) 都民への呼び掛け・情報提供

東京都防災センターにおいて、震度情報、高所カメラ、ヘリテレ映像等から把握した被害状況を本部長（知事）に報告した後、発災時の混乱を避けるため、ホームページ及び SNS 等により速やかに知事メッセージを発出する。加えて、知事等からインターネット、テレビやラジオの報道等を通じて都民へ呼び掛けをする（内容は、地域での助け合いによる避難誘導といった共助への協力、むやみな行動の自重、民間事業者に向けた一斉帰宅抑制への協力など）。

その際、可能な限りの応急対策や都民への情報提供も実施する。なお情報提供は、インターネット、テレビやラジオの報道等、SNS やモバイルアプリケーション「東京防災」を使用し多様な手段で幅広く情報を発信する。

このほか、平時はもとより災害発生時も東京都と直接つながって防災に関する情報を受け取り、各事業所内で防災対策等を推進していくための「事業所防災リーダー」制度を活用し、都から災害情報に関する情報発信を行う。

都民の混乱を軽減し、風評等による誤った行動を抑制するためにも、都本部及び関係機関は、被害状況、交通状況、交通規制情報、避難情報、ライフラインの状況、二次被害の危険性等について、各種媒体を通じ、随時、都民に情報を発信する。

情報の発信にあたっては、いわゆるデマ情報の拡散による被害の拡大を防ぐために、AI 解析等による分析・精査を行った上で行う。また、デマ情報への注意喚起を併せて実施し、都民の冷静かつ安全な行動を促す。

また、被災者相談窓口を立ち上げ、都民からの問合せに対して、迅速かつ的確に応じるとともに、都民のニーズに応じた問合せ先窓口の一覧を作成し、ホームページや SNS 等を通じ、都民に周知する。

(6) 東京都災害対策本部会議の開催

各機関が実施する応急対策全体の活動方針を決定するため、発災約2時間後を目途に、東京都防災センターにおいて、「第1回東京都災害対策本部会議」を開催する。

会議においては、災害の概要、人的被害、建物被害、大規模な火災及びライフライン等被害の発生状況や都各局、区市町村、警察、消防、自衛隊等の態勢と活動状況等について情報共有を行った上、当面（72時間）の救出救助活動等の応急対策活動に係る方針を決定する。

以後、定期的に都本部会議を開催するとともに、即時に本部長（知事）判断が必要な事項については、本部長、副本部長（副知事、警視総監及び消防総監）、関係する本部員（教育長、局長等）及び本部派遣員（自衛隊等）が出席する即時対応会議を開催し、対処方針等を決定する。



※写真は訓練時のもの

災害対策本部室

(7) 大規模救出救助活動拠点の立ち上げ

警察、消防、自衛隊、海上保安庁等が、都内で救出救助活動を円滑に展開できるようにするため、ベースキャンプ、ヘリコプターの離着陸スペース、集結拠点等となる大規模救出救助活動拠点（以下「活動拠点」という。）を立ち上げる。都は現在、大規模な都立公園や河川敷等の屋外施設 35 か所、清掃工場等の屋内施設 25 か所を、活動拠点候補地として位置付けている。

また、活動拠点の利用や運営等については、関係機関と協議し、活動拠点計画として順次定めている。

活動拠点は、ベースキャンプ、ヘリコプターの離着陸スペース、集結拠点のほか、利用機関の指揮所、車両基地、船舶活動スペースとして活用するほか、自衛隊等の野外医療のシステムが設置される場合にあっては、医療活動スペースとしても活用する。

活動拠点の利用決定及び運営については、活動拠点計画に基づき、本部長（知事）が活動拠点の利用について決定し、都本部が活動拠点の運営に係る指揮命令を行う。

また、都本部は、活動拠点の運営に必要な要員（現地機動班）を配置する。

都外の救出救助機関が、円滑に都内で救出救助活動を実施できるよう、現地機動班は発災後速やかに、あらかじめ定められている活動拠点等の参集場所に参集し、無線機等の通信設備による都本部との通信の確保、活動拠点内におけるヘリコプターの離着陸スペースと部隊の活動場所の確保等を行いつつ、都本部に利用可否状況について適宜報告する。

都内全域の被害状況及び救出救助活動の進捗状況により、活動拠点の変更及び新たに活動拠点の設置が必要となる場合には、危機管理監の指示に基づき、現地機動班の活動場所を適宜修正していく。

都本部と区市町村の災害対策本部は協力して、場外離着陸場、防災船着場、都外からの広域応援部隊のベースキャンプ基地等の確保に努める。

船舶を活用した救出救助活動を展開するために、臨海部において、近傍に庁舎などの陸上施設等を有するエリアについては、活動拠点（海上防災拠点）の候補地として位置付け、様々な官公庁船や協定・契約等により都が確保した小型船舶が集結（又は停泊）可能か検討する。

活動拠点計画については、関係機関と協議の上、適宜、必要な見直しを行う。

大規模救出救助活動拠点機能イメージ

車両基地



ヘリコプターの離発着スペース



船舶活動スペース



利用機関の指揮所



利用機関のベースキャンプ



【大規模救出救助活動拠点（候補地）一覧】

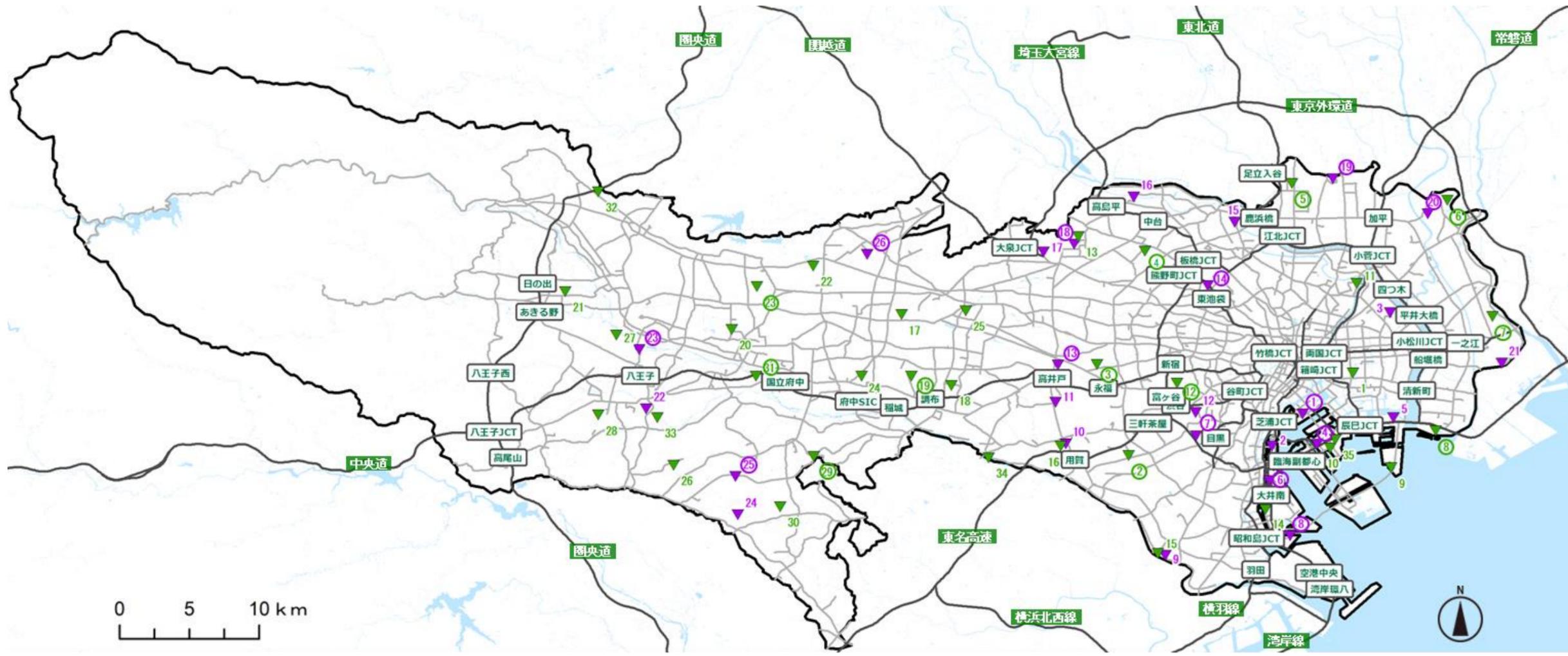
○：優先開設拠点

＜施設＞
 ▼ 活動拠点候補地（屋外施設）
 ▼ 活動拠点候補地（屋内施設）

＜道路＞
 — 緊急輸送道路（一次路線、二次路線、三次路線、緊急河川敷道路）※1
 — 高速道路
 [名称] 主な関係IC、SIC、JCT※2

※1東京都の緊急輸送道路（令和2年4月時点）に基づく
 ※2主要なIC、SIC、JCTのみ表示
 （国土数値情報 令和2年度データ）

屋外施設			屋内施設		
No.	候補地名称	No.	候補地名称	No.	候補地名称
1	東京都立木場公園	14	東京都立大井町中央中央海浜公園	27	八王子市滝が原運動場
2	東京都立駒沢オリンピック公園	15	ガス橋緑地少年野球場	28	八王子市立富士森公園
3	東京都立和田堀公園	16	東京都立砧公園	29	多摩市立陸上競技場
4	東京都立城北中央公園	17	東京都立小金井公園	30	町田市立野津田公園
5	東京都立舎人公園	18	東京都立神代植物公園	31	多摩川グラウンド
6	東京都立水元公園	19	東京都立武蔵野の森公園	32	青梅スタジアム
7	東京都立篠崎公園	20	東京都立川地域防災センター	33	北野多目的広場
8	東京都立葛西臨海公園	21	東京都立秋留台公園	34	多摩川緑地公園グランド
9	若洲海浜公園	22	東京都立東村山中央公園	35	東京臨海広域防災公園
10	東京ビッグサイト	23	東京都立東大和南公園		
11	白鷺東地区及び汐入公園	24	東京都立府中の森公園		
12	東京都立代々木公園	25	東京都立武蔵野中央公園		
13	東京都立光が丘公園	26	八王子市立上柚木公園		
14	中央清掃工場	15	北清掃工場	16	板橋清掃工場
17	練馬清掃工場	18	光が丘清掃工場	19	足立清掃工場
20	葛飾清掃工場	21	江戸川清掃工場	22	北野清掃工場
23	昭島市清掃センター	24	町田リサイクル文化センター	25	多摩清掃工場
26	柳泉園クリーンポート				



(8) 大規模救出救助活動拠点の開設方針

救出救助機関の都内での円滑な応急対策活動にあたり、活動拠点の迅速な開設が不可欠であることから、都はあらかじめ定められた活動拠点への参集と拠点運営を行う現地機動班要員を総勢約 2,700 名（令和 5 年 2 月現在）配置している。

各救出救助機関の保持する部隊進出計画、都外の応援部隊の規模及び進出経路との協調を念頭に置き、効果的な応急対策活動において最大限の効果が発揮されることを狙いとして、優先的な開設を見込む拠点を以下の観点により屋内・屋外あわせて 25 か所選定し早期開設を実施する。

- ①アクセス性：救出救助機関の都外応援部隊の進出経路からの距離
道路啓開における八方向作戦の候補路線からの距離
都内全域の被災現場への進出性
- ②施設規模：他道府県の 1 大隊のような活動隊単位での運用が可能な活動場所
及び十分な車両基地の面積

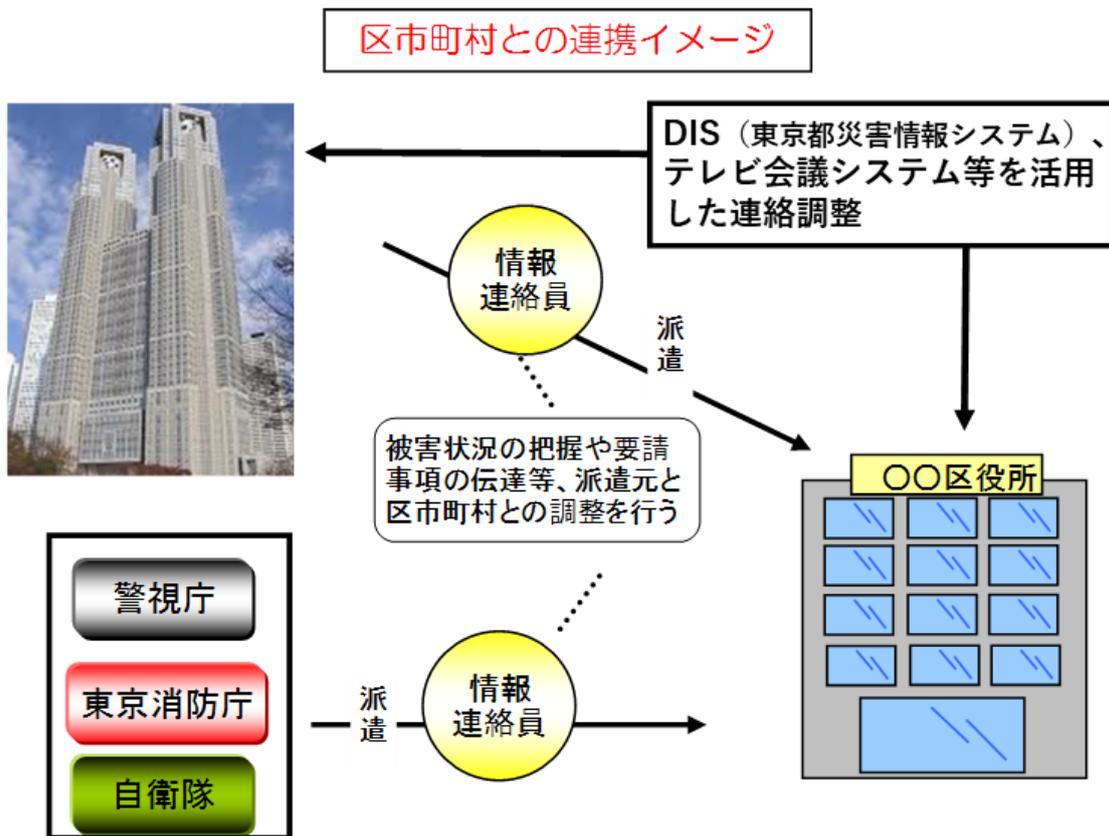
(9) 区市町村の災害対策本部との連携対応

被災した区市町村との連絡調整については、防災行政無線、DIS、テレビ会議システム等を活用する。

また、災害対策本部が立ち上がる区市町村には、L0 として現地機動班を派遣する。更に被害が甚大な地域については、職員派遣の増員を行う。

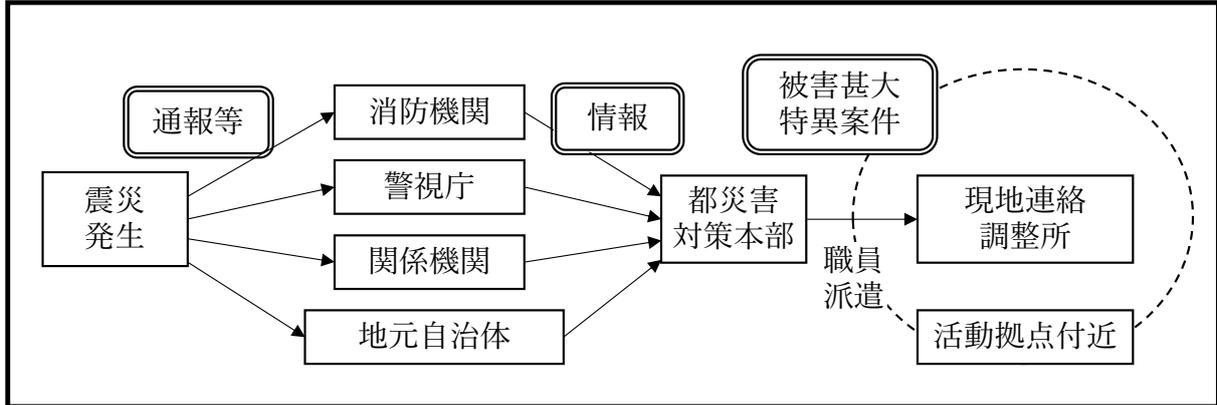
L0 として区市町村に派遣された現地機動班は、当該区市町村の被害状況の把握及び支援要請事項についての都本部（区市町村調整部門）への伝達とともに、都本部からの情報伝達等を行う。

また、都本部との連絡調整が必要な事項に関して、各関係機関から区市町村の災害対策本部に派遣されている L0 と連携して情報共有及び調整を行う。



(10) 現地連絡調整所の設置

都本部は、関係機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため必要があると判断した場合、被災地の区市町村と協議の上、現地連絡調整所を設置し、必要に応じて都の職員を派遣する。



3 発災後 72 時間に想定される応急対策活動

(1) 人命救助のためのルート確保

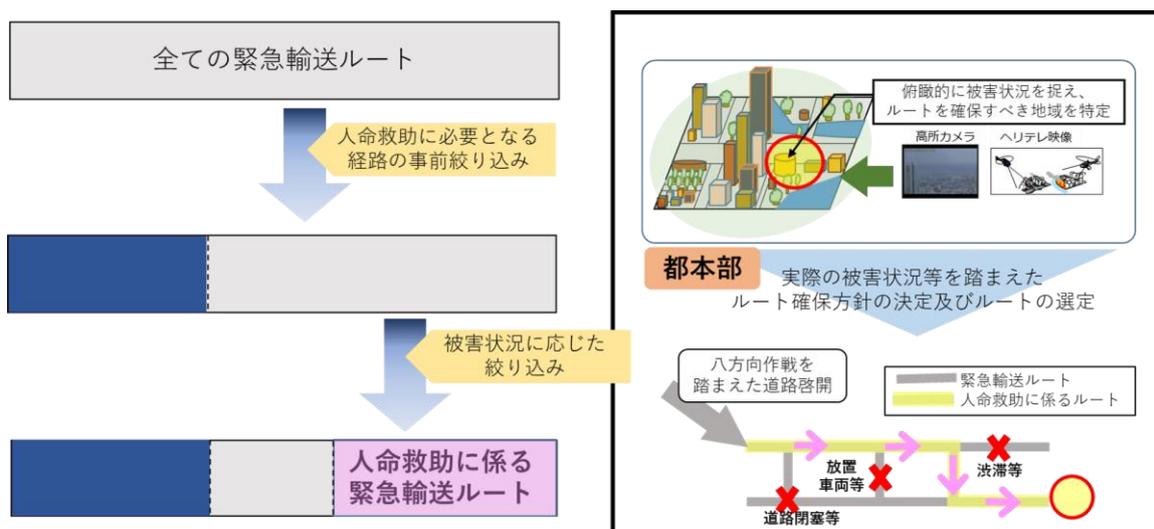
発災後、一人でも多くの人命を救助するためには、72 時間という時間を意識して、救出救助活動及び消火活動等の応急対策活動を円滑に展開する必要がある。都は、応急対策活動に必要な車両等の通行を可能にするため、限りある人員・資機材を最大限に活用すべく、国、道路管理者、関係機関等と連携して、迅速に人命救助ルートを確保する。このため、円滑な通行確保に向けたリスク評価等を実施し、緊急輸送ルートの中から人命救助に係る拠点への具体的な候補経路をあらかじめ選定している。

発災直後には、都本部は俯瞰的に被害状況を把握し、候補経路の絞り込みや甚大な被害が生じている地域への経路など、道路調整チーム等を通じて、国や関係機関等と必要な調整を行い、被災状況を踏まえた都内のルート確保の方針を定める。

その後も、刻々と変化する被災状況や道路等の点検結果、区市町村からの道路等の被害情報、また、各道路管理者が連携し実施する「八方向作戦」の進捗状況等、適宜、情報の共有・調整等を行い、ルート確保に向けた対応を進めていく。

さらに、陸路による応急対策活動が困難な地域にも対応できるよう、空路及び水路による手段を確保し、多重化を図っていく。

物資輸送など被災者支援に係るルートは、救出救助活動で活用したルートも利用する。なお、都本部は、道路調整チーム等を通じて、各機関等との通行可能（又は不可能）なルートに関する情報共有の際に、できる限り地図情報を用いる。



人命救助に係るルート確保イメージ

(2) 救出救助活動、消火活動及び医療救護活動に係る調整等

○ 関係機関と連携した救出救助活動及び消火活動

首都直下地震等の発生直後においては、区部の木造住宅密集地域を中心に建物倒壊や火災が各地で発生し、多摩山間部では土砂災害に伴う地域の孤立も想定される。都本部等は、迅速・的確な消火活動の実施にあたり、被災者の救出救助活動を関係機関と連携して実施する。

都本部は、総合防災部・警視庁・東京消防庁・自衛隊・海上保安庁から派遣された LO を構成員に含む救出救助統括室を設置し、各機関から提供される情報を集約・共有するとともに、被害状況に応じて各機関が連携した活動等を調整・支援する。

救出救助統括室は、各機関の活動状況の把握・分析や活動拠点の運営、救出救助・救命に係る要請及び調整案件に係る対応、ヘリコプター運用調整（負傷者搬送、被害情報把握等）、医療救護チームに対する東京 DMAT 出動要請等を行う。

○ 被害状況や医療資源の把握

首都直下地震等の発生直後においては、多数の負傷者が発生する一方、医療機能が一時的に低下することが想定される。都本部等は、都内の人的・物的被害、ライフライン、主要道路及び医療機関の状況について情報収集を行う。

都本部（福祉保健局）は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）⁵等を活用して医療機関の状況を把握し、東京 DMAT、医療救護班等の編成状況や日本 DMAT などの他道府県からの応援医療チームの参集状況について情報収集を行い、東京都災害医療コーディネーターから医学的な助言を受けながら、都内の医療救護活動を統括調整する。

○ 東京 DMAT、都医療救護班等による医療救護活動

都本部（福祉保健局及び東京都災害医療コーディネーター）は、都内の被害状況を踏まえて、東京 DMAT、都医療救護班等の編成及び派遣調整を行う。東京 DMAT は、原則として災害現場における救護活動を行うこととし、都医療救護班等は区市町村からの要請を受けて医療救護所等で救護活動を行うこととする。

また、都本部（福祉保健局及び東京都災害医療コーディネーター）は、国（厚生労働省）及び他道府県と連携して、日本 DMAT などの応援医療チームの派遣調

⁵ 災害発生時に、被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供していくためのシステム。都においては、都災害対策本部（東京都災害医療コーディネーター）、医療対策拠点（地域災害医療コーディネーター）、区市町村災害対策本部又は医療救護活動拠点（区市町村災害医療コーディネーター）、病院、保健所などが活用して情報を共有する。（出典：災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）（東京都福祉保健局））

整等を行う。

東京都地域防災計画では、災害拠点病院は主に重症者の収容・治療、災害拠点連携病院は主に中等症者の収容・治療、災害医療支援病院は専門医療や慢性疾患の対応等を行うこととしているが、医療機関は、施設の安全等を確認した上で、オープンスペース等を活用して可能な限り傷病者の受入れを行うこととする。

都本部（医療救護チーム）は、都内の医療救護活動が円滑に行われるように、主要道路の啓開や災害拠点病院に対する燃料の優先供給等について各部門・チーム等と調整を行う。

○ 地域医療搬送・広域医療搬送

都本部（福祉保健局）は、地域災害医療コーディネーターや区市町村と連携して被災地域の収容先医療機関の確保に努めるが、災害拠点病院等において傷病者の受入れが困難な場合には、各地域災害医療コーディネーターが連携して搬送調整を行うこととする。

傷病者、医療従事者、医療物資等の搬送については、救急車のほか、区市町村や協定締結事業者による一般車両の活用、船舶の活用等、あらゆる手段をもって対応する。

搬送手段が不足している場合、都本部は、DIS 等を活用して搬送可能経路を確認し、警視庁、東京消防庁等、自衛隊及び海上保安庁等の関係機関に傷病者等の搬送を要請する。

また、都及び区市町村は、傷病者の迅速な搬送を図るため、場外離着陸場等を活用して、緊急性の高い負傷者の搬送手段を確保する。

傷病者の広域搬送が必要な場合、都本部は、国や関係機関と調整の上、東京国際空港、有明の丘広域防災拠点及び立川駐屯地等に航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置し、国（厚生労働省）に対して広域医療搬送を要請する。

また、広域医療搬送が困難な傷病者がいる場合や近隣縣市での傷病者受入れが可能な場合には、九都縣市災害時相互応援等に関する協定等に基づいて搬送できるように、活動拠点等の活用を含め、あらゆる手段をもって対応する。

○ 医療物資の調達

医療物資の調達について、発災からおおむね 72 時間までは各医療機関・自治体で備蓄しているものを使用する。福祉保健局は区市町村等から要請があった場合には、都の備蓄を放出する。

区市町村は発災後速やかに災害薬事センターを設置し、72 時間以降は災害薬事センターを介して卸売販売業者から医療物資の調達を行う。福祉保健局は、卸売販売業者が早期に復旧できるよう関係機関と連携して支援するとともに、区市町村の災害薬事センター設置状況等の情報収集を行う。

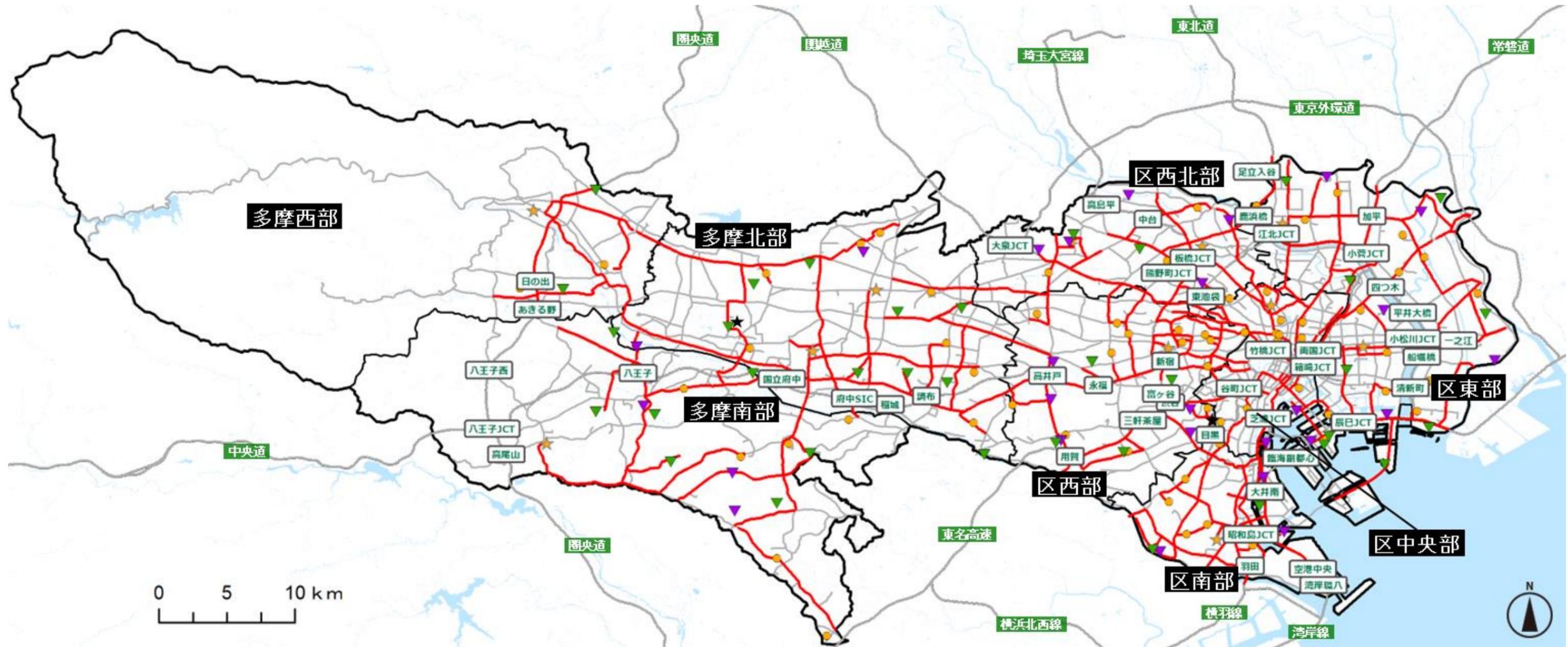
＜都の被害想定の特徴に応じた初動対応の方向性＞

木造住宅密集地域における建物倒壊、建物火災、市街地における狭あい道路の閉塞、多摩地域に広がる急傾斜地の崩壊など、各地域の被害特性に応じた実効性ある初動対応をとるためには、あらかじめ都内各地域の被害の特性を踏まえた初動対応の方向性について、各機関相互の共通認識を図るとともに、その共通認識に基づき、日頃から、各機関の連携・協力の下、実践的な訓練等を通じて災害対応力を強化しておくことが重要である。

令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づき、最も大きな被害が想定される地震（区部においては都心南部直下地震、多摩地域においては多摩東部直下地震）における都内各地域の被害の特性が色濃く表れるような任意の圏域を設定し、各々の圏域における被害の特性とそれを踏まえた初動対応の方向性を作成した。

また、被害想定上の大規模な被災地域と災害拠点病院や活動拠点候補地を踏まえ、救出救助活動や医療救護活動における人命救助のためのルートの一例（河川を活用する人命救助のためのルートも含む。）を案出した。各圏域における被害の特性、初動対応の方向性及び人命救助のためのルートの詳細については、巻末資料1を参照されたい。

【東京都の各圏域及び拠点】



圏域	区市町村
区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区
区南部	品川区、大田区
区西部	渋谷区、世田谷区、目黒区、新宿区、中野区、杉並区
区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区
区東部	足立区、葛飾区、荒川区、江東区、墨田区、江戸川区
多摩西部	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
多摩南部	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市
多摩北部	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市

- 〈施設〉
- ▼ 活動拠点候補地(屋外施設)
 - ▼ 活動拠点候補地(屋内施設)
 - ★ 広域基幹災害拠点病院
 - ★ 地域災害拠点中核病院
 - 災害拠点病院
- 〈道路〉
- 人命救助のためのルート
 - 緊急輸送道路(一次路線、二次路線、三次路線、緊急河川敷道路)※1
 - 及び高速道路
 - 名称 主な関係 I C、S I C、J C T※2
- 〈その他〉
- 圏域境界線
- ※1 東京都の緊急輸送道路(令和2年4月時点)に基づく
 ※2 主要な I C、S I C、J C Tのみ表示
 (国土数値情報 令和2年度データ)

(3) 物資調達活動

区市町村からの物資要請を円滑に取りまとめるため、避難所で不足している物資については、避難所の運営者等がインターネットを介して、DIS、物資調達・輸送調整等支援システムにアクセスし、物資品目、数量等を入力することで、当該区市町村の災害対策本部において避難所ごとの必要物資が判明できるようにする。

区市町村の災害対策本部は、区市町村において調達が困難な支援物資について、都本部に要請する。都本部は、災害用備蓄倉庫の物資放出のほか、協定先の物販事業者に物資調達要請をする。また、国プッシュ型支援物資を勘案しても不足が見込まれる物資については、国及び相互応援協定自治体に調達・輸送の要請を行う。

緊急物資等を迅速に避難所まで届けられるよう、区市町村は、区市町村の地域における緊急物資等の受入れ、配分、被災地（避難所等）への物資拠点として地域内輸送拠点を設置し、都本部は、物流関係団体と協力し、調達物資、国や他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等を効率的に行う物資拠点として広域輸送基地を設置する。なお、災害時、都が指定する広域輸送基地が損壊等により使用できない場合は、代替拠点の設置を民間物流事業者に要請する。

都本部は、区市町村と調整の上、陸上輸送における広域輸送基地と地域内輸送拠点とのルートをあらかじめ設定する。また、災害時においては、あらかじめ設定したルートを踏まえつつ、災害の状況に応じて、救出救助活動で活用した人命救助のためのルートを活用する。

原則として発災から 72 時間を目途に避難所等に緊急物資等が届くよう調達、輸送調整を行う。

道路閉塞等により陸上輸送が困難な場合、又は一度に大量の物資を輸送する場合には、都本部は、河川管理者、港湾管理者又は空港管理者と調整し、水上輸送、海上輸送、航空輸送ルートを設定する。

輸送手段においては、トラックや船舶を活用するほか、ヘリコプターや無人航空機などの活用も検討し、救出救助活動に支障が生じない範囲において、国、自衛隊等に対し、物資輸送を要請する。

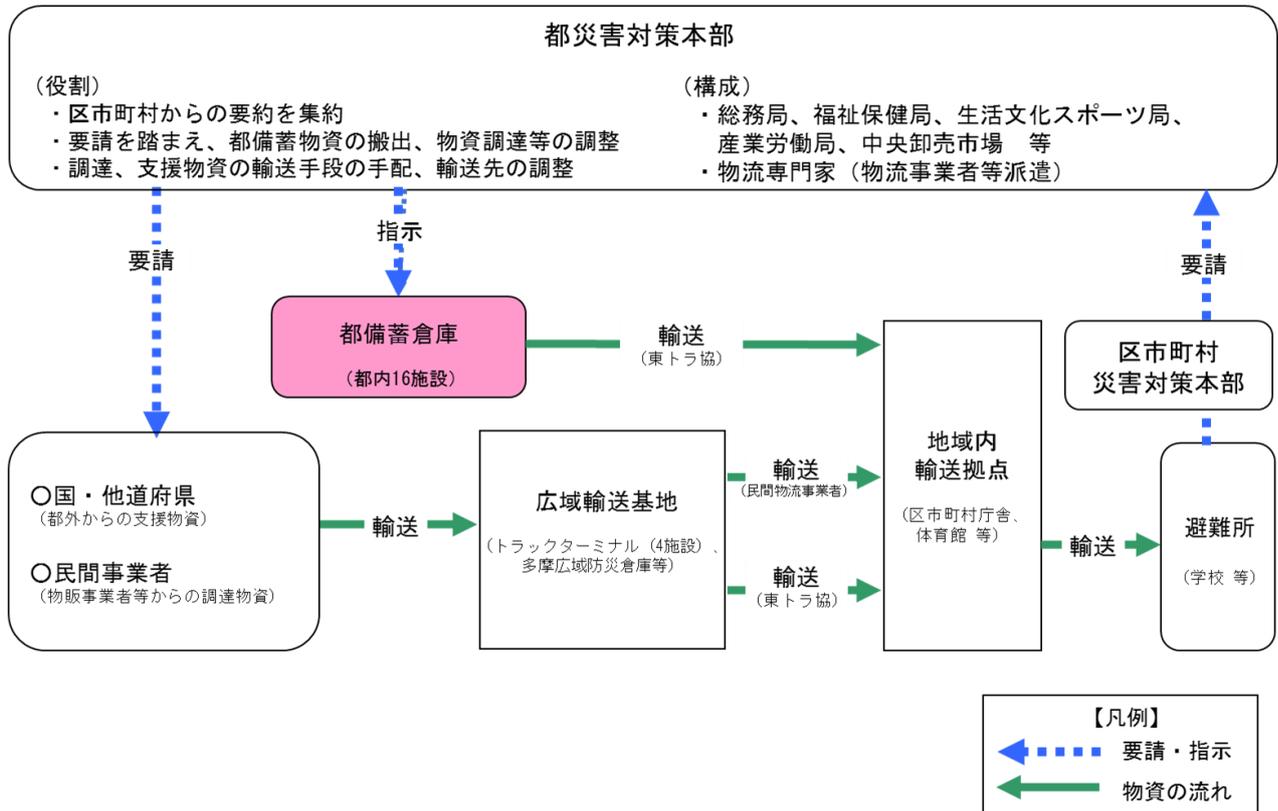
救出救助活動のための緊急車両、災害拠点病院等の医療機関、都、区市町村、警察、消防等の庁舎や都防災無線施設等の災害対策拠点、ライフライン施設など応急復旧対策及び都民生活の安定に必要な燃料について、都本部は燃料保管契約や協定に基づき業界団体から調達するが、不足する場合には、国に対して調達要請する。

都本部は、大規模な被災で区市町村が物資調達不能となった地域の避難所等の物

資不足に対し、当該区市町村からの要請を待たずに、搬入場所及び概算の必要数量を調整の上、国プッシュ型支援物資等を迅速に供給（プッシュ型支援）する。

その場合には、広域輸送基地で、協力事業者からの調達物資を仕分けし、輸送手段においては、前述の輸送手段の例に準じて対応又は関係機関に要請する。

災害時における物資等の基本的な流れ



※物資調達活動については、国の「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」も踏まえ、物資拠点の選定・輸送体制の構築などの課題について、国と連携して訓練を実施しつつ具体的な検討・検証を行っていく。

＜支援物資の輸送経路の設定

（広域輸送基地から区市町村の地域内輸送拠点まで）＞

物資の陸上輸送に関しては、発災後3日間は備蓄で対応するため、4日目以降に本格化することを踏まえ、都が指定する広域輸送基地と各区市町村が指定する地域内輸送拠点を結ぶ輸送ルートをあらかじめ設定する。

また、地域内輸送拠点の場所や広域輸送基地からの距離やアクセスを考慮し、広域輸送基地のうちトラックターミナル、多摩広域防災倉庫等を中心とした区域を設定する。その上で、被災地外からの輸送支援に対して、一般道路上のルートの一例を案出した。詳細については、巻末資料2を参照されたい。災害発生時においては、道路被害、救出救助活動の状況等を踏まえ、高速道路を含み例示したルート以外のルートも最大限に活用し、迅速な物資輸送態勢を構築する。

＜首都直下地震等発生時における島しょ地域への輸送体制の維持＞

ア 発災時の対応

首都直下地震発生時において、本対処要領で定める各種対応に加え、各局調整部門道路調整チームにて、東京湾付近の被害状況を収集する。

各局調整部門道路調整チームは、竹芝ふ頭などが活用できないことが想定される場合には、他部門とも連携しつつ、表1の港湾及び周辺の被害状況を確認する。なお、利用できる港湾候補地は、港湾利用の可能性について港湾管理者等に確認した上で、船舶会社に連絡し選定するものとする。

イ その他の港湾を利用する場合

被害の状況や物資の輸送体制等の理由により、表1で示した港湾以外の施設を利用する場合には、船舶会社の意向も確認しつつ、国・他縣市等広域調整部門等を通じて、利用の可否について施設管理者に確認した上で、船舶会社に連絡する。

(輸送体制の確保に向け留意すべき事項)

首都直下地震等の発生により、竹芝ふ頭や芝浦ふ頭など、島しょ地域への交通の玄関口となる東京湾のふ頭や後背地の臨港道路等が被災し、施設を活用できない状況においても、被災していない島しょ地域への生活に影響が生じないように、被災状況に応じた生活物資の輸送体制を構築しておくことが重要である。

このため、首都直下地震発生時等においても、島しょ地域への輸送ができるよう、被災せず利用できる港湾をあらかじめ選定し、関係者間で共有しておくことで、発災時の円滑な物資輸送体制を確保する。

首都直下地震等発生時に利用が可能と想定される港の選定

(ア) 利用施設等の被害が軽微であること

東京湾付近の被害が最大と想定される地震が発生した場合においても、船舶が接岸する港湾施設及び周辺エリア（陸路・航路）、港湾施設に至るまでのルート上の被害が軽微であることが最も重要である。

(イ) 海運会社の利用実績があること

東京 - 伊豆諸島間を定期航路とし、島しょ地域の生活物資の輸送を担っている海運会社が、災害時にも円滑に対応できるよう、平時から利用実績がある港湾施設を選定することが重要である。

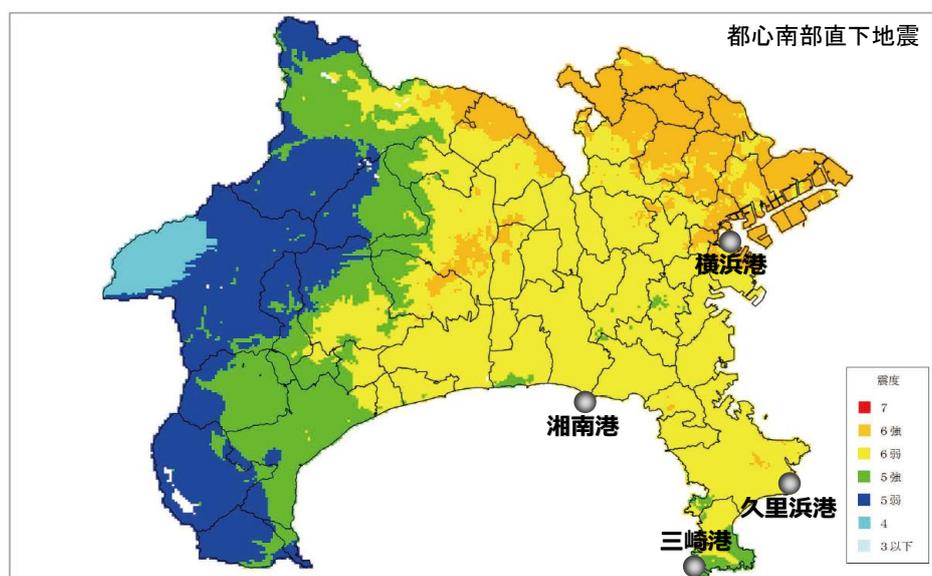
このため、東京湾付近の被害が最大と想定される都心南部直下地震が発生した場合において、東海汽船の旅客船等の利用実績がある港湾施設やその周辺エリアの被害状況を整理した。

【表 1 東海汽船の旅客船等の利用実績がある主な港湾※1】

港湾名		大型客船	ジェットフォイル	最大震度※2	被害の様相
神奈川県	横浜港	○	○	6強	周辺一帯において甚大な被害が発生
	湘南港		○	6弱	周辺道路通行支障など、大きな被害が発生
	久里浜港	○	○	6強	周辺道路通行支障など、大きな被害が発生
	三崎港		○	6弱	途中道路の通行支障等による影響が懸念
千葉県	千葉港	○	○	6弱	途中道路の通行支障等による影響が懸念
	木更津港		○	6弱	途中道路の通行支障等による影響が懸念
	富津港		○	6弱	途中道路の通行支障等による影響が懸念
	館山港	○	○	5強	途中道路の通行支障等による影響が懸念
静岡県	熱海港	○	○	5弱	被害の少ないルートを選定が可能と想定
	伊東港		○	5弱	被害の少ないルートを選定が可能と想定
	稲取港		○	4以下	被害の少ないルートを選定が可能と想定
	下田港		○	4以下	被害の少ないルートを選定が可能と想定
	田子の浦港		○	5弱	被害の少ないルートを選定が可能と想定
	清水港		○	4以下	被害の少ないルートを選定が可能と想定
	焼津港		○	4以下	被害の少ないルートを選定が可能と想定
	大井川港		○	4以下	被害の少ないルートを選定が可能と想定
	御前崎港		○	4以下	被害の少ないルートを選定が可能と想定

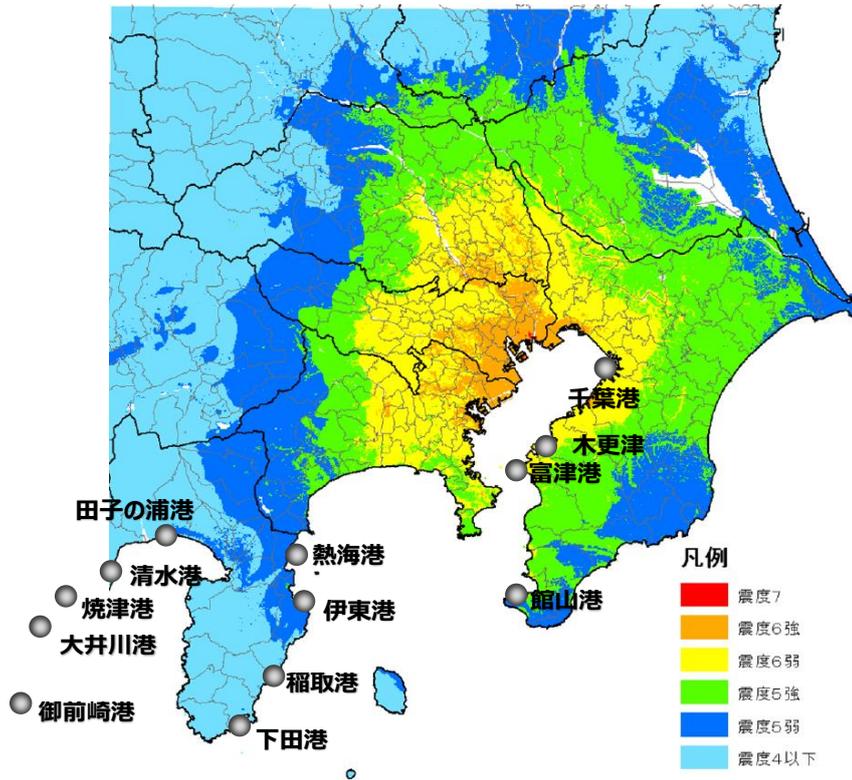
※1 港によっては、営業所があり、接岸作業員等が常駐

※2 中央防災会議公表の首都直下地震の被害想定から引用（ただし、神奈川県の港湾については、神奈川県地震被害想定結果より引用）



神奈川県地震被害想定調査報告書 神奈川県地震被害想定調査委員会（H27.3）を引用

都心南部直下地震



首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告） 中央防災会議首都直下地震対策検討WG（H25.12）を引用

(4) 受援体制の確保

都本部は、全国の地方公共団体や関係機関等からの応援を受け入れ、区市町村とも連携して被災地支援につなげていくため、受援応援を担う部門の手順やルール等を明確にした「東京都災害時受援応援計画」に基づき、被災区市町村等への人的支援に係る受援体制を確保する。

都本部（国・他縣市等広域調整部門・人員調整部門）は、DIS 等により、都庁各局及び被災区市町村の人的支援ニーズの全体を把握するとともに、国（内閣府、総務省）や広域応援団体（全国知事会、九都縣市（関西広域連合）、21 大都市等）などと連携し、人的支援の情報管理、受援調整を実施する。

また、広域応援団体等の情報連絡員が到着するまでの間に、情報連絡員の活動場所や資機材等を確保し、都本部への受け入れを行う。

区市町村は、人的支援ニーズを把握し、都本部及び個別協定団体に対して応援要請を行うとともに、応援の受け入れに関する庁内調整を実施し、都や非被災区市町村等の応援職員の受け入れを実施する。

(5) 避難者対策

区市町村は、避難指示を出すとともに、地元警察署や消防署の協力を得て、あらかじめ指定している避難場所等に避難誘導を行う。あわせて、避難所の建物被害について情報収集し、安全が確認された避難所について順次、開設・運営を行う。都は DIS 又は FAX 等を通じて開設状況及び避難者数を把握する。

区市町村は、要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、個々の状態・ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所への移送、社会福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行う。

避難所収容力を拡大させる必要がある時は、都本部と区市町村の災害対策本部は協力して、あらかじめ指定している避難所以外に国や民間の施設等を避難施設として活用できるよう要請する。

都本部は、被災区市町村からの被災者の移送要請があった場合には、都内の非(小)被災区市町村、他道府県及び国に対して応援要請を行い、移送先及び移送手段の調整を行う。広域的な避難の対象として、要配慮者とその付添者を優先的に扱うこととする。

(6) 帰宅困難者対策

都本部は、帰宅困難者の発生を抑制し、救出救助活動への支障を最小限に抑えるため、都防災ホームページ及び都防災 Twitter 等を通して、一斉帰宅の抑制や利用者保護の徹底についての呼び掛けを行うほか、行き場のない帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設（以下「一時滞在施設」という。）の開設情報を発信する。あわせて、公共交通機関の運行状況等について情報収集を行い、都防災ホームページ及び都防災 Twitter 等で情報提供を行う。

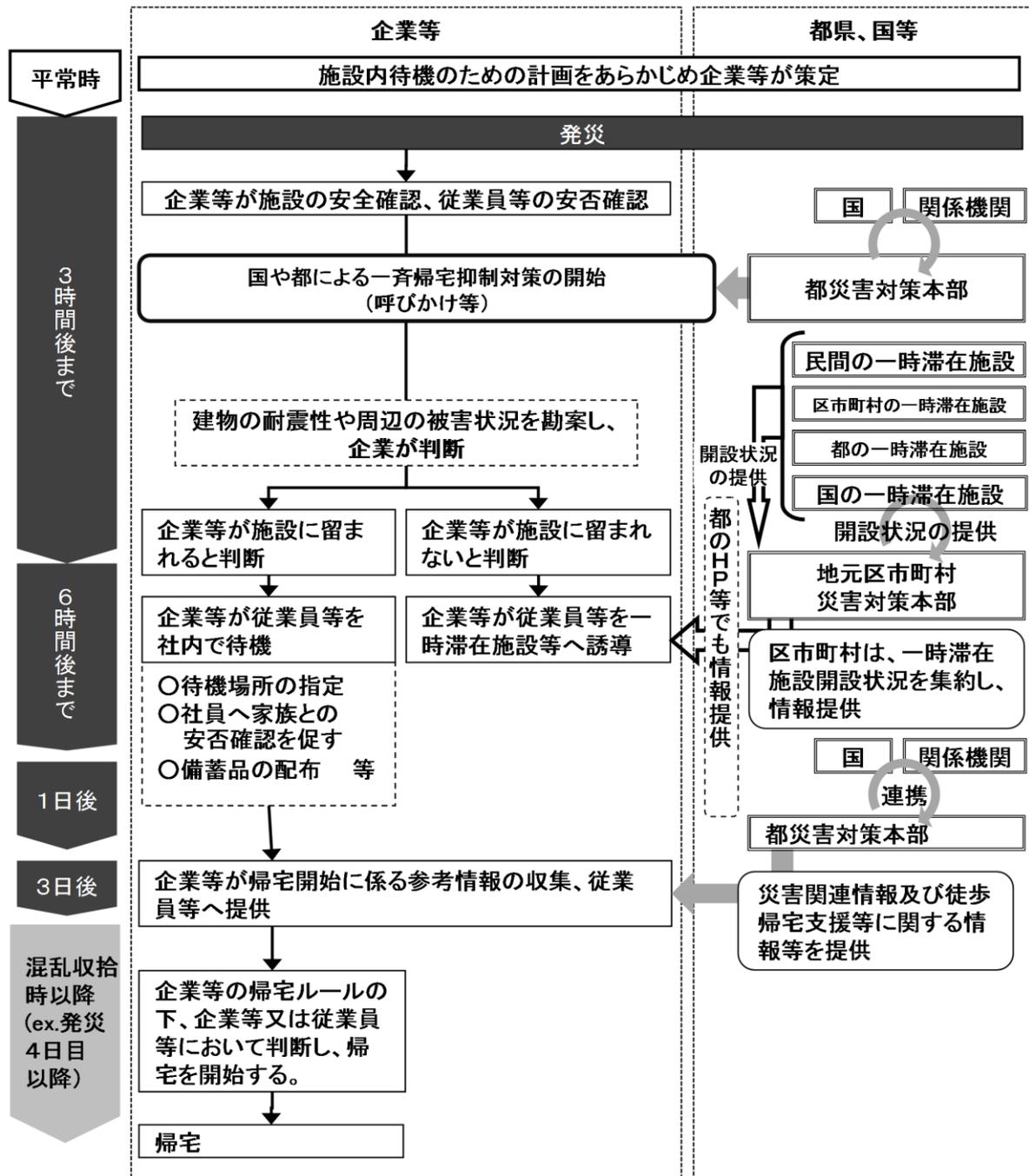
駅周辺に、行き場のない帰宅困難者が殺到し、混乱が生じることが想定されるため、都本部は、区市町村等から駅周辺の混雑状況の情報収集を行う。収集した情報は、都防災ホームページ及び都防災 Twitter 等で情報発信を行うとともに、報道機関等へも情報提供し、テレビ・ラジオ等を通じた情報発信を行う。

一時滞在施設として指定された施設の管理者等は、施設の安全の確認後、都本部又は区市町村等からの開設要請を受け、一時滞在施設を開設し、行き場のない帰宅困難者の受け入れを開始する。

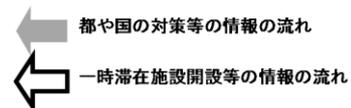
職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、おおむね発災後 4 日目以降、順次帰宅することを想定している。都本部は各事業者に対して災害時帰宅支援ステーションの開設要請を行う。

また、公共交通機関が不通となっている場合は、要配慮者を特別搬送するため、国や近隣自治体等と協力して、バス・タクシー等の代替輸送を行う。

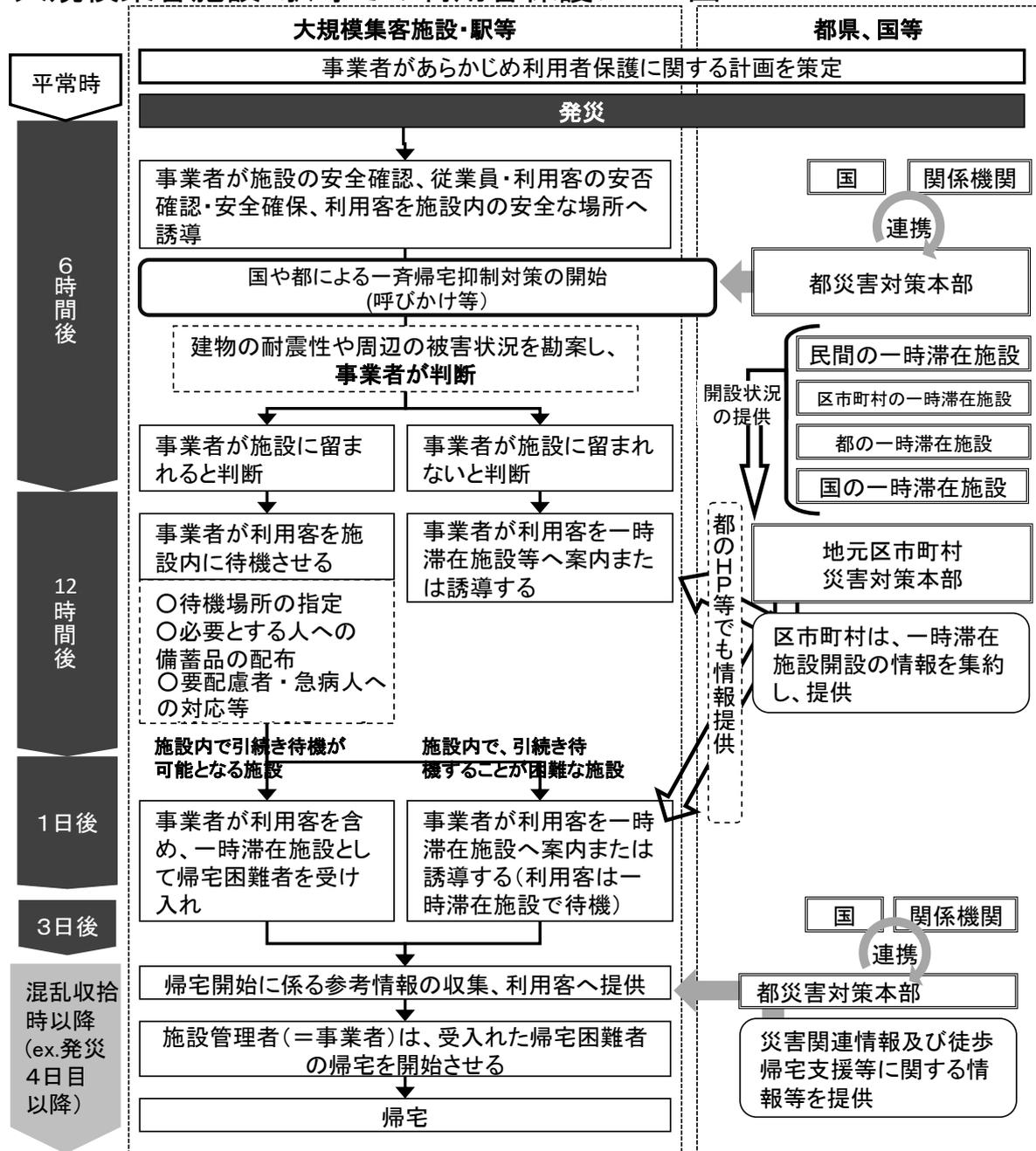
一斉帰宅抑制のフロー図



災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

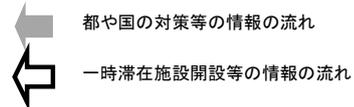


大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー図

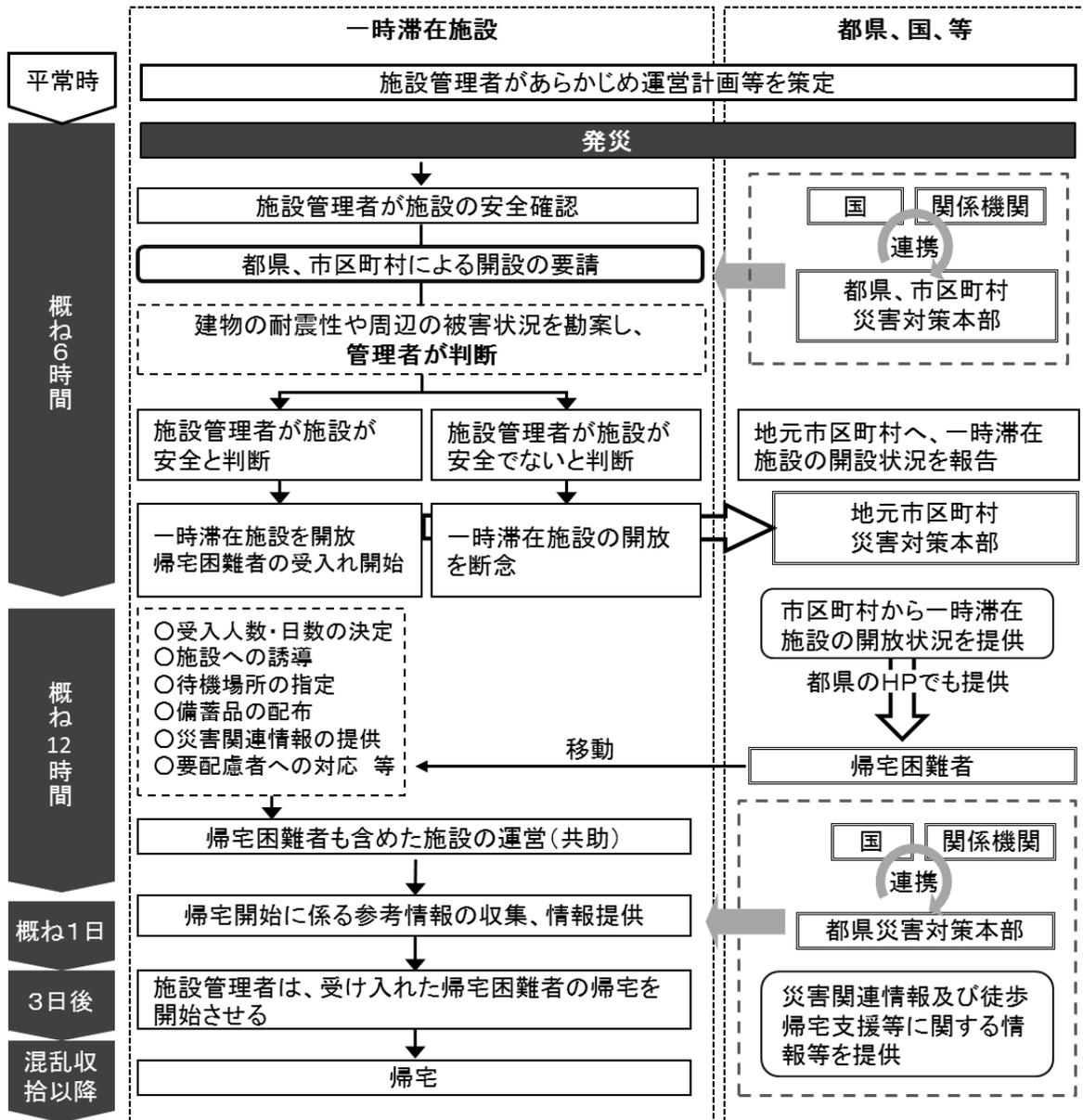


※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



一時滞在施設運営のフロー図



災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

← 都県や国の対策等の情報の流れ

← 一時滞在施設開設等の情報の流れ

【事業所防災リーダーを通じた東京都からの情報発信の例】（イメージ）

	想定シーン	事業所防災リーダーへの呼びかけ（イメージ）
1	電車が止まる程度の地震 【朝（出勤前後）】	○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後も余震等の恐れがあることに加え、出勤者等による混雑が大きくなると大変危険です。また医療やライフラインなど、エッセンシャルワーカーの円滑な出勤を優先していく必要があります。各企業におかれては、従業員等の安全を確保するため、適宜出勤の制限やすでに出勤した方の事業所内での保護等を、適切に実施していただきますようお願いいたします。その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
2	電車が止まる程度の地震 【日中（勤務時間中）】	○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後の地震情報や運行情報にご注意ください。余震等の恐れがあることに加え、徒歩帰宅による混雑が大きくなると大変危険です。各企業におかれては、従業員の安否を確認し、安全な帰宅ができるよう情報収集等に努めてください。従業員が安全に帰宅できない可能性がある場合は、事業所内に留まることもご検討ください。その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
3	電車が止まる程度の地震 【夜間（勤務時間外）】	○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。この地震の影響により、鉄道をはじめ公共交通機関の運行に中止や遅延が生じています。今後の地震情報や運行情報にご注意ください。余震等の恐れがあることに加え、徒歩帰宅による混雑が大きくなると大変危険です。各企業におかれては、従業員が安全に帰宅できない可能性がある場合は、事業所内に留まることもご検討ください。その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
4	首都直下地震クラス 【朝（出勤前後）】	○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、出勤している従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえで、帰宅は控えるよう呼びかけてください。まだ出勤していない従業員に対しては、身の安全を確保することを最優先とし、出勤の抑制等と呼びかけてください。業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
5	首都直下地震クラス 【日中（勤務時間中）】	○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、出勤している従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえで、帰宅は控えるよう呼びかけてください。業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。
6	首都直下地震クラス 【夜間（勤務時間外）】	○月○日●時●分東京地方で最大震度●を観測する地震が発生しました。各企業におかれては、従業員及び建物・周囲の安全を確認したうえで、事業所内の従業員を待機させてください。適宜災害時用伝言サービス等で家族の安全を確認したうえで、帰宅は控えるよう呼びかけてください。業務継続のための活動は、従業員の安全が確保された状況で実施しましょう。その他、地震に関する情報は東京都防災HP等をご参照ください。

帰宅困難者対策の流れ

帰宅困難者の発生



一時滞在施設の開設



帰宅支援ステーションの開設



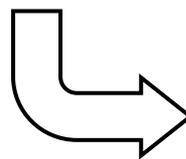
都防災 Twitter 等による呼び掛け(※画面イメージ)



【帰宅困難者対策のツイート例】

- 企業は従業員を、学校は生徒を待機させてください。
- 駅や集客施設では利用者の保護に努めてください。
- 災害時伝言サービス等で家族の安全を確認した上、帰宅は控えてください。

※発災直後から、都は都防災ホームページ及び都防災 Twitter による注意喚起のほか、一時滞在施設の開設情報など、随時、情報発信していく。



発
災

(7) ライフラインの復旧

上下水道、電気、ガス及び通信施設を管理運営する事業者（以下「ライフライン事業者」という。）は、各々が管理する主要な施設に関して、施設の被害情報、断水又は停電といった機能障害の状況、復旧見通しについて、都本部に報告する。

都本部は、ライフライン事業者からの上記の報告について、各機関に情報提供する。

都本部は、首都中枢機関や災害拠点病院などの優先復旧施設の被害情報を収集し、ライフライン事業者に対し、当該施設の建物被害や道路被害など、ライフラインの復旧に必要な情報を提供するとともに、特に優先度の高い施設を定める。

また、随時、ライフライン施設の復旧状況などを確認し、優先度の高い施設を見直すとともに、ライフライン事業者から復旧を進めるに当たっての支援要請があった場合には、国と連携して必要な措置をとる。

ライフラインの復旧は、各事業者があらかじめ定めた復旧計画に基づき実施していくことを原則とするが、都本部は、国と情報交換及び調整の上、災害の程度や人命救助に必要な施設及び首都中枢機能の継続性確保に必要な施設等の重要度を勘案し、ライフライン事業者に応急復旧を要請する。

(8) 遺体の取扱い

区市町村は、遺体収容所設置について住民に周知するとともに、都本部及び警視庁に報告する。警視庁及び監察医務院は、検視・検案班を編成して遺体収容所に派遣し、検視・検案を開始する。

都本部は、検視・検案に必要な資機材の不足、人員の不足がある場合は、国、他縣市等に応援要請を行う。

区市町村は、遺体収容所が不足する場合には、臨時遺体収容所の設置場所を確保する。それでも不足する事態においては、都本部と協力して設置場所の確保にあたる。

区市町村において棺等葬祭用品、遺体保存剤等の資機材又は遺体の搬送車両の確保が困難となった場合には、都本部は協力要請に基づき、協定先の事業者にも調達要請を行う。それでも不足する場合には国及び他縣市に要請を行う。

都本部は、必要に応じて広域火葬の調整を行う。応援可能な火葬場及び近隣県に対し火葬に関する要請を行い、更に近隣県より広域的に火葬を実施する必要性が生じた場合には、国に対し要請を行う。また、火葬場経営者から火葬要員について応援要請があった場合には、他の区市町村、近隣県等に派遣要請を行う。

4 早期生活再建

(1) 生活再建

○義援金の受付、配分等

義援金について、都本部、区市町村、日本赤十字社等各機関は、早期に口座を開設するとともに、全国に向け義援金募集の周知を図る。

義援金は、り災者支援のため、被害状況を勘案し、迅速に配分する。

なお、小口・混載の支援物資については、内容物の確認、仕分け、管理等に混乱をきたすことから、特定個人向けのものであって配送可能な場合を除き、抑制を図る必要があるため、都本部及び区市町村は、適宜広報等を通じて周知する。

都本部及び区市町村は、義援金以外に生活再建のための資金援助として、災害弔慰金等の支給や災害援護資金の貸付けなど、生活再建のための資金援助を行う。また、日本赤十字社では災害見舞品の配分を行う。

○ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動について、区市町村に設置される区市町村災害ボランティアセンターにおいて、ボランティア・ニーズ等の情報を収集する。

区市町村災害ボランティアセンターからの情報は、都本部が東京ボランティア・市民活動センターとの協働により設置する東京都災害ボランティアセンターにおいて収集する。

東京都災害ボランティアセンター及び区市町村災害ボランティアセンターは連携してボランティア・ニーズの情報を発信する。

ボランティアの受入れ及び活動支援は、地域に精通した区市町村災害ボランティアセンターが中心となり行う。

都本部は、区市町村からの要請に基づき、区市町村災害ボランティアセンターの代替施設又は資機材の備蓄場所等が不足した場合の施設を確保する。

○生活再建に向けた相談業務等の支援

都本部は、就労相談や健康相談など様々な生活相談を含む総合的な相談業務の実施や学校再開のための環境整備などを区市町村と連携し進めるとともに、被災地外の他道府県へ相談要員や教員の派遣等を依頼し、速やかな生活再建を図る。

○産業廃棄物処理

(ごみ処理)

都本部は、区市町村の被災状況や要請を踏まえ、広域処理体制を確保し、迅速な処理を実施する。

(がれき処理)

都本部は、区市町村の被災状況及び委託要請を踏まえ、一次集積場所等を確保し、再利用、適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。

(2) 住宅対策

○被災住宅の応急危険度判定

区市町村は、二次災害を防止するため、余震等による被災建物倒壊等の危険度判定を実施する。

区市町村から支援要請があれば、都は応急危険度判定員、宅地危険度判定士の出動要請等を行う。

○り災証明発行等支援

区市町村は、住宅の応急修理又は供給のための基礎資料、り災証明書の発行根拠となる家屋・住家被害認定調査を実施する。

また、認定調査に基づき、り災証明書を発行する。

区市町村から支援要請があれば、都本部は調査・発行要員の派遣を行うとともに、必要人数・輸送手段・支援先等を調整の上、都内の非（小）被災区市町村、他道府県に対して応援要請を行う。

○被災住宅の修理、応急仮設住宅等の供給

家屋の応急修理について、都本部は、住居の半壊・半焼により、自らの資力では修理ができないうり災者のため、居住に必要な最小限の応急修理を実施する。

被災により住居を滅失し、自らの資力では住居を確保できないうり災者のために、民間賃貸住宅又は公的住宅、建設した仮設住宅の方法で応急的に仮設住宅を供給する。

なお、都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅等の供与について協力要請を行うとともに、住宅の供給状況等を情報共有し、地域コミュニティに配慮した入居体制を整備する。

第3章
各機関等との連携体制
及び
時系列による主な
応急対策活動の流れ

1 総論

(1) 発災後 72 時間を中心に取り組み 10 の応急対策活動テーマ

本対処要領で対象とする発災後 72 時間を中心に取り組み 10 の応急対策活動テーマと対処の概要を以下に示す。

対応テーマ	対処の概要
1 初動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 都本部を設置し、順次、東京都防災センター内指令情報室に職員が参集する。 「発災後 2 時間業務掲示板」で示されている業務リスト・マニュアルの業務を実施する。 国や関係機関との連絡体制を構築し、被害状況等の情報を収集する。 都本部会議において被害状況や応急対策活動の方針を共有するとともに都民等への情報発信を行う。
2 救出救助活動及び消火活動	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の情報収集を行い、被害の大きい地域を優先的に各関係機関が被災者の救出救助や消火活動を展開する。 警視庁、東京消防庁等がまず救出救助活動を開始し、その後全国的な応援部隊が順次大規模救出救助活動拠点に参集し、救出救助活動や消火活動を展開する。 都本部は、被害の発生状況や関係機関の活動状況を見ながら、部隊の投入について関係機関と調整する。
3 緊急輸送ルート確保	<ul style="list-style-type: none"> 各種交通網の通行や施設使用の可否について、情報収集・整理を行い、応急対策活動を実施する関係機関に情報を共有する。 収集した各種交通網の被災状況等を踏まえて、人命救助に係る緊急輸送ルートを最優先に、道路啓開を実施する。 応急対策活動の進展に合わせ、人命救助、物資輸送等に係る経路の検討・調整を行う。
4 医療救護活動	<ul style="list-style-type: none"> 収集した被害状況を踏まえて、福祉保健局と都本部 医療救護チームが協働して、関係機関と調整し、DMAT や応援医療チーム等が医療救護活動を実施する。 負傷者や医薬品等の搬送手段、医療機関のライフライン維持等について調整を実施する。 SCU を設置するとともに、広域医療搬送を実施する。
5-1 物資調達活動（食料・生活物資）	<ul style="list-style-type: none"> DIS、物資調達・輸送調整等支援システム⁶を通じて区市町村から不足する物資の提供について要請を受ける。 まずは都の備蓄物資や協定事業者から調達した物資を搬送して区市町村の要請に対応する。 その後、国や他県市から物資支援を受け入れ、物資の不足する区市町村へ搬送する。
5-2 物資調達活動（燃料）	<ul style="list-style-type: none"> 都本部は、燃料保管契約や協定に基づき業界団体（石油組合）から燃料を調達する。不足する場合には、国に対して調達要請する。 緊急通行車両等に対する石油燃料の供給：緊急通行車両等に対して、給油可能な指定給油所、中核給油所の情報を提供する。 重要施設に対する石油燃料の供給：災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、救助活動拠点などの重要施設（優先供給施設）における必要量の把握及び燃料供給にむけた具体的な調整を行う。 油槽所のアクセス道路等、燃料輸送に必要なルートの優先啓開の実施や交通規制の調整など、燃料輸送・供給体制を確保する。
6 受援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 被災区市町村や庁内各局からの人的応援要請を集約し、国・他県市等広域調整部門を経由して全国知事会などの広域応援団体に対して応援要請を行う。 被災区市町村への人的応援に関して、庁内各局及び非被災区市町村と派遣調整を実施する。 人員が不足する局への人的応援に関して、庁内各局と人員内訳等に係る割り振りや派遣調整を実施する。 カウンターパート団体決定後は、カウンターパート団体が被災区市町村に応援職員を派遣し、支援を実施していく。
7 避難者対策	<ul style="list-style-type: none"> 区市町村が避難所を開設し、住民の避難誘導を行う。 都は避難所の運営に必要な食料・生活物資、医薬品等の提供や、避難所の運営に必要な人員の派遣など、区市町村の避難所運営を支援する。 都内非被災区市町村や他県市と調整し、広域避難に向けた移送調整を行っていく。
8 帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者が一斉帰宅を開始した場合、緊急通行車両等の通行に支障をきたすおそれがあるため、一斉帰宅抑制の呼び掛け、情報提供を行う。 一斉帰宅の抑制を実現するための一時滞在施設の開設を、施設管理者に要請する。 徒歩帰宅者を支援するための災害時帰宅支援ステーションの開設を、協定締結事業者に要請する。
9 ライフラインの復旧等	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの早期復旧を目指し、優先的に応急・復旧が必要な箇所や地域等についてライフライン事業者と調整する。 ライフライン事業者に対して、道路啓開情報、避難所開設状況、その他災害全般情報など、復旧に資する情報を提供する。
10 遺体の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 警察・自衛隊・関係団体等と連絡調整を図り、遺体を搬送する。 検視・検案に係る機関と連携を取り、遺体の身元確認を行う。 国・近隣他県・火葬場等と調整して、広域的に火葬を実施していく。

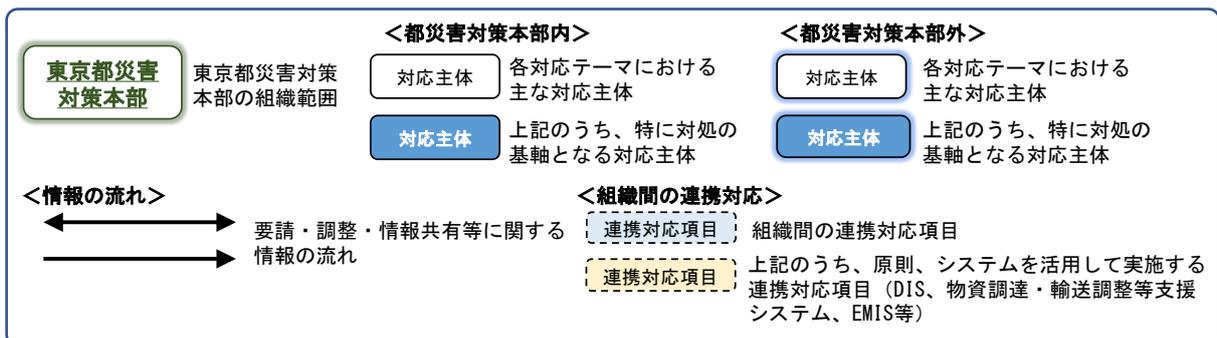
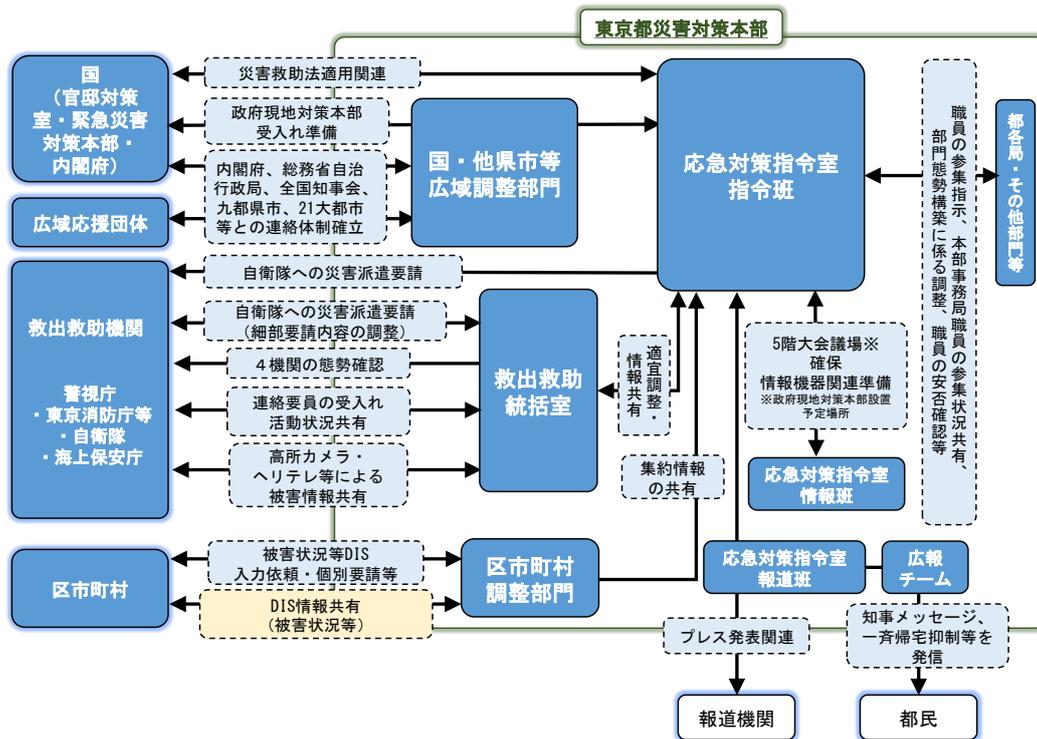
⁶ 国、都道府県、市町村の三者がリアルタイムで物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することができるシステム。令和 2 年度より運用を開始した。（出典：内閣府 HP「防災の動き」(https://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/r03/101/news_10.html)）

2 各応急対策活動テーマに係る連携体制相関図

発災後 72 時間を中心に取り組む 10 の応急対策活動テーマに関して、主たる部門と各部門等との関係性、情報のやり取りなどを俯瞰的に把握・見える化した「連携体制相関図」を以下に示す。

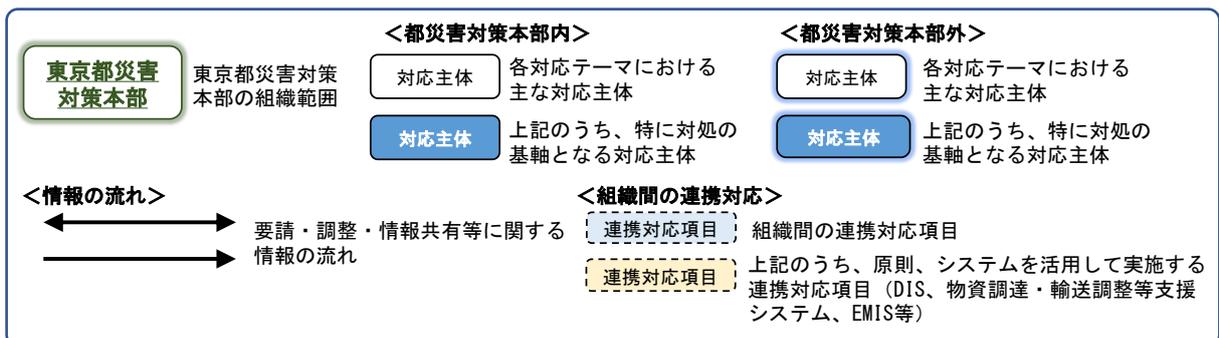
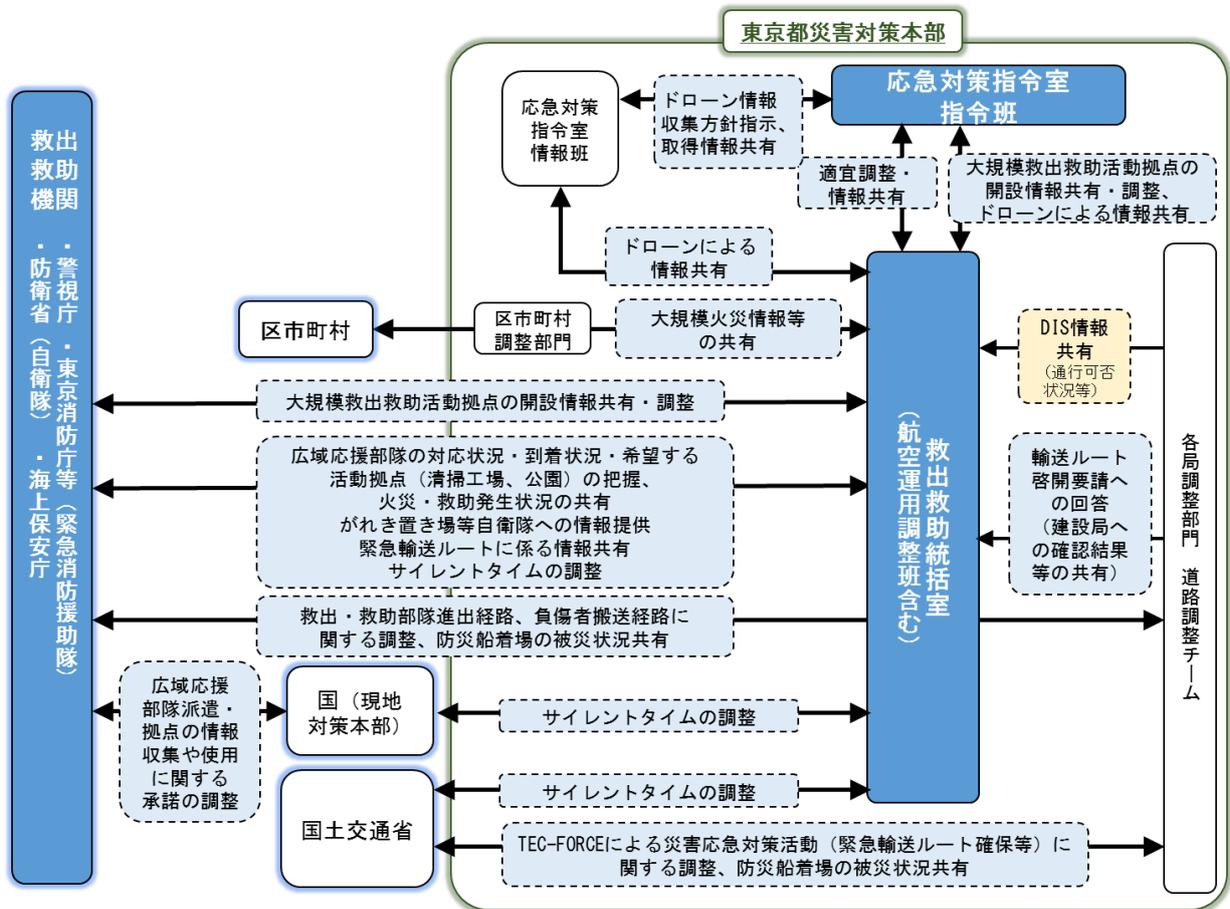
(1) 初動体制の確立

想定される事態	対処の概要
<ul style="list-style-type: none"> ▶首都直下地震により深刻な被害が発生する（都心南部直下地震の死者が最大で約 6,150 人、区部の木造住宅密集地域を中心に建物倒壊や火災などによる大きな被害が発生）。 ▶応急対策の初動対応、都本部設置の必要性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶都本部を設置し、順次、東京都防災センター内指令情報室に職員が参集する。 ▶「発災後 2 時間業務掲示板」で示されている業務リストの業務を実施する。 ▶国や関係機関との連絡体制を構築し、被害状況等の情報を収集する。 ▶都本部会議において被害状況や応急対策活動の方針を共有するとともに都民等への情報発信を行う。



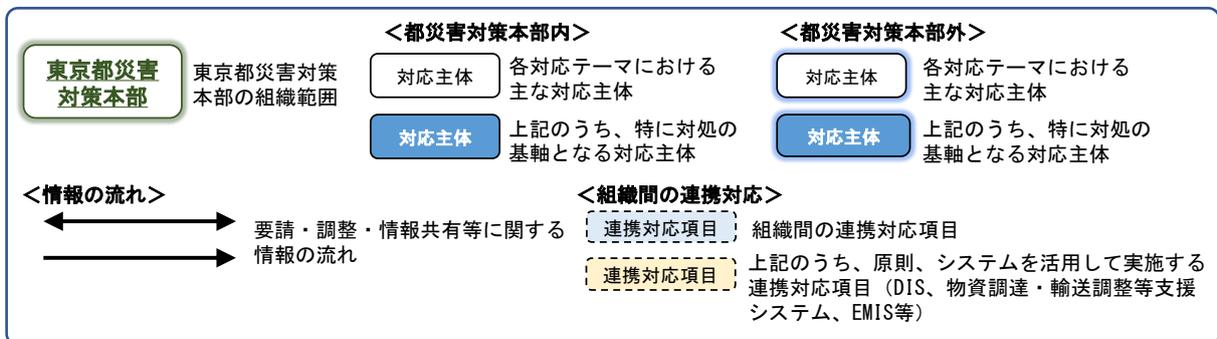
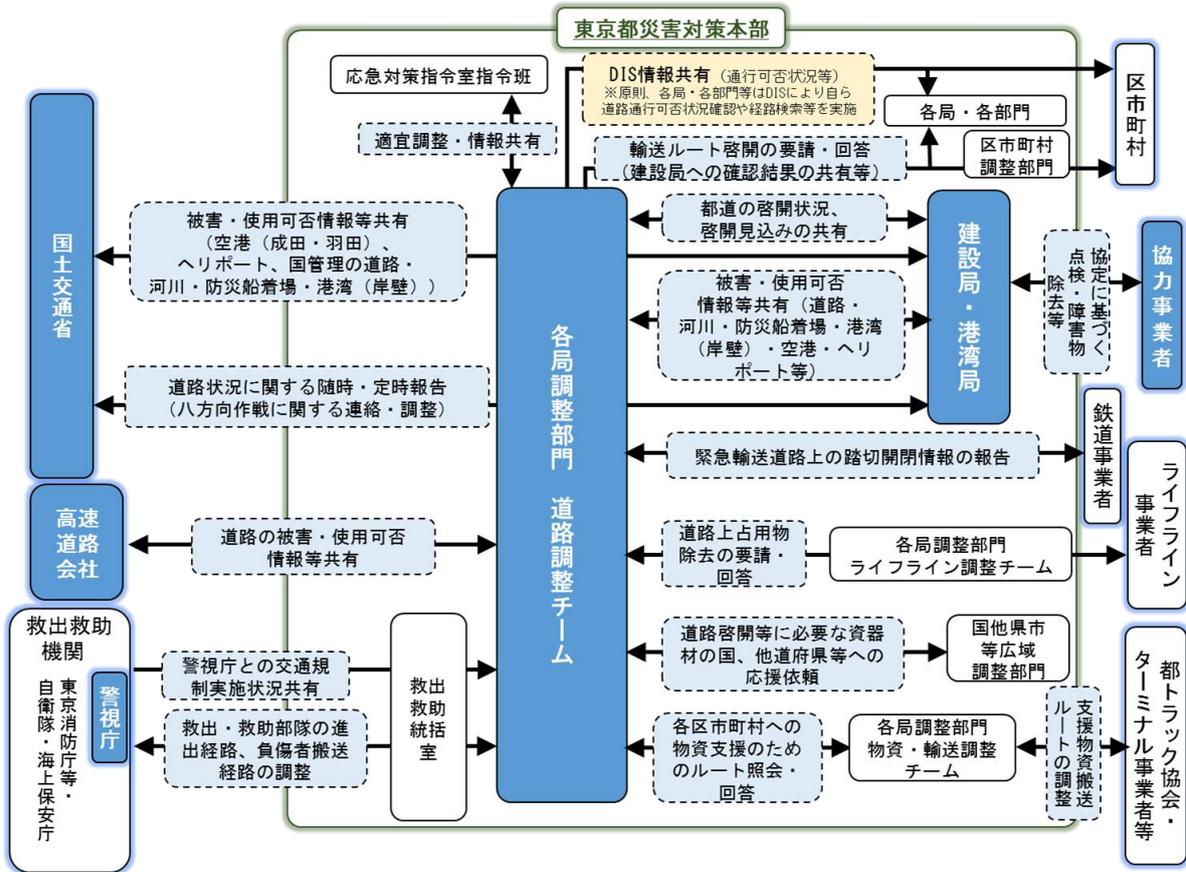
(2) 救出救助活動及び消火活動

想定される事態	対処の概要
<ul style="list-style-type: none"> ▶首都直下地震の発生に伴い、区部の木造住宅密集地域を中心に建物倒壊や火災が各地で発生し、道路閉塞も発生する。 ▶多摩西部を中心とした山間部で土砂災害が発生し、道路閉塞に伴う地域の孤立化も発生する可能性がある。 ▶鉄道や危険物施設等で大規模事故が発生する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶被害状況の情報収集を行い、被害の大きい地域を優先的に各関係機関が被災者の救出救助や消火活動を展開する。 ▶警視庁、東京消防庁等がまず救出救助活動を開始し、その後全国的な応援部隊が順次大規模救出救助活動拠点に参集し、救出救助活動や消火活動を展開する。 ▶都本部は、被害の発生状況や関係機関の活動状況を見ながら、部隊の投入について関係機関と調整する。



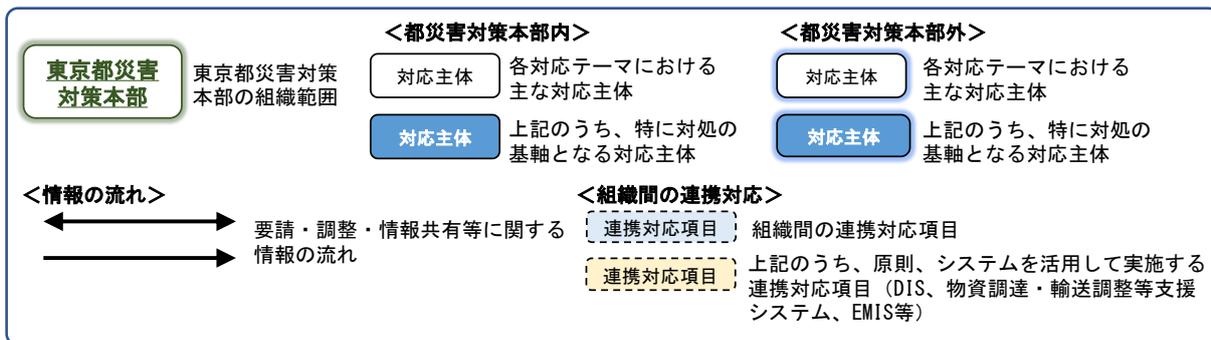
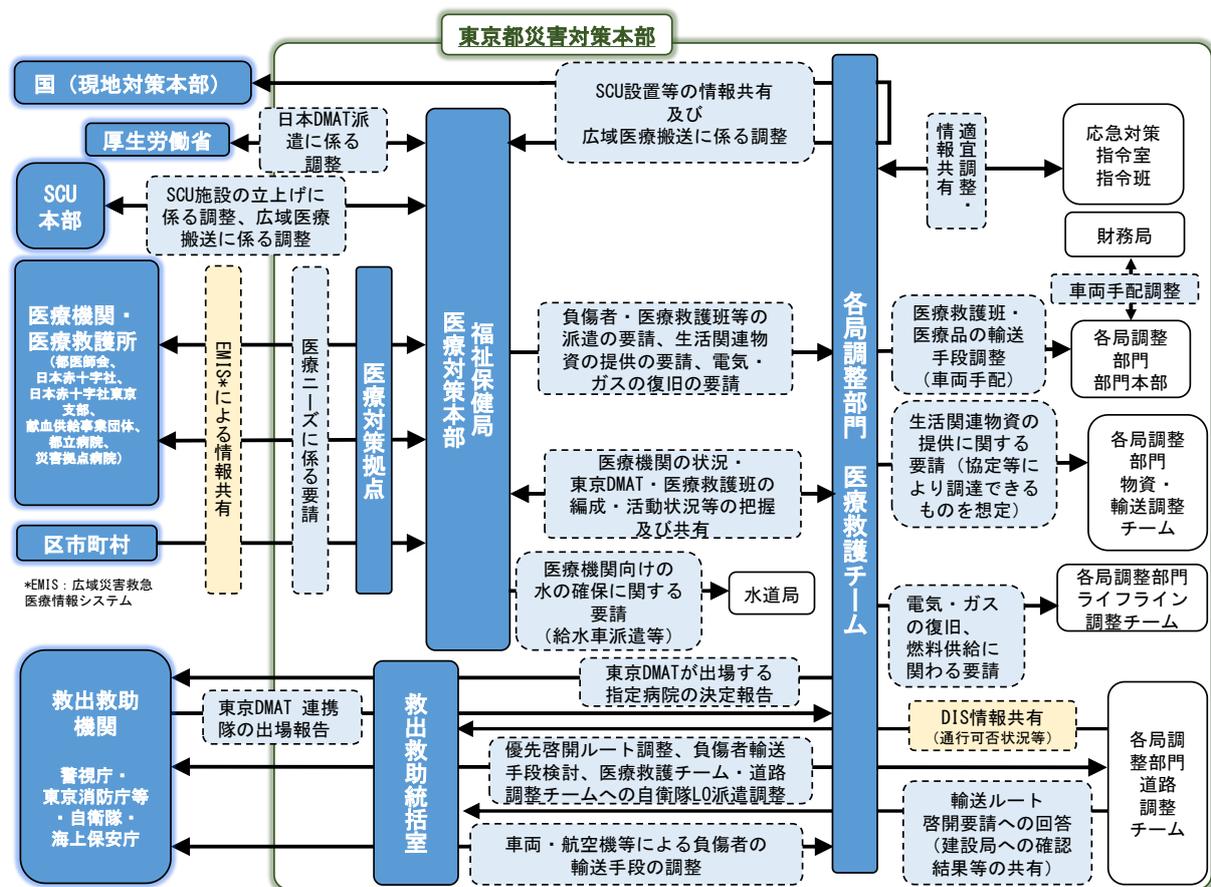
(3) 緊急輸送ルート確保

想定される事態	対処の概要
<ul style="list-style-type: none"> ▶首都直下地震の発生に伴い、区部の木造住宅密集地域を中心に建物倒壊や火災が各地で発生し、道路・港湾・河川・空港施設等に被害が生じる。 ▶道路等が閉塞することにより、救出救助活動や物資輸送などの応急対策活動実施における使用可能な経路が限定される状況となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶各種交通網の通行や施設使用の可否について、情報収集・整理を行い、応急対策活動を実施する関係機関に情報を共有する。 ▶収集した各種交通網の被災状況等を踏まえて、人命救助に係る緊急輸送ルートを最優先に、道路啓開を実施する。 ▶応急対策活動の進展に合わせ、人命救助、物資輸送等に係る経路の検討・調整を行う。



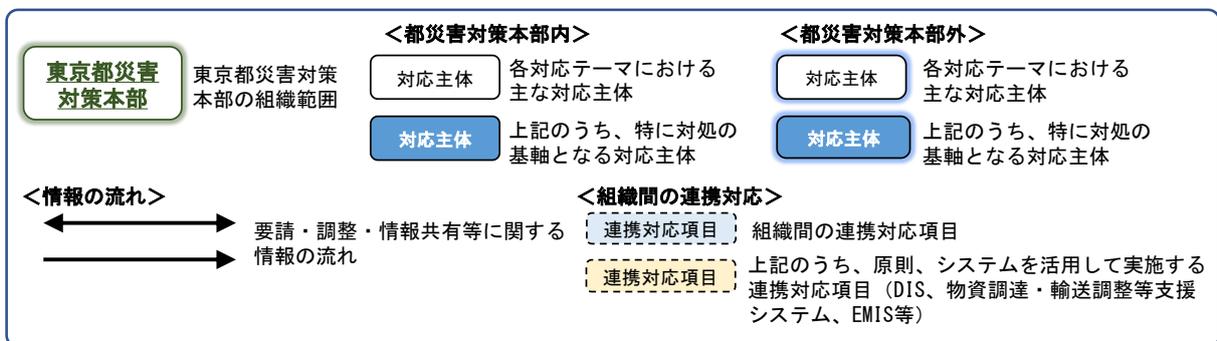
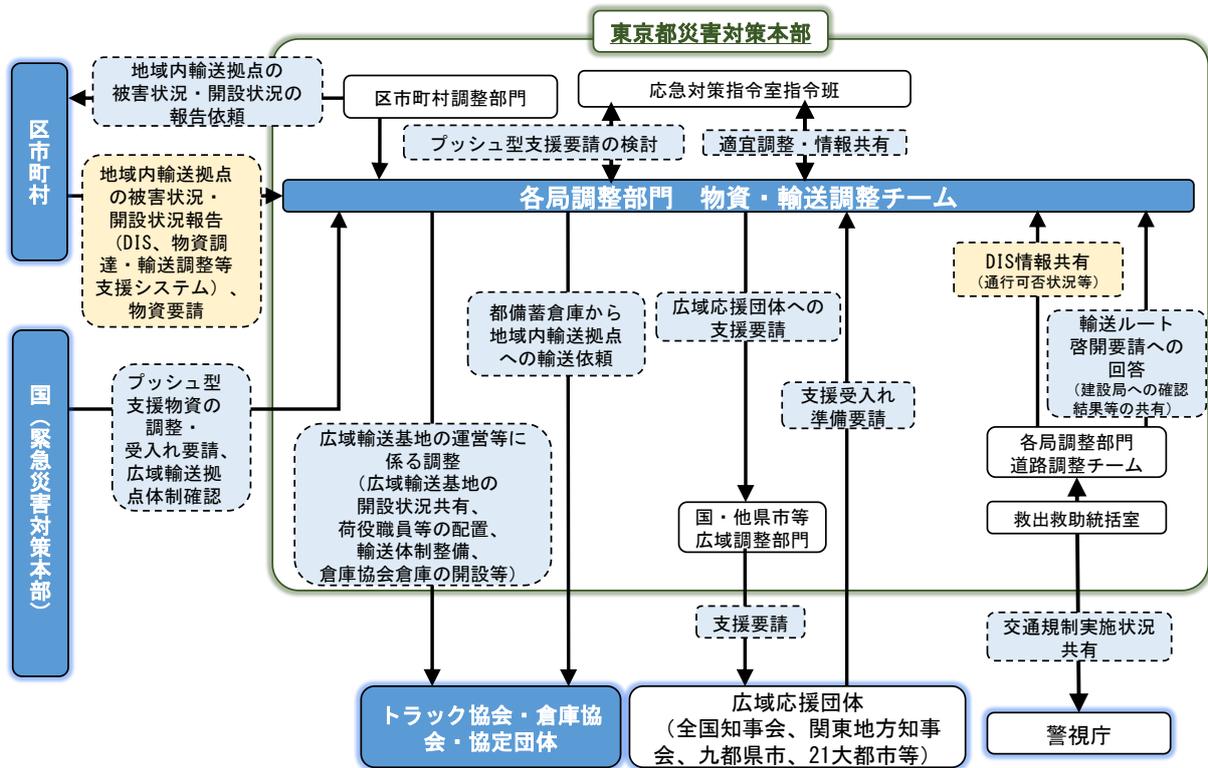
(4) 医療救護活動

想定される事態	対処の概要
<ul style="list-style-type: none"> ▶首都直下地震の発生に伴い、区部の木造住宅密集地域を中心に建物倒壊や火災、多摩西部を中心とした山間部では土砂災害が発生し、多数の負傷者が発生する。 ▶多数の負傷者が都内の医療機関に搬送されるが、医療機関も被害を受けている中で対応力が低下する。 ▶都内の医療機関等のみでは対応が困難になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶収集した被害状況を踏まえて、福祉保健局と都本部 医療救護チームが協働して、関係機関と調整し、DMAT や応援医療チーム等が医療救護活動を実施する。 ▶負傷者や医薬品等の搬送手段、医療機関のライフライン維持等について調整を実施する。 ▶SCUを設置するとともに、広域医療搬送を実施する。



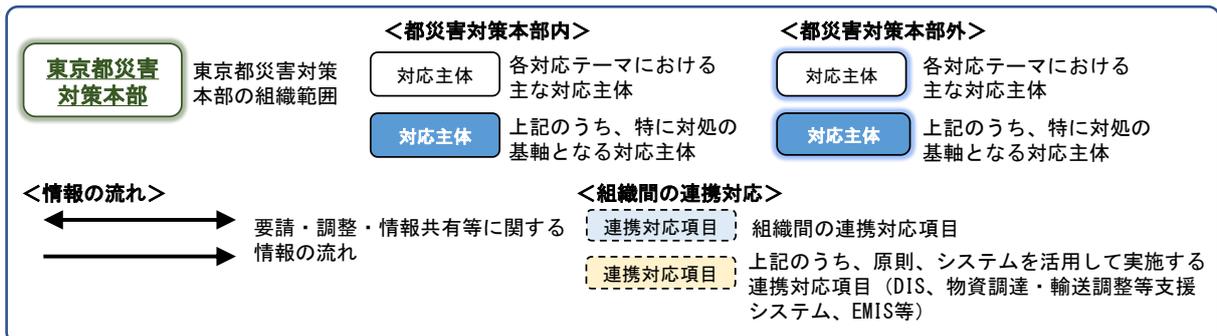
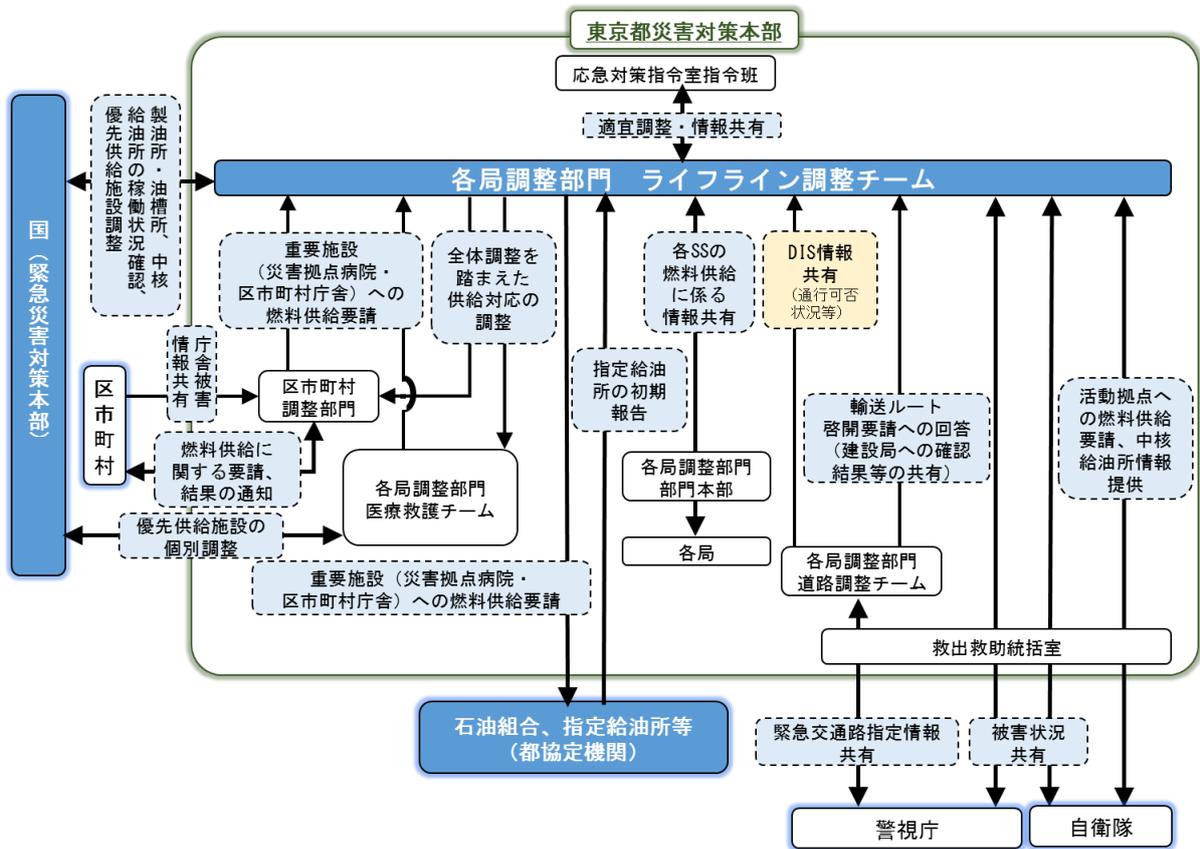
(5) - 1 物資調達活動（食料・生活物資）

想定される事態	対処の概要
<ul style="list-style-type: none"> ▶建物倒壊・火災、断水、停電、ガスの停止等ライフラインの被害の発生により、多くの避難者が滞在している避難所では生活物資が不足する。 ▶自宅で生活を継続する場合も、ライフライン等の被害や食料、生活物資等の不足によって、支援が必要な人々が多数発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶DIS、物資調達・輸送調整等支援システムを通じて区市町村から不足する物資の提供について要請を受ける。 ▶まずは都の備蓄物資や協定事業者から調達した物資を搬送して区市町村の要請に対応する。 ▶その後国や他縣市から物資支援を受け入れ、物資の不足する区市町村へ搬送する。



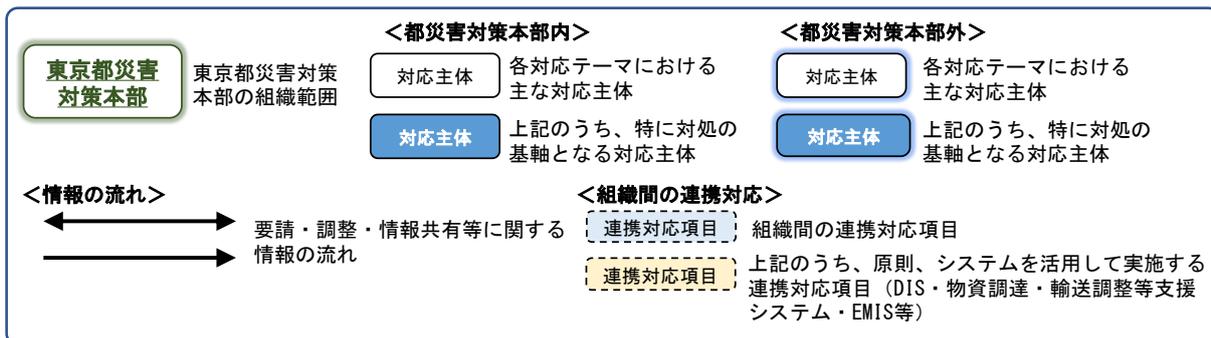
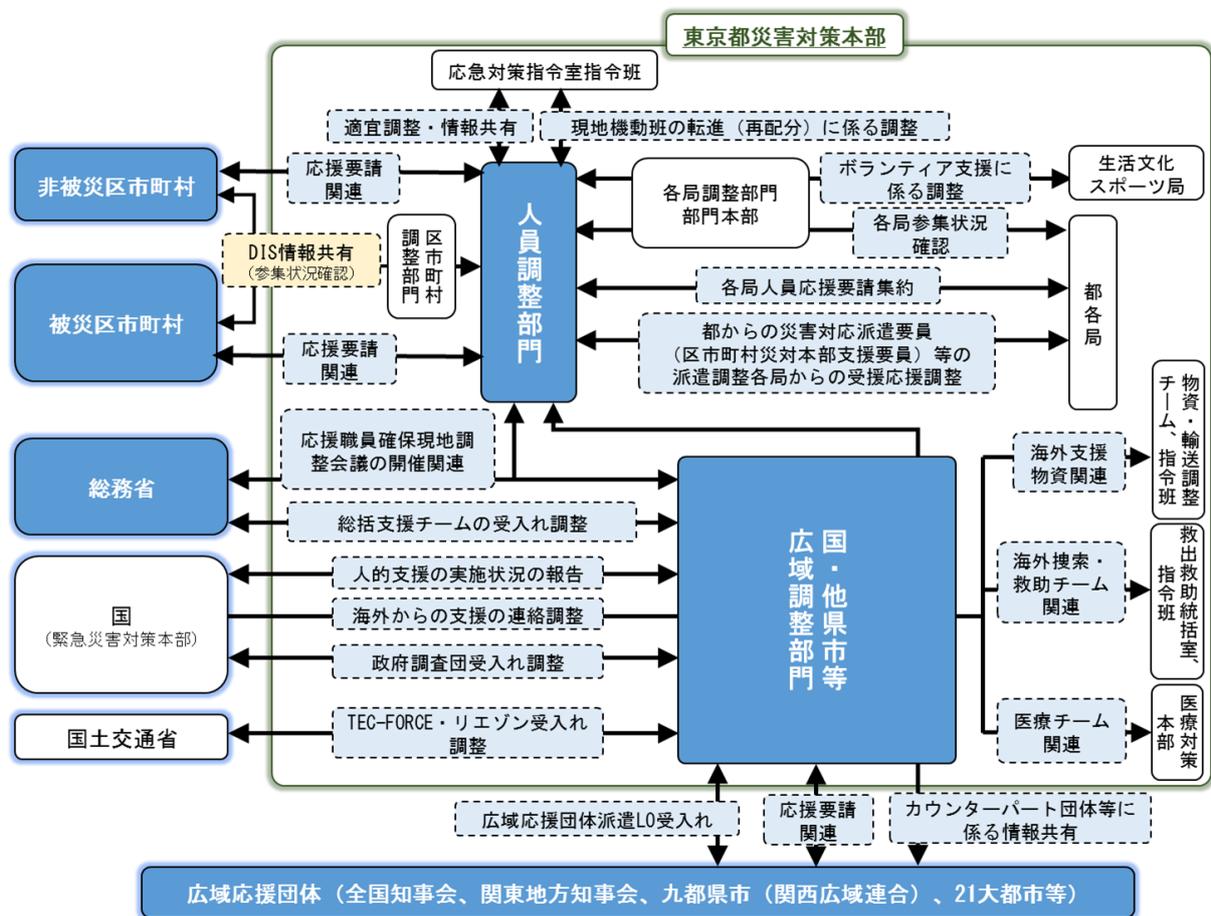
(5) - 2 物資調達活動 (燃料)

想定される事態	対処の概要
<p>➢救出救助活動のための緊急車両、災害拠点病院等の医療機関、庁舎(都・区市町村・警察・消防・都防災無線施設)等の災害対策拠点、ライフライン施設など(重要施設(優先供給施設))において、応急復旧対策及び都民生活の安定に必要な燃料が不足する。</p>	<p>➢都本部は、燃料保管契約や協定に基づき業界団体(石油組合)から燃料を調達する。不足する場合には、国に対して調達要請する。</p> <p>➢緊急通行車両等に対する石油燃料の供給：緊急通行車両等に対して、給油可能な指定給油所、中核給油所の情報を提供する。</p> <p>➢重要施設に対する石油燃料の供給：災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、救助活動拠点などの重要施設(優先供給施設)における必要量の把握及び燃料供給にむけた具体的な調整を行う。</p> <p>➢油槽所のアクセス道路等、燃料輸送に必要なルート上の優先啓開の実施や交通規制の調整など、燃料輸送・供給体制を確保する。</p>



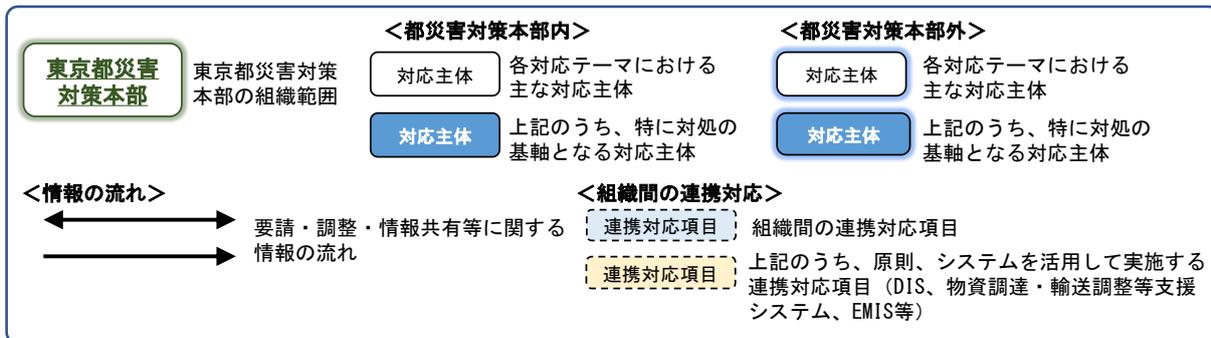
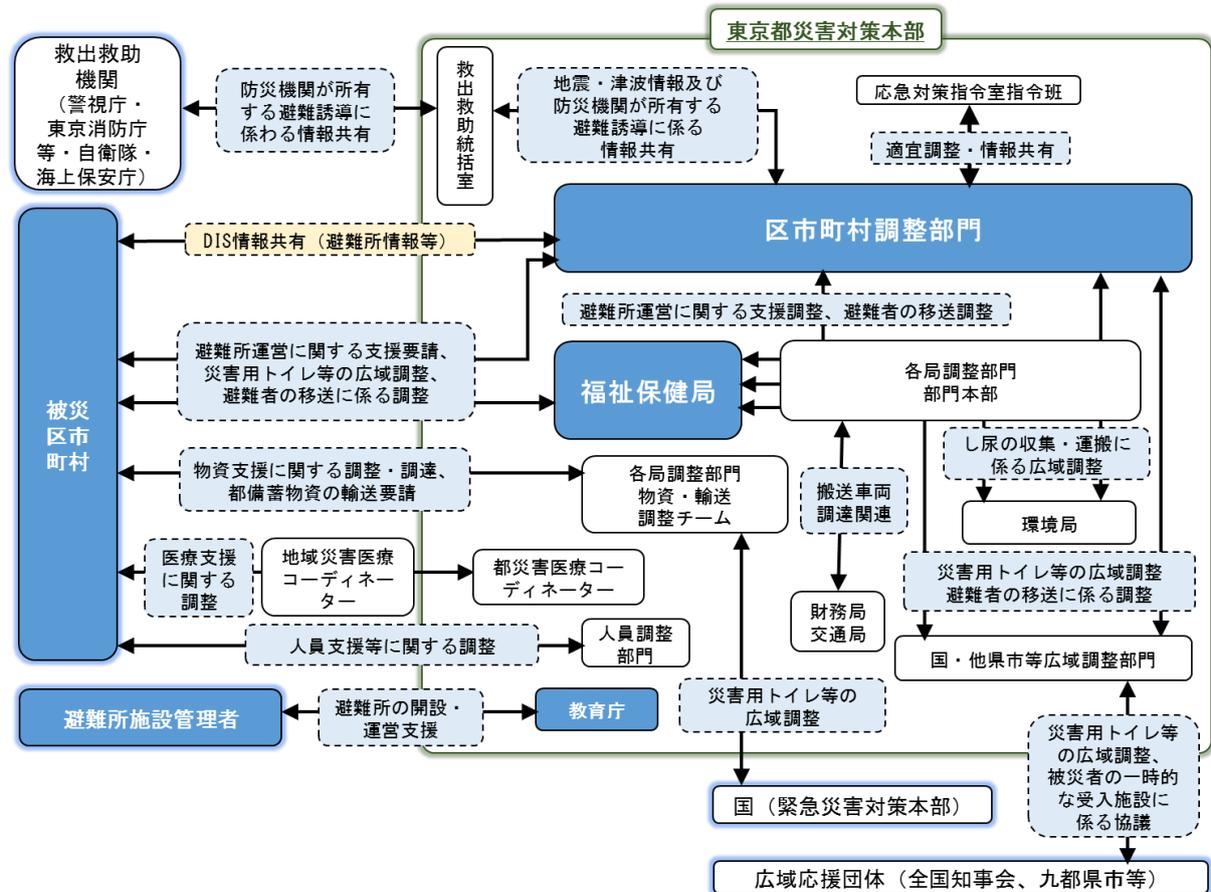
(6) 受援体制の確保

想定される事態	対処の概要
<ul style="list-style-type: none"> ▶被災区市町村において、避難所運営業務、り災証明書発行業務、応急危険度判定業務等、膨大な応急・復旧業務が発生し、災害対応職員が不足する。 ▶庁内各局においても、各局における非常時優先業務を行うに当たり、同様に災害対応従事職員が不足する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶被災区市町村や庁内各局からの人的応援要請を集約し、国・他縣市等広域調整部門を経由して全国知事会などの広域応援団体に対して応援要請を行う。 ▶被災区市町村への人的応援に関して、庁内各局および非被災区市町村と派遣調整を実施する。 ▶人員が不足する局への人的応援に関して、庁内各局と人員内訳等に係る割り振りや派遣調整を実施する。 ▶カウンターパート団体決定後は、カウンターパート団体が被災区市町村に応援職員を派遣し、支援を実施していく。



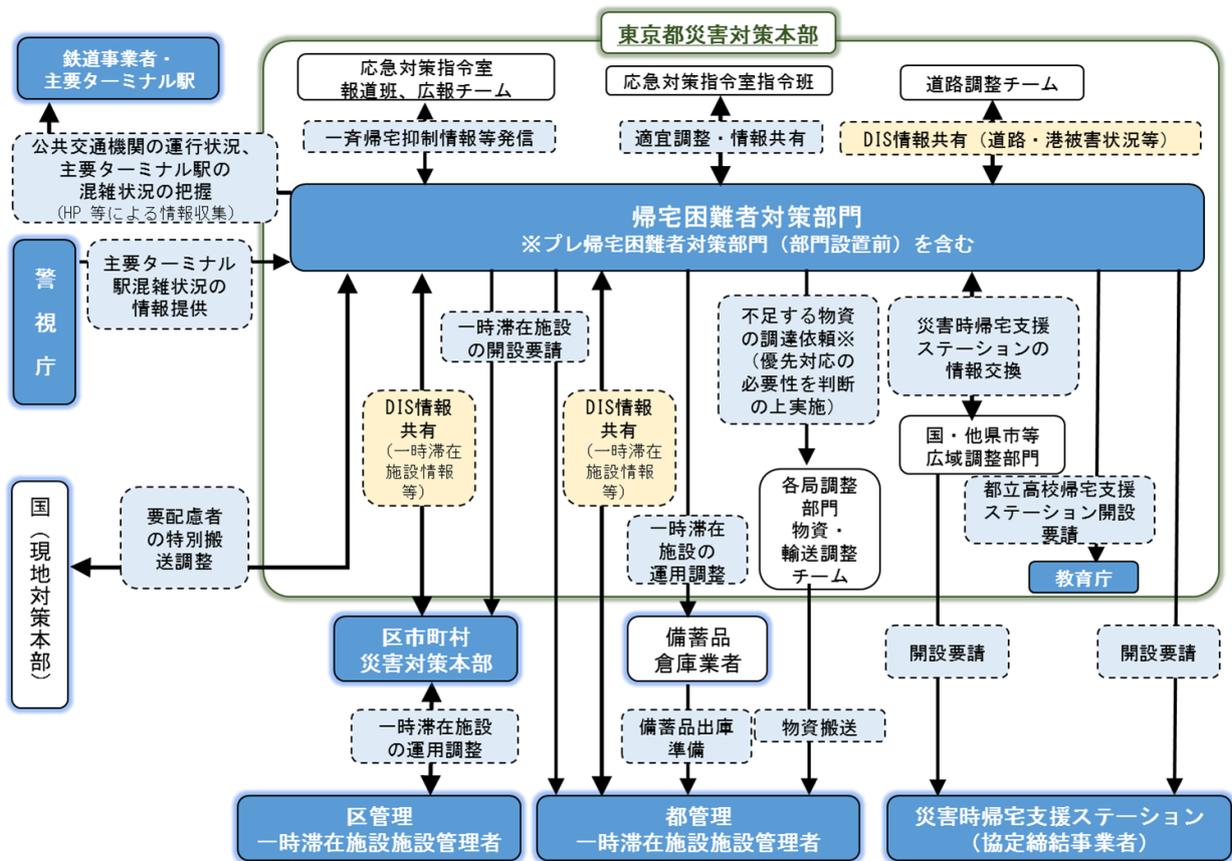
(7) 避難者対策

想定される事態	対処の概要
<ul style="list-style-type: none"> ▶建物倒壊・火災、断水、停電、ガスの停止等ライフラインの被害の発生により、避難所に多数の避難者が殺到する。 ▶多数の避難者の受入れにより、避難所で食料・生活物資が不足する。 ▶長期間に渡って避難者が密集して滞在することで、衛生環境が悪化し、感染症へのリスクが高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶区市町村が避難所を開設し、住民の避難誘導を行う。 ▶都は避難所の運営に必要な食料・生活物資、医薬品等の提供や、避難所の運営に必要な人員の派遣など、区市町村の避難所運営を支援する。 ▶都内非被災区市町村や他縣市と調整し、広域避難に向けた移送調整を行っていく。

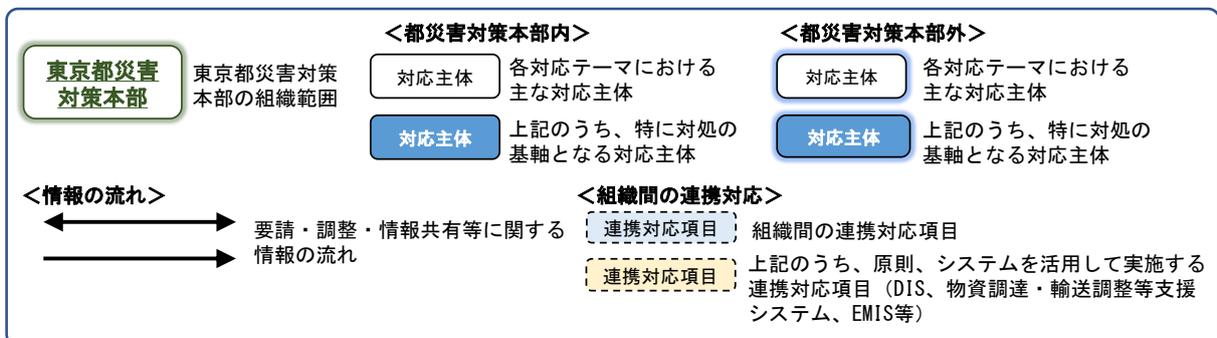


(8) 帰宅困難者対策

想定される事態	対処の概要
<p>▶大規模地震が発生し、公共交通機関が広範囲に運行を停止したことにより、外出していた通勤・通学者等は帰宅手段を失い、外出先に滞留する人々が大量に生じる。</p>	<p>▶帰宅困難者が一斉帰宅を開始した場合、緊急通行車両等の通行に支障をきたすおそれがあるため、一斉帰宅抑制の呼び掛け、情報提供を行う。</p> <p>▶一斉帰宅の抑制を実現するための一時滞在施設の開設を、施設管理者に要請する。</p> <p>▶徒歩帰宅者を支援するための災害時帰宅支援ステーションの開設を、協定締結事業者等に要請する。</p>

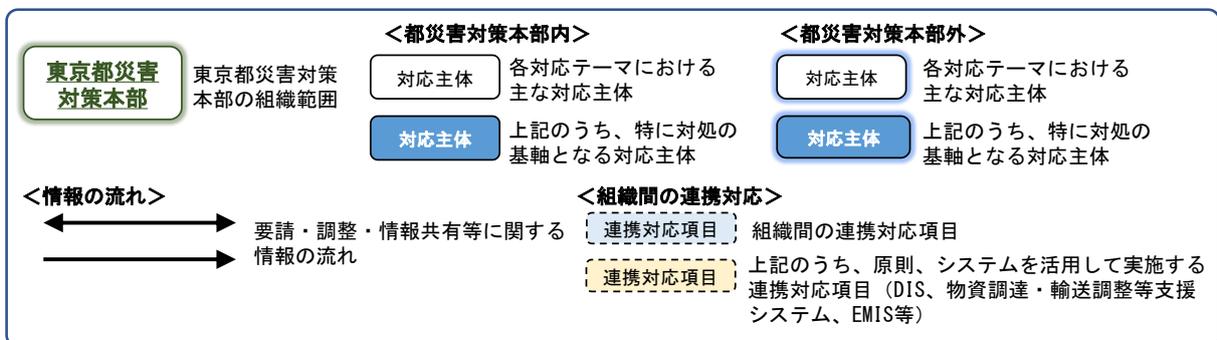
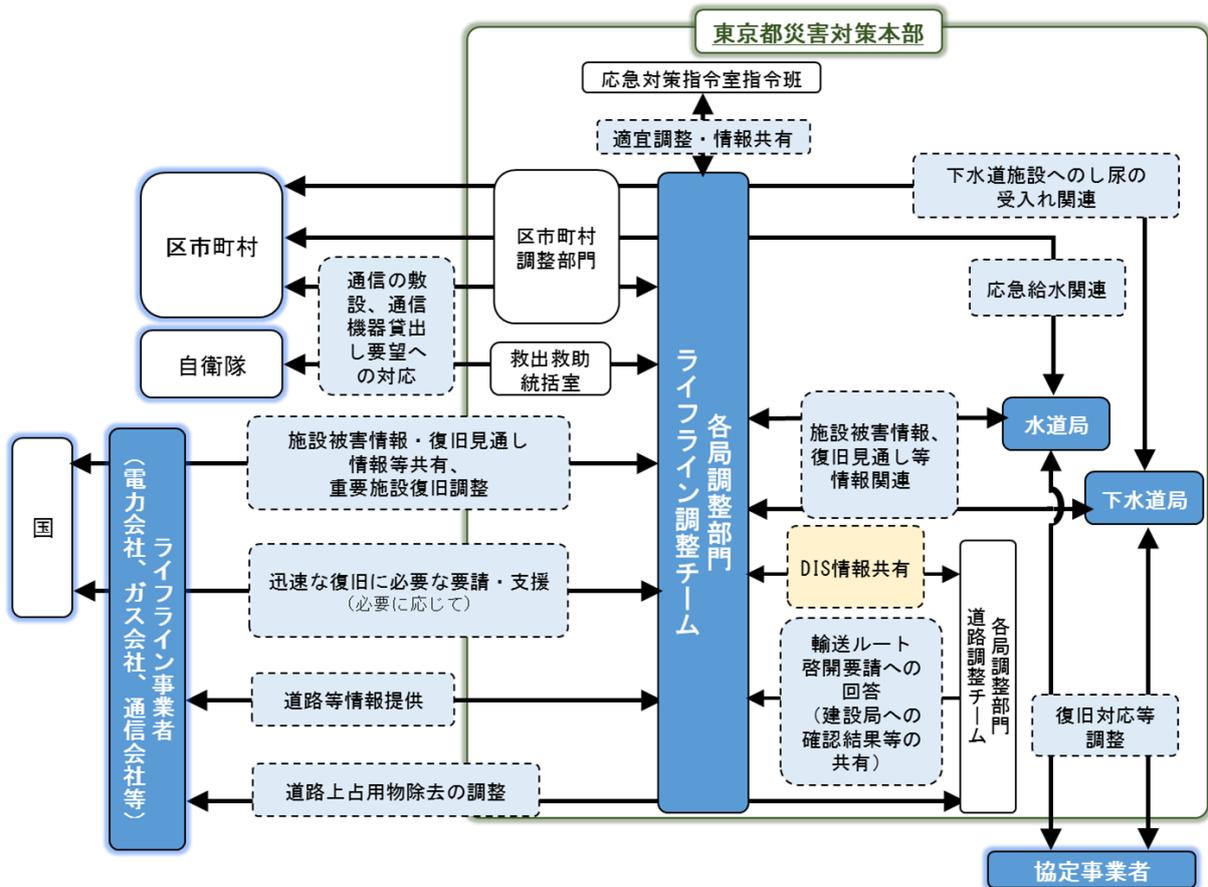


※避難所避難者向けの物資搬送を優先する。



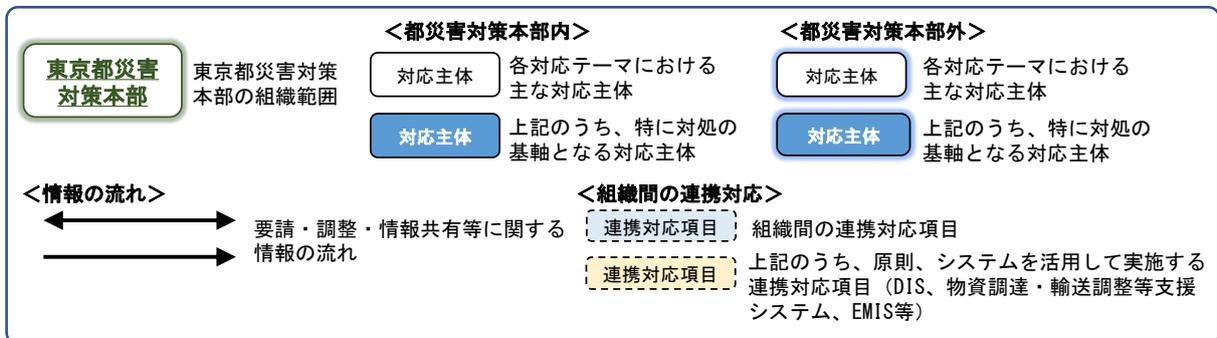
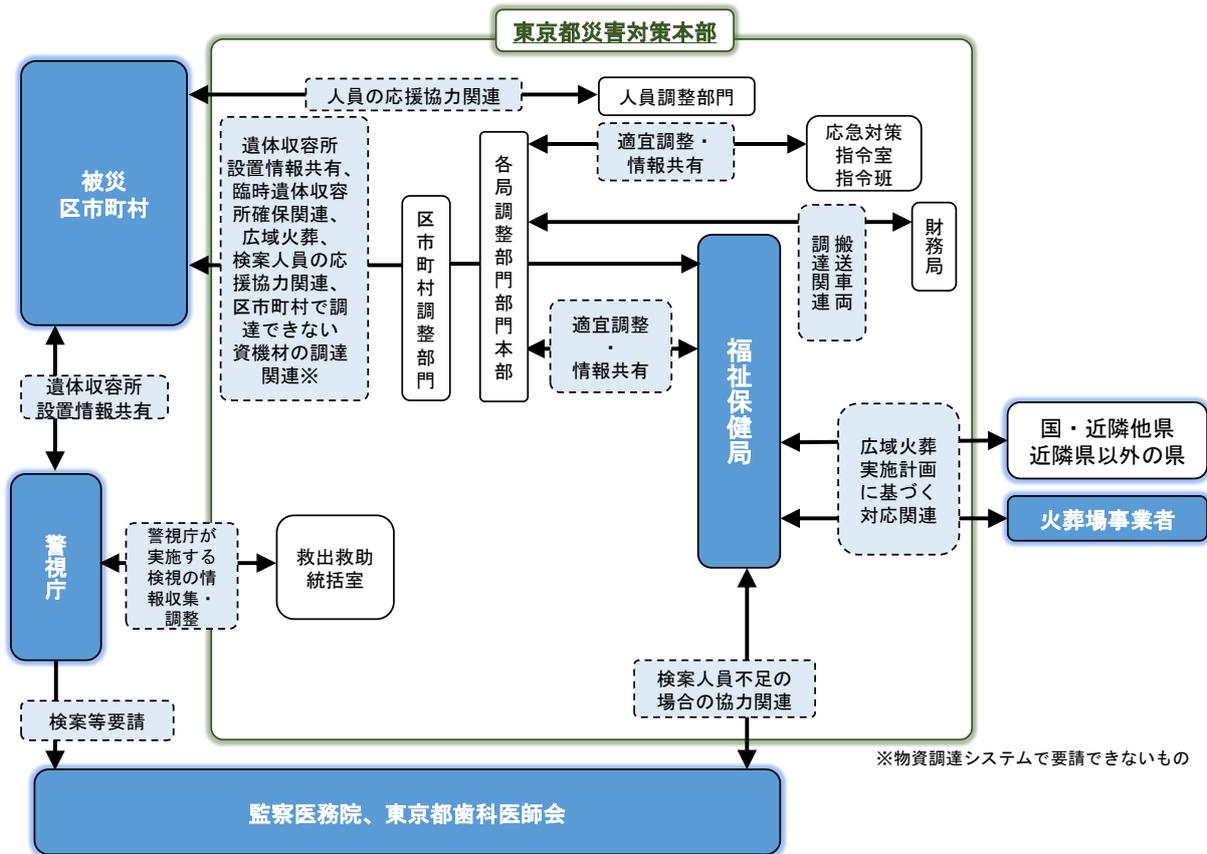
(9) ライフラインの復旧等

想定される事態	対処の概要
<p>▶災害拠点病院、庁舎（都・区市町村・警察・消防・都防災無線施設）等の重要施設において、ライフライン（電力、ガス、通信、水道、下水道）が停止する。</p>	<p>▶ライフラインの早期復旧を目指し、優先的に応急・復旧が必要な箇所や地域等についてライフライン事業者と調整する。</p> <p>▶ライフライン事業者に対して、道路啓開情報、避難所開設状況、その他災害全般情報など、復旧に資する情報を提供する。</p>



(10) 遺体の取扱い

想定される事態	対処の概要
<ul style="list-style-type: none"> ▶首都直下地震の発生に伴い、区部の木造住宅密集地域を中心に建物倒壊や火災、多摩西部を中心とした山間部では土砂災害が発生し、多数の死傷者が発生する。 ▶都内の火葬場や区市町村が開設する遺体収容所では不足が生じてくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶警察・自衛隊・関係団体等と連絡調整を図り、遺体を搬送する。 ▶検視・検案に係る機関と連携を取り、遺体の身元確認を行う。 ▶国・近隣他県・火葬場等と調整して、広域的に火葬を実施していく。



(2) 各応急対策活動テーマに係るタイムライン

(1) 初動体制の確立

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体 時間	東京都災害対策本部							区市町村	国(官邸対策室・緊急災害対策本部・内閣府)、 広域応援団体	救出救助4機関			
	応急対策指令室			救出救助統括室	区市町村調整部門	国・他県市等広域調整部門	広報チーム			その他部局等	警視庁	東京消防庁	自衛隊
発災	地震による被害の発生												
発災～ 6時間	▼都職員が参集開始												
	●職員の参集指示	▼システム立ち上げ			▼被害状況等DIS入力依頼	▼Twitterによる情報発信	▼所管施設の被害状況把握		▼官邸対策室設置(国)	▼最高警備本部の設置	▼緊急消防援助隊APの適用	▼都内に展開し情報収集開始	
	▼職員の安否確認				▼被害状況等情報共有	DIS情報共有	▼被害状況等情報共有		●緊急参集チーム協議(国)	▼管内の被害状況把握	▼管内の被害状況把握		
	●自衛隊への災害派遣要請	▼DISの運用支援		●4機関の態勢の確認		●内閣府との連絡体制確立			●都災害対策本部との連絡体制確立(国)	●都本部との連絡窓口開設	●都本部との連絡窓口開設	●都本部との連絡窓口開設	●都本部との連絡窓口開設
	●本部事務局職員の参集状況の把握	▼地震の概要、高所カメラ等による被害状況把握		▼自衛隊への災害派遣要請(細部要請内容の調整)			●局本部設置		▼内閣府調査チーム派遣(国) ▼緊急災害対策本部設置(国) ▼政府調査団派遣(国)			●災害派遣要請の受領	
	●災害救助法適用関連の調整								●災害救助法適用関連の調整(国)			▼細部要請内容の調整	
	▼プレス発表関連(知事メッセージ、一斉帰宅抑制等)の調整	●プレス案の作成		▼高所カメラ・ヘリテレ等による被害情報共有	▼個別要請の受領					▼高所カメラ・ヘリテレ等による被害情報共有	▼高所カメラ・ヘリテレ等による被害情報共有	▼高所カメラ・ヘリテレ等による被害情報共有	▼高所カメラ・ヘリテレ等による被害情報共有
	▼適宜調整・情報共有			▼適宜調整・情報共有									
	▼集約情報の共有				▼集約情報の共有								
	●災害対策本部会議会場設置	●災害対策本部会議会場設置	▼プレス発表								▼連絡要員の段階的派遣	▼連絡要員の段階的派遣	▼連絡要員の段階的派遣
●LO受付調整			▼連絡要員の受入(4機関)	▼関係機関車両の受入れ調整	▼都民に知事メッセージ、一斉帰宅抑制等を発信								
●部門体制構築に係る検討、調整			▼4機関の活動状況共有	●区市町村の態勢状況・庁舎状況のとりまとめ	●総務省自治行政局、全国知事会、九都県市、21大都市等との連絡体制確立			●都災害対策本部との連絡体制確立(広域応援団体)		▼活動状況共有	▼活動状況共有	▼活動状況共有	▼活動状況共有
	▼移動無線車、衛星中継車の運用			●区市町村の個別要請対応									
●5階大会議場(政府現地对策本部設置予定場所)の確保	●情報機器関連準備												
●政府の現地对策本部受入れ準備	▼災害対応活動時の電子作れ準備			●政府の現地对策本部受入れ準備									
●災害対策本部会議会場設置	●災害対策本部会議会場設置			▼区市町村の個別要請対応									
●第1回災害対策本部会議開催(被害状況や応急対策活動方針の共有、都民への情報発信) ※第2回災害対策本部会議は、発災から6時間後に実施(以降、災害対策本部会議の記載省略)													
6時間～ 12時間	●災害救助法適用の決定												
12時間～24 時間	●政府現地对策本部受入れ				●政府現地对策本部受入れ			▼政府現地对策本部設置(国)					
24時間～ 48時間													
48時間～ 72時間													
72時間～ 1週間													
1週間以降													

(3) 緊急輸送ルート確保

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体	東京都災害対策本部				区市町村	国土交通省	救出救助4機関		関係機関・関係事業者			
	応急対策指令室	各局調整部門	その他部局等(救出救助統括室、国・他県市等広域調整部門、区市町村調整部門、各局調整部門ライン調整チーム、物資・輸送調整チーム等)	建設局・港湾局等			警視庁	東京消防庁・自衛隊・海上保安庁	高速道路会社	協力事業者	鉄道事業者、都トラック協会・ターミナル事業者等	
時間	指令班	道路調整チーム		建設局・港湾局等								
発災	建物倒壊や火災が発生し、道路施設等に被害が発生											
発災～6時間				▼被害情報を収集 ▼道路・河川・空港・ヘリポート等の被害情報及び使用可否を確認(建設局・港湾局)			▼道路被害情報収集活動 ▼道路状況等の把握、第一次交通規制実施					
		▼被害・使用可否情報等共有(道路・河川・港湾・空港・ヘリポート等)		▼被害・使用可否情報等共有(道路・河川・港湾・空港・ヘリポート等)(建設局・港湾局)		▼被害情報・使用可否情報等共有(港湾・空港(成田・羽田)、ヘリポート、国管理の道路・河川)		●東京港の被害情報及び使用の可否を確認(海上保安庁)				
		▼警視庁との交通規制実施状況共有		▼警視庁との交通規制実施状況共有(救出救助統括室)				▼交通規制実施状況共有				
				▼八方向作戦対象候補路線の初期点検		●緊急点検の開始						●緊急点検の開始(高速道路会社)
		●都災害対策本部内に道路調整チームを設置						▼ヘリによる被害情報収集活動		▼ヘリによる被害情報収集活動(東京消防庁)		
								▼機動隊等部隊進出経路の確保				
		●各道路管理者との連絡体制の確立、LO派遣要請										●都災害対策本部へLO派遣(高速道路会社)
		▼道路状況に関する随時・定時報告(八方向作戦・都道等の啓開に関する連絡・調整)		●都災害対策本部へLO派遣 ▼道路状況に関する随時・定時報告(八方向作戦・都道等の啓開に関する連絡・調整)		▼道路状況に関する随時・定時報告(八方向作戦・都道等の啓開に関する連絡・調整)						●都災害対策本部へLO派遣(高速道路会社)
		●緊急輸送道路上の踏切閉鎖情報の報告										●緊急輸送道路上の踏切閉鎖情報の報告
		▼被害状況を作戦地図に落とし込み、随時資料化										▼道路の被害・使用可否情報等共有(高速道路会社)
6時間～12時間	▼道路通行可否状況等の情報共有		▼道路通行可否状況等の情報共有(各局・各部門)		▼道路通行可否状況等の情報共有		▼道路通行可否状況等の情報共有					
	▼道路啓開に必要な重機のあっせん要請・調整		▼道路啓開に必要な重機あっせん要請・調整(救出救助統括室)								▼道路啓開に必要な重機のあっせん要請に関する調整(高速道路会社)	
	▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有									▼道路啓開に必要な重機のあっせん要請に関する調整(高速道路会社)	
				▼協定に基づく道路の点検、障害物の除去等								▼協定に基づく点検、障害物の除去等(協力事業者)
		▼道路啓開に必要な資器材の国、他道府県等への応援依頼		▼道路啓開に必要な資器材の国、他道府県等への応援依頼(国他県市調整部門)								
		▼輸送ルート啓開の要請・回答(建設局への確認結果の共有等)		▼輸送ルート啓開の要請・回答(建設局への確認結果の共有等)(区市町村調整部門、各局・各部門)		▼区市町村調整部門より輸送ルート啓開の回答受領(建設局への確認結果の共有等)						
		▼救出・救助部隊の進出経路、負傷者搬送経路の調整		▼救出・救助部隊の進出経路、負傷者搬送経路の調整(救出救助統括室)				▼救出・救助部隊の進出経路、負傷者搬送経路の調整		▼救出・救助部隊の進出経路、負傷者搬送経路の調整		
	▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有										
		▼災害対策本部会議で八方向作戦指定路線の報告										
		▼道路上占用物除去の要請		▼道路上占用物除去の要請・回答(ライン調整チーム)								▼道路上占用物除去に関する回答(ライン調整事業者)
12時間～24時間	▼道路管理者間の応援の調整			▼通行禁止等について周知(道路管理者)		▼通行禁止等	▼第二次交通規制実施				▼通行禁止等(高速道路会社)	
	▼被害・使用可否情報等共有(防災船着場)		▼被害・使用可否情報等共有(防災船着場)	▼防災船着場の被害情報及び使用可否を確認(建設局・港湾局)		▼被害・使用可否情報等共有(防災船着場)	▼緊急交通路指定路線について調整					
24時間～48時間	▼政府現地対策本部からの支援物資受入れのためのルート調整			▼八方向作戦対象路線の道路啓開		▼緊急輸送ルートの啓開の実施					▼緊急輸送ルートの啓開の実施(高速道路会社)	
	▼都道の啓開状況、啓開見込みの共有		▼都道の啓開状況、啓開見込みの共有									
	▼各区市町村への物資支援のためのルートの回答		▼各区市町村への物資支援のためのルート照会(物資・輸送調整チーム)									
48時間～72時間				▼八方向作戦対象路線以外の緊急輸送道路の道路啓開		▼広域移動ルートの概ねの啓開					▼広域移動ルートの概ねの啓開(高速道路会社)	
						▼主な被災地へのアクセスルートの概ねの啓開					▼主な被災地へのアクセスルートの概ねの啓開(高速道路会社)	
			▼支援物資輸送ルートの調整(物資・輸送調整チーム)								▼支援物資輸送ルートの調整(都トラック協会・ターミナル事業者等)	
72時間～1週間				▼応急復旧								
1週間以降						▼被災地全域のルートを早急に啓開					▼被災地全域のルートを早急に啓開(高速道路会社)	

(4) 医療救護活動

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DIS、EMIS（広域災害救急医療情報システム）による情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体 時間	東京都災害対策本部					区市町村	国（現地対策本部、厚生労働省）	SCU本部、医療機関・医療救護所	救出救助4機関 警視庁、東京消防庁、自衛隊、海上保安庁
	応急対策指令室 指令班	各局調整部門 医療救護チーム	福祉保健局 医療対策本部	救出救助統括室	各局調整部門 道路調整チーム				
発災 発災～6時間	建物倒壊や火災が発生し、多数の負傷者が発生								
	●参集後、医療救護チームを設置 ●医療救護チーム設置を報告	●医療救護チーム設置の報告を受領						▼調蓄した医薬品を使用	
	●リエゾンを相互派遣	●リエゾンを相互派遣						●リエゾンを相互派遣	
		●東京DMAT待機要請・出場可否確認						●東京DMAT待機要請・出場可否確認（東京DMAT指定病院）	
		●都災害医療コーディネーター参集・地域災害医療コーディネーター等医療対策拠点に参集			EMIS情報共有	EMIS情報共有		▼医療対策拠点とのEMISによる情報共有（医療機関・医療救護所）	
		▼医療ニーズに係る要請の受領、医療対策拠点から医療対策本部へ報告						▼医療拠点への医療ニーズに係る要請（医療機関・医療救護所）	
	▼人的・物的被害、ライフライン、主要道路等の状況把握及び共有	▼人的・物的被害、ライフライン、主要道路等の状況把握及び共有						▼人的・物的被害、ライフライン、主要道路等の状況把握及び共有（災害拠点病院）	
	▼医療機関の状況、東京DMAT・医療救護班の編成・活動状況等の把握及び共有	▼医療機関の状況、東京DMAT・医療救護班の編成・活動状況等の把握及び共有			▼道路被害情報の集約				
	▼通行可否状況等の共有	DIS情報共有	DIS情報共有	▼通行可否状況等の共有	▼通行可否状況等の共有				
	▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有	DIS情報共有	▼自衛隊LO派遣調整	▼自衛隊LO派遣調整				▼LO派遣調整（自衛隊）
6時間～12時間	DMATによる急性期医療活動								
	▼東京DMATが出場する指定病院の決定報告	▼東京DMAT派遣先等の調整・決定	▼東京DMATが出場する指定病院の決定報告を受領					▼日本DMAT出動	▼東京DMATが出場する指定病院の決定報告を受領
		▼医療救護班等の編成要請・派遣要請						▼医療救護班等の編成・派遣（都医師会、日本赤十字社、都立病院等）	
	▼東京DMATの出場要請	▼東京DMATの出場命令						▼東京DMATの出場命令（東京DMAT指定病院）	
	▼東京消防庁DMAT連携隊の出場報告受領		▼東京消防庁DMAT連携隊の出場報告受領						▼東京DMAT連携隊の出場報告（東京消防庁）
					▼緊急輸送道路等の被害状況収集				
	▼優先啓開ルートの調整、負傷者輸送手段検討		▼優先啓開ルートの調整、負傷者輸送手段検討		▼優先啓開ルートの調整、負傷者輸送手段検討				▼優先啓開ルートの調整、負傷者輸送手段検討
	▼負傷者・医療救護班等の派遣の要請の受領	▼負傷者・医療救護班等の派遣の要請							
	▼輸送ルート啓開情報の把握		▼輸送ルート啓開情報の把握		▼輸送ルート啓開要請への回答（建設局への確認結果等の共有）	▼都道の啓開状況、啓開見込み、被害・使用可否情報等報告（建設局）			▼医療救護班等による救護活動（都医師会、日本赤十字社、都立病院等）
		●SCU施設の立上げに係る調整						●SCU施設の立上げに係る調整	
12時間～24時間	▼SCU設置等の情報共有及び広域医療搬送に係る調整	▼SCU設置等の情報共有及び広域医療搬送に係る調整						▼SCU設置等の情報共有及び広域医療搬送に係る調整	
		▼日本DMAT派遣に係る調整						▼日本DMAT派遣に係る調整	
	▼搬送先医療機関の確保調整	▼広域医療搬送に係る調整						▼広域医療搬送に係る調整	
	▼車両、航空機等による負傷者の搬送手段の要請		▼車両、航空機等による負傷者の搬送手段の調整						▼車両、航空機等による負傷者の搬送手段の調整
	▼医療救護班・医薬品の輸送手段の要請の受領	▼医療救護班・医薬品の輸送手段の要請				▼医療救護班・医薬品の輸送手段調整（車両手配）（部門本部）			
	▼生活関連物資の提供の要請、電気・ガスの復旧の要請の受領	▼生活関連物資の提供の要請、電気・ガスの復旧の要請				▼車両手配調整（部門本部・財務局）			
		▼医療機関向けの水の確保に関する要請（給水車派遣等）				▼医療機関向けの水の確保に関する調整（給水車派遣等）（水道局）		▼遠方DMATの空路参集拠点への参集、派遣先都県指示	
	▼電気・ガスの復旧、燃料供給に関わる要請					▼電気・ガスの復旧、燃料供給に関わる調整（ライフライン調整チーム）			
	▼生活関連物資の提供に関する要請（協定等により調達できるものを想定）	▼区市町村等からの要請を受けて備蓄医薬品や支援医療物資を供出				▼生活関連物資の提供に関する調整（協定等により調達できるものを想定）（物資・輸送調整チーム）			
	24時間～48時間	▼災害拠点病院等への燃料補給のルートや優先啓開路線に係る調整		▼災害拠点病院等への燃料補給のルートや優先啓開路線に係る調整					
48時間～72時間									
72時間～1週間	DMATが搬送し、JMATによる活動が主となる								
1週間以降	被災地内の医療機能の確保・回復								

(5) - 1 物資調達活動 (食料・生活物資)

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DIS、物資調達・輸送調整等支援システム（内閣府）による情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体 時間	東京都災害対策本部				区市町村	国（緊急災害対策本部）	警視庁・自衛隊・海上保安庁	トラック協会等 協定団体	広域応援団体 （全国知事会、関東地方知事会、九都県市、21大都市等）
	応急対策指令室 指令班	区市町村調整部門	各局調整部門 物資・輸送調整チーム	その他部局等（救出救助統括室、国・他県市等広域調整部門、各局調整部門道路調整チーム等）					
発災	建物倒壊や火災が発生し小売業者・卸売業者・運送業者に被害、避難所に多数の人が殺到								
発災～6時間			●職員参集、物資・輸送調整チームを設置 ●関係団体の被害状況を把握し連絡体制を確認、確認後参集要請 ▼広域輸送基地の補完・代替拠点の設置に向けた情報提供の依頼 ▼調達可能物資の情報提供の依頼【翌日以降も継続】 ▼緊急的な物資要請への対応 ●都備蓄倉庫、広域輸送基地等の被害状況の確認及び払い出し準備の要請						
	●都プッシュ型支援の検討		●区市町村との連絡体制の整備 ▼地域内輸送拠点の被害状況・開設状況（DIS・物資調達・輸送調整等支援システム）、物資要請状況、通行可否状況等の把握 ●都プッシュ型支援の検討・決定	●地域内輸送拠点の被害状況・開設状況報告（DIS・物資調達・輸送調整等支援システム）、物資要請					
	▼国への支援要請について検討		●区市町村からの支援要請の取りまとめと物資調達 ▼国への支援要請について検討	●輸送車両の手配について物資・輸送調整チームに依頼（部門本部）					
	▼適宜調整・情報共有		●都備蓄倉庫荷役職員配置、輸送体制整備 ▼都備蓄倉庫から地域内輸送拠点への輸送依頼 ●関係団体のLOが都本部へ順次参集	●輸送ルートの調整（道路調整チーム） ▼自衛隊への輸送支援等の要請（救出救助統括室）					
6時間～12時間			●関係団体のLOが都本部へ順次参集 ▼都備蓄物資の輸送開始	●プッシュ型支援の実施について都へ打診					
			●広域輸送基地（多摩広域防災倉庫等）の開設決定 ▼広域輸送基地体制の整備（広域輸送基地の開設状況共有、荷役・輸送体制の整備） ▼広域輸送基地の開設状況を踏まえ輸送先（区市町村）との組合せ決定 ▼輸送ルートの開閉状況の把握	●プッシュ型支援物資の調整、広域輸送基地の受入れ体制確認 ●物資関係省庁による調達の開始					
12時間～24時間			▼区市町村から物資の支援要請の取りまとめと物資調達 ▼プッシュ型支援物資の受入れ調整	▼都からの輸送支援等に係る調整（自衛隊・海上保安庁）					
			▼広域応援団体への支援要請 ▼区市町村からの支援要請等を踏まえた協定団体への物資要請【翌日以降も継続】	▼支援要請（国・他県市等広域調整部門）				▼要請内容を元に、カウンターパート団体の選定に向けた調整	
24時間～48時間			▼広域輸送基地の補完、代替拠点等の調整・設置 ●支援受入れ準備	●輸送手段の確保					
			▼広域応援団体からの支援物資の受入れ	▼国プッシュ型支援物資の輸送開始				▼物資手配【翌日以降も継続】（指定された物資拠点へ輸送） ▼広域輸送基地の補完・代替拠点に向けた事前準備	
48時間～72時間			●カウンターパート団体とのLO受入れ調整 ▼国プッシュ型支援物資の受入れ	▼輸送支援開始（詳細調整）（自衛隊・海上保安庁）				▼カウンターパート団体の決定、支援受入れ準備要請	
			▼国プッシュ型支援物資の地域内輸送拠点への輸送依頼 ▼国への物資支援要請（プル型支援）	●国プッシュ型支援物資を広域輸送基地まで輸送 ▼支援物資の受入れ、荷さばき、輸送				●国プッシュ型支援物資を地域内輸送拠点まで輸送	
72時間～1週間									
1週間以降			▼各区市町村の物資輸送ニーズの把握						
								●プル型支援への切替え	

(5) - 2 物資調達活動 (燃料)

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有 : DISによる情報共有 (原則、システムを活用して実施する連携対応項目)

対応主体 時間	東京都災害対策本部							区市町村	国(緊急災害対策本部)	警視庁	自衛隊	石油組合、指定給油所等 (都協定機関)
	応急対策指令室 指令班	各局調整部門 ライフライン調整チーム 道路調整チーム 医療救護チーム			区市町村調整部門	救出救助統括室	その他部局等 (各局調整部門 部門本部等)					
発災	地震による被害により死者・負傷者が発生、大規模な停電の発生											
発災～6時間	●職員参集、チーム立ち上げ	▼道路被害情報の収集 ▼情報共有(通行可否情報等)	▼医療機関の状況把握	▼区市町村の庁舎被害状況の確認			▼庁舎被害情報共有	●災害時石油供給連携計画の発動		▼ヘリによる被害情報収集	▼被害状況の概括把握	▼指定給油所の初期報告
	▼重要施設・道路の被害状況の確認 (指定給油所等の活動状況の確認)	DIS情報共有										
	▼被害状況共有									▼被害状況共有	▼被害状況共有	
6時間～12時間	▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有	▼災害拠点病院の燃料供給要請	▼燃料供給要請の受領 ▼区市町村庁舎の燃料供給要請			▼燃料供給要請	●系列BCP・連携計画による安定供給体制構築				
	▼重要施設からの燃料の供給必要施設の把握											
	▼各SSの燃料供給に係る情報共有			▼各局調整部門本部を通じて各SSの燃料供給に係る情報共有								
12時間～24時間	▼製油所・油槽所、中核給油所の稼働状況確認、優先供給施設調整	▼輸送ルート啓開状況の把握	▼輸送ルート啓開要請への回答 (建設局への確認結果等の共有)	▼部道の啓開状況、啓開見込み、被害・使用可否情報等報告(建設局)				▼製油所・油槽所、中核給油所の稼働状況確認、優先供給施設調整				
	▼全体調整を踏まえた供給対応の調整		▼全体調整を踏まえた供給対応の調整	▼全体調整を踏まえた供給対応の調整								
			▼優先供給施設の個別調整					▼優先供給施設の個別調整				
24時間～48時間	▼重要施設(災害拠点病院・区市町村庁舎)への燃料供給要請											▼重要施設(災害拠点病院・区市町村庁舎)への燃料供給要請の受領
	▼重要施設(災害拠点病院・区市町村以外)への燃料供給要請											▼重要施設(災害拠点病院・区市町村庁舎以外)への燃料供給要請の受領
	▼活動拠点への燃料供給要請、中核給油所情報提供			▼活動拠点への燃料供給要請、中核給油所情報提供								▼活動拠点への燃料供給要請の把握、中核給油所情報提供
48時間～72時間												
72時間～1週間												
1週間以降												

(6) 受援体制の確保

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体 時間	東京都災害対策本部				被災区市町村	国(緊急災害対策本部、総務省 外務省、国土交通省)	広域応援団体 (全国知事会、関東地方知事会、 九都県市(関西広域連合)、 21大都市等)	非被災区市町村
	応急対策指令室 指令班	人員調整部門	国・他県市等広域調整部門	その他部局等(救出救助統括室、区市町村調整部門、各局調整部門本部、物資・輸送調整チーム、医療対策本部、生活文化スポーツ局等)				
発災		●職員参集、部門立ち上げ						
発災～6時間		▼区市町村の参集状況、被害状況の確認	DIS情報共有	▼参集状況確認(区市町村調整部門)	▼参集状況確認			▼参集状況確認
		▼各局参集状況確認		▼各局参集状況確認(各局調整部門本部)				
	▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有						
都各局・被災区市町村において災害応急対策実施のために必要な職員の不足								
6時間～12時間		▼応援要請関連の調整			▼応援要請関連の調整			▼応援要請関連の調整
		▼現地機動班の情報収集・転送(再配分)に係る調整	▼現地機動班の転送(再配分)に係る調整					
		▼各局人員応援要請集約		▼人員応援要請(都各局)				
		▼都からの災害対応派遣委員(区市町村災対本部支援要員)等の派遣調整各局からの受援応援調整		▼都からの災害対応派遣委員(区市町村災対本部支援要員)等の派遣調整各局からの受援応援調整(都各局)				
	▼カウンターパート団体の選定要請	▼カウンターパート団体の選定要請						
	▼応援職員確保現地調整会議の開催に関する対応	▼応援職員確保現地調整会議の開催に関する対応				▼応援職員確保現地調整会議の開催に関する対応(総務省)	▼応援職員確保現地調整会議への参加	
		▼応援要請関連の調整					▼応援要請関連の調整	
12時間～24時間		▼都各局及び非被災区市町村への応援要請						▼応援要請関連の調整
		●災害対応派遣委員(区市町村災対本部支援要員)の調整・派遣	▼海外からの支援申し出について救出救助統括室と情報共有	▼応援職員の派遣(都各局)				▼応援職員の派遣
		▼各局からの受援応援調整	▼関東知事会とカバー県、調整役カバー県の選定に向けた調整			▼人的支援の実施状況の確認(緊急災害対策本部)	▼都と関東知事会でカバー県、調整役カバー県の選定に向けた調整	
		▼被災区市町村への応援要請結果の報告・応援職員の派遣	▼総務省自治行政局、全国知事会、九都県市、21大都市等とカウンターパートの選定に向けた調整				▼都と総務省自治行政局、全国知事会、九都県市、21大都市等でカウンターパートの選定に向けた調整	
	▼海外からの支援情報提供(海外捜索・救出チーム関連・海外支援物資関連)	▼海外からの支援の連絡調整			▼海外からの支援情報提供(緊急災害対策本部)	▼海外からの支援チームへLOを派遣、到着から出国までの活動支援(外務省)		
		▼海外からの支援情報提供(海外支援・物資関連)(物資輸送調整チーム)						
		▼海外からの支援情報提供(海外捜索・救出チーム関連)(救出救助統括室)						
		▼海外からの支援情報提供(医療チーム関連)(医療対策本部)						
24時間～48時間		▼広域応援団体派遣LO受入れ					▼広域応援団体派遣LOの調整	
		▼政府調査団受入れ調整				▼政府調査団派遣調整(緊急災害対策本部)		
		▼被災区市町村にカウンターパート団体決定通知、受入れ調整				▼カウンターパート団体の決定・派遣調整(総務省)		▼担当する被災区市町村からの応援要請に関する連絡調整
		▼カウンターパート団体等に係る情報共有	▼カウンターパート団体等に係る情報共有					▼カウンターパート団体等に係る情報共有
		▼総括支援チームの受入れ調整				▼総括支援チームの派遣調整(総務省)		
		▼TEC-FORCE・リエゾン受入れ調整				▼TEC-FORCE・リエゾン派遣調整(国土交通省)		
		▼総括支援チームの受入れ				▼総括支援チームの派遣(総務省)		
48時間～72時間		▼都のカウンターパートから派遣されるLOとの連絡調整					▼都のカウンターパートから派遣するLOと都との連絡調整	
		▼派遣LOの受入れ場所等の確保調整					▼応援職員の派遣・支援開始	
	▼各局調整部門とのボランティア支援に係る調整		▼ボランティア支援に係る調整(生活文化スポーツ局・各局調整部門)					
		▼人的支援の実施状況の報告				▼人的支援の実施状況の報告		
72H～1週間								
1週間以降								

(7) 避難者対策

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体 時間	被災区市町村・ 避難所施設管理者	東京都災害対策本部 各局調整部門					国 (緊急災害対策本部)	救出救助4機関 警視庁・東京消防庁・自衛隊・海上保安庁	広域応援団体(全国知事会、関東地方知事会、九都県市(関西広域連合)、21大都市等)
		応急対策指令室 指令班	救出救助統括室	区市町村調整部門	部門本部	物資・輸送調整チーム			
発災	建物倒壊や火災が発生し、避難所に多数の人が殺到								
発災～6時間	▼地震規模・津波情報等の情報収集(被災区市町村)	▼防災機関が所有する避難誘導に係る情報共有	▼地震・津波情報及び防災機関が所有する避難誘導に係る情報共有	▼地震・津波情報及び防災機関が所有する避難誘導に係る情報共有	▼地震・津波情報を区市町村へ発信			▼防災機関が所有する避難誘導に係る情報共有	▼地震規模・津波情報等の情報収集
	▼避難所の安全確認を実施(避難所施設管理者) ▼避難指示を発令、警察署・消防署への連絡(被災区市町村) ▼避難所の開設・運営、仮設トイレの設置								●避難の指示に従わない者に対する説得、警察官職務執行法に基づく措置(警) ●ヘリ、広報車等を活用した避難勧告等の伝達(警)・(消)
6時間～12時間	▼避難所の情報収集、情報共有(被災区市町村) ▼適宜調整・情報共有	DIS情報共有	▼避難所情報等の共有	DIS情報共有	DIS情報共有	DIS情報共有	▼避難所開設状況、要配慮者の情報把握	▼避難所(都立学校)開設・運営支援 ●避難所(都立学校)開設支援	
	▼住民の避難誘導(被災区市町村) ▼要配慮者に関する情報収集、安否確認等を実施(被災区市町村)								▼都へ保有情報の提供(消)
12時間～24時間	▼災害用トイレ等の広域調整(被災区市町村)		●災害用トイレ等の広域調整	●災害用トイレ等の広域調整	●災害用トイレ等の広域調整	●災害用トイレ等の広域調整	●災害用トイレ等の広域調整	●災害用トイレ等の広域調整(国・他県市等広域調整部門)	●災害用トイレ等の広域調整
	▼避難所の情報を関係機関と共有(被災区市町村) ▼避難所における食料、生活必需品等の供給(被災区市町村)			●搬送車両調達関連の調整				●搬送車両調達関連の調整(財務局・交通局)	
24時間～48時間	▼避難所運営に関する支援要請(被災区市町村) ▼避難所における避難者数の把握、避難者のニーズ把握、備蓄物資等の支給(被災区市町村) ▼人員支援等に関する調整(被災区市町村) ▼医療支援に関する調整(被災区市町村) ▼都備蓄物資の輸送要請(被災区市町村) ▼都の備蓄又は調達する食料等の支給(被災区市町村)		●避難所運営に関する支援調整				▼避難所運営に関する支援調整(飲料水、食料等の衛生管理対策、避難者の健康相談支援等)	▼人員支援等に関する調整(人員調整部門)	
	▼避難者の移送を検討(被災区市町村) ▼避難所で生活をせず、食事のみ受取に来ている被災者等の把握・報告(被災区市町村)			●し尿の収集・運搬に係る広域調整(環境局)	●し尿の収集・運搬に係る広域調整(環境局)	●し尿の収集・運搬に係る広域調整(環境局)	●し尿の収集・運搬に係る広域調整(環境局)	●し尿の収集・運搬に係る広域調整(環境局)	▼避難所への緊急物資及び避難者輸送等の要請について調整
48時間～72時間	▼避難者の移送要請(被災区市町村)		▼避難所への緊急物資及び避難者輸送等の要請について防災機関と調整						
	▼避難者の移送に係る調整(被災区市町村)		▼DIS等によるボランティアニーズの集約、生活文化スポーツ局への情報共有					▼ボランティアセンター支援(生活文化スポーツ局) ▼水再生センターや指定マンホールでのし尿の受入れ(下水道局)	●秩序維持のための避難所対策部隊の配置又は立寄り警戒
72時間～1週間									
1週間以降									▼被災者の一時的な受入施設に係る協議

(8) 帰宅困難者対策

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体 時間	東京都災害対策本部				教育庁	区市町村災害対策本部	国(現地対策本部)	一時滞在施設管理者(区・都管理)・災害時帰宅支援ステーション(協定締結事業者)等	警視庁・鉄道事業者・主要ターミナル駅
	応急対策指令室 指令班	帰宅困難者対策部門	物資・輸送調整チーム	各局調整部門 道路調整チーム					
発災	地震による交通機関の停止により、駅周辺に帰宅困難者が発生								
発災～6時間	●発災直後の呼びかけ(身の安全の確保、知事メッセージ等)							▼一時滞在施設の安全確認(施設管理者)	
	▼公共交通機関の運行状況、主要ターミナル駅の混雑状況の把握(HP等による情報収集)								▼公共交通機関の運行状況、主要ターミナル駅の混雑状況について情報提供(鉄道事業者・主要ターミナル駅)
	▼一斉帰宅抑制情報等発信				▼一斉帰宅抑制情報等発信(デジタルサイネージ等)(広報チーム)				▼主要ターミナル駅混雑状況の情報提供(警視庁)
	▼一時滞在施設の開設要請							▼一時滞在施設の開設要請の受領	
▼適宜調整・情報共有	▼情報共有(道路・港被害状況等)								
▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有	DIS情報共有							
一時滞在施設での受入開始、物資の需要増加									
6時間～12時間	▼都立高校災害時帰宅支援ステーションの開設要請の準備				▼災害時帰宅支援ステーション(協定事業者)の開設要請の準備(国・他県市等広域調整部門)	▼都立高校災害時帰宅支援ステーションの開設に向けた準備		▼災害時帰宅支援ステーション(協定事業者)の開設に向けた準備	
	▼災害時帰宅支援ステーション情報交換				▼災害時帰宅支援ステーション情報交換(国・他県市等広域調整部門)				
	▼一時滞在施設の開設情報の集約								▼帰宅困難者の受入開始(施設管理者)
▼情報共有(一時滞在施設情報等)						DIS情報共有		▼情報共有(一時滞在施設情報等)	
12時間～24時間	●倉庫の被害状況確認、物資の出庫準備依頼の検討							▼一時滞在施設の運用調整(区管理一時滞在施設施設管理者)	
	▼一時滞在施設の運用調整							▼一時滞在施設の運用調整(備蓄品倉庫業者)	
	●トラック・運転手の手配の準備							●備蓄品出庫準備(備蓄品倉庫事業者)	
●災害時要配慮者の特別搬送に係る国等の体制確認							●関係省庁との搬送体制の確認(現地対策本部)		
▼災害時帰宅支援ステーション(協定事業者)の開設依頼								▼施設の安全や周辺の被害状況等の確認(協定締結事業者)	
▼特別搬送に係る道路・港の被害状況確認									
24時間～48時間	▼出庫時間の連絡調整等								
	▼都立施設や区市町村からの要請対応								
●不足する物資の調達依頼(優先対応の必要性を判断の上実施)								●物資受入れ(都管理一時滞在施設施設管理者)	
●物資搬送(物資・輸送調整チーム)									
48時間～72時間	▼要配慮者の特別搬送調整							▼要配慮者の特別搬送調整	
地震発生以降の混乱が落ち着き、受け入れた帰宅困難者の帰宅開始									
72時間～1週間	▼災害時帰宅支援ステーション開設プレス発表							▼災害時帰宅支援ステーションの順次開設(協定締結事業者)	
	▼一時滞在施設の閉鎖情報集約							▼受け入れた帰宅困難者の帰宅開始、一時滞在施設の閉鎖(施設管理者)	
	▼教育庁へ災害時帰宅支援ステーション(都立高校)の開設要請								
▼一時滞在施設の開設延長の要請								▼帰宅困難者等の搬送開始(関係省庁)	
▼災害時帰宅支援ステーションの順次閉鎖(協定締結事業者)									
1週間以降									

(9) ライフラインの復旧等

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体 時間	東京都災害対策本部					区市町村	ライフライン事業者 (電力会社、ガス会社、通信会社等)、協定事業者	国	自衛隊
	応急対策指令室 指令班	各局調整部門 ライフライン調整チーム	救出救助統括室	その他部局等 (区市町村調整部門、各局調整部門道路調整チーム)	水道局・下水道局				
発災	地震による被害により、重要施設等のライフラインが停止								
発災～6時間	●職員参集、チーム設置	▼施設被害情報、復旧対応等情報共有	DIS情報共有	▼情報共有(通行可否状況等)(道路調整チーム)	▼施設被害情報、復旧対応等情報共有(水道局・下水道局)		▼施設被害情報、復旧見直し情報等共有	▼施設被害情報、復旧見直し情報等共有	
	▼適宜調整・情報共有	▼道路等の情報提供 ▼適宜調整・情報共有					▼応急給水の準備・開始 ▼復旧計画等に基づき順次復旧開始		
6時間～12時間	●LO派遣要請						▼道路等の情報提供		
	応急給水の需要								
12時間～24時間	▼応急給水関連の対応		▼応急給水関連の対応(区市町村調整部門)	▼応急給水関連の対応(水道局)	▼応急給水関連の要望				
	▼道路上占用物除去の調整		▼道路上占用物除去の調整	▼道路上占用物除去の調整(電力会社、通信会社等)					
24時間～48時間	▼輸送ルート啓開状況の把握		▼輸送ルート啓開要請への回答(建設局への確認結果等共有)(道路調整チーム)	▼復旧対応等調整(下水道局・水道局)			▼復旧計画の作成		
	▼下水道施設へのし尿の受入れ関連の対応		▼下水道施設へのし尿の受入れ関連の対応(区市町村調整部門)	▼下水道施設へのし尿の受入れ関連の対応(下水道局)	▼下水道施設へのし尿の受入れ関連の要望				
48時間～72時間	▼重要施設復旧調整						▼重要施設復旧調整	▼重要施設復旧調整	
	自衛隊、区市町村から通信設備の要望								
72時間～1週間	▼通信の敷設、通信機器貸出し要望への対応	▼通信の敷設、通信機器貸出し要望への対応	▼通信の敷設、通信機器貸出し要望への対応(区市町村調整部門)	▼通信の敷設、通信機器貸出し要望					▼通信の敷設、通信機器貸出し要望
	▼迅速な復旧に必要な要請・支援(必要に応じて)						▼復旧計画に従い順次復旧	▼必要に応じ、全国から人員、機材等の支援	▼部隊展開している拠点に専門回線の敷設
1週間以降				▼区市町村の依頼を受け、下水道施設へのし尿の受入体制の確保			▼迅速な復旧に必要な要請・支援(必要に応じて)	▼迅速な復旧に必要な要請・支援(必要に応じて)	
停電の復旧									

(10) 遺体の取扱い

凡例：●単発、▼継続的に実施

対応主体 時間	東京都災害対策本部				国・近隣他県、近隣県以外の 県	警視庁	被災区市町村	医療関係機関（監察医務院、東京歯科医師会、日本法医学会、都医師会、日赤東京都支部）	火葬場事業者
	応急対策指令室 指令班	各局調整部門 部門本部	福祉保健局	その他部局等（救出救助統括室、人員調整部門、区市町村調整部門、財務局等）					
発災	建物倒壊や火災が発生し、多数の死傷者が発生								
発災～6時間				●知事より検案を命じる		▼救出救助活動に伴い、発見した遺体を収容		●知事より検案の指示を受ける（監察医務院）	
	▼適宜調整・情報共有	●遺体収容所設置情報共有	●遺体収容所設置情報共有	●遺体収容所設置情報共有（区市町村調整部門）		●遺体収容所設置情報共有	●遺体収容所の設置		
						▼検案等要請		▼検案等要請の受理	
検視・検案の準備									
6時間～12時間						▼検視班編成、遺体収容所に派遣		●検案班編成、遺体収容所に派遣（監察医務院）	
						●身元確認に関する検視業務協力依頼		●身元確認班編成、遺体収容所に派遣（東京都医師会）	
12時間～24時間				▼警視庁が実施する検視の情報収集・調整（救出救助統括室）		▼警察災害派遣隊による活動	●遺体収容所設置について住民に周知		▼検案班による検案の実施（監察医務院）
						▼検視班による検視の実施	▼資機材及び搬送車両を確保		
							▼火葬場の被災状況の把握		
火葬場・遺体収容所や検視の人員等に不足が生じてくる									
24時間～48時間		▼臨時遺体収容所確保関連の調整	▼臨時遺体収容所確保関連の調整	▼臨時遺体収容所確保関連の調整（区市町村調整部門）			▼臨時遺体収容所確保関連の調整		
		▼区市町村で調達できない資機材の調達関連の対応	▼区市町村で調達できない資機材の調達関連の対応	▼区市町村で調達できない資機材の調達関連の対応（区市町村調整部門）			▼区市町村で調達できない資機材の調達関連の要望		
			●検案人員の応援協力関連の対応	●人員の応援協力関連の対応（人員調整部門）			●人員の応援協力関連の要望		▼検案人員不足の場合の協力関連の対応
			▼検案人員不足の場合の協力関連の対応						
				▼都内の広域的な死亡者に関する情報について、都民に速やかに提供（総務局）			▼死亡者に関する広報について、庁舎や遺体収容所等への掲示、問い合わせ窓口設置などの体制を準備		
広域的な調整や応援の要請を実施									
24時間～48時間		●広域火葬、検案人員の応援協力の調整	●広域火葬、検案人員の応援協力の調整	●広域火葬、検案人員の応援協力の調整（区市町村調整部門）			●広域火葬、検案人員の応援協力関連の調整		
			●広域火葬実施計画に基づく対応関連の調整	●広域火葬実施計画に基づく対応関連の調整					
		▼搬送車両の調達関連の対応		▼各局調整部門本部を通じて搬送車両の調達関連の対応（財務局）			▼都本部と協力して設置場所を確保	▼臨時遺体収容所を設置しても不足する場合は、都本部と協力して設置場所を確保	▼応援検案班による検案の実施（日本法医学会、都医師会、日赤東京都支部）
			●応援可能な火葬場の協力体制を整理し、被災区市町村ごとの割り振りを通知				●応援可能な火葬場の協力体制を整理し、被災区市町村ごとの割り振りを通知	●割り振られた事業者と火葬方法等の調整	●火葬方法等の調整
48時間～72時間				▼がれき置き場や遺体安置所などを把握し、自衛隊へ提供（救出救助統括室）		▼応援検案班による検案の実施		▼火葬の応援要員の派遣（都内非被災区市町村）	
						▼火葬の応援要員の派遣	▼遺体搬送手段の確保		
			▼遺体搬送手段の確保の要請	▼遺体搬送手段の確保の要請（財務局、救出救助統括室、自衛隊、協力事業者へ）				▼遺体搬送手段の確保の要請	
72時間～1週間						▼身元が判明しない遺体を区市町村に引き継ぐ	▼身元が判明しない遺体を引き継ぐ		
						▼身元不明者の遺体の保管について住民に周知	▼身元不明者の遺体の保管について住民に周知		
1週間以降					▼広域火葬の実施（近隣県、近隣県以外の県）		▼広域火葬の実施（都内非被災区市町村）		
							▼身元不明の遺体の火葬		
							▼引取り人がいない遺骨は一年間保管		

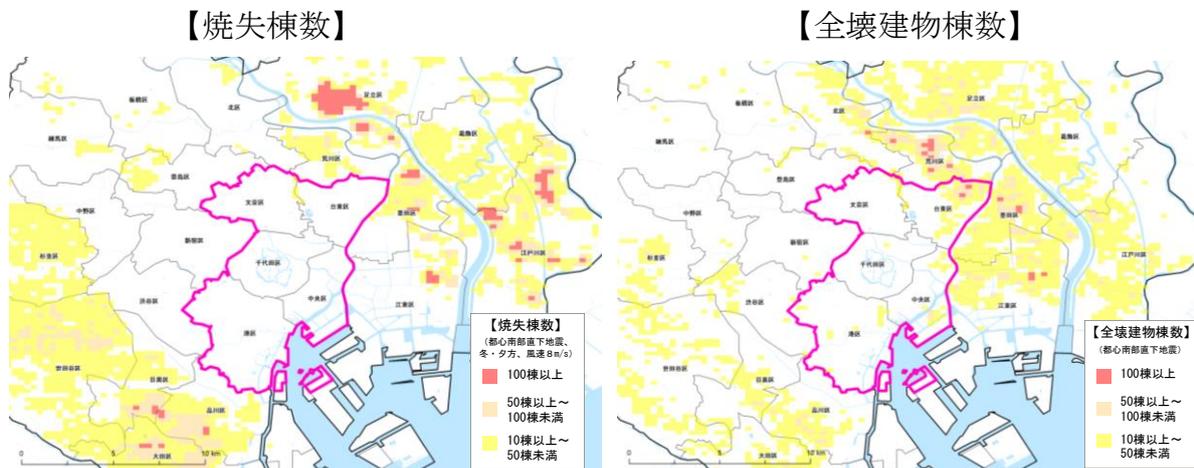
巻末資料 1 圏域毎の被害想定及び各種拠点情報

区中央部（千代田区、中央区、港区、文京区、台東区）

○ 主な被害の特性

圏域内の一部地域に火災や建物倒壊が発生する見込み。その他の地域は他の圏域と比較して被害は少ない。

複数路線が集結している東京駅、品川駅等のターミナル駅では、多くの行き場のない帰宅困難者の発生が予想される。

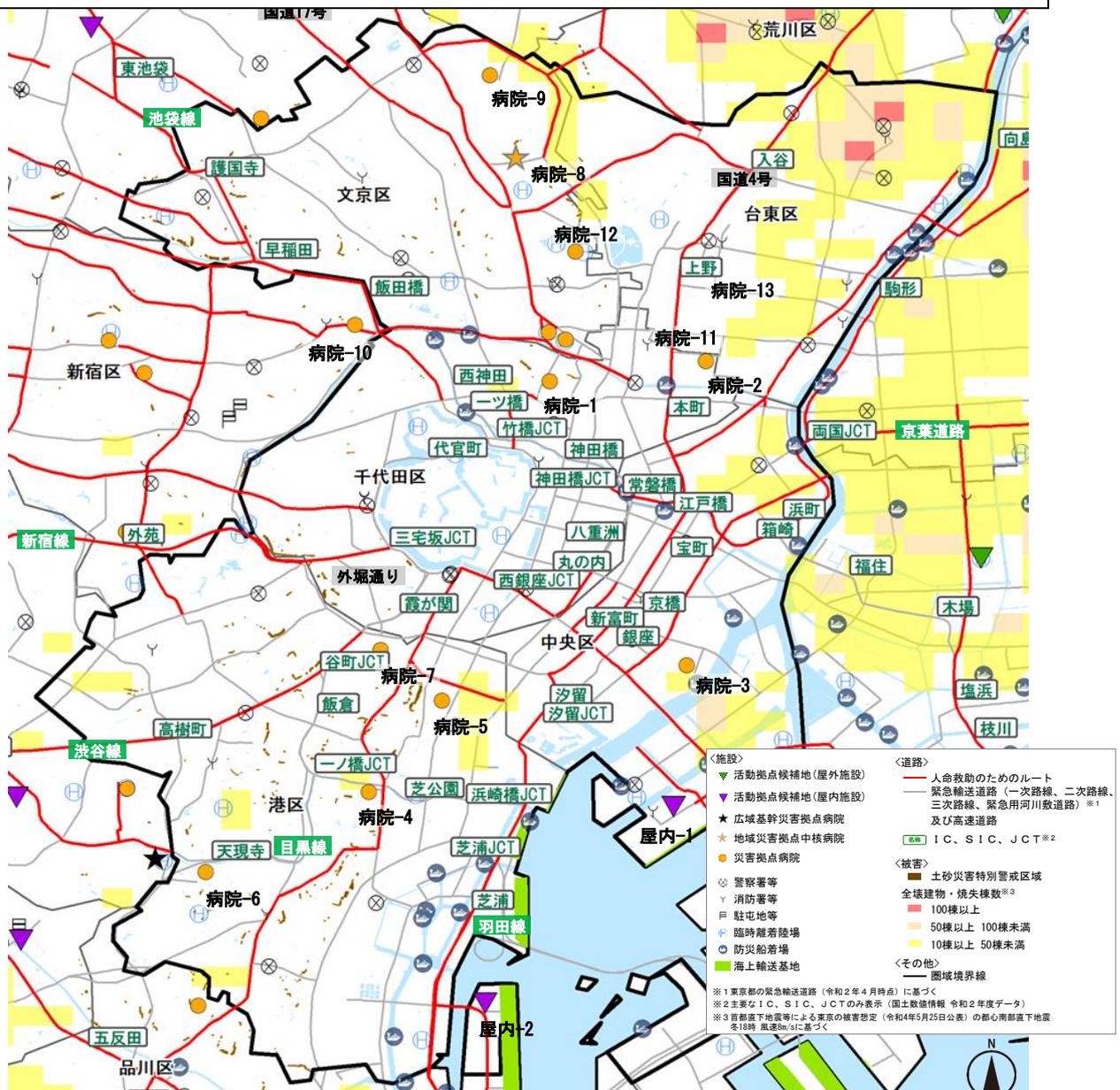


○ 被害想定を踏まえた対策の方向性

都心から放射状に伸びる幹線道路を活用し、負傷者搬送等のルートを確認する。災害拠点病院数が他圏域と比較して多く、さらに、幹線道路及び河川を活用して南北の圏域と行き来しやすい位置にあるため、圏域内の負傷者対応に加え、被害の大きい品川区、荒川区、墨田区等への支援体制を構築する。

主要ターミナル駅のほか、オフィス街や繁華街に大量の行き場のない帰宅困難者が発生した場合、幹線道路にあふれ救出救助活動の支障となることが予想されるため、早期の一時滞在施設の開設のほかオフィスビル等での受入れも要請していく。

● 被害想定上の大規模な被災地域、災害拠点病院及び活動拠点候補地を踏まえ、救出救助活動や医療救護活動における人命救助のためのルートについては、下記地図中に赤色で例示する。



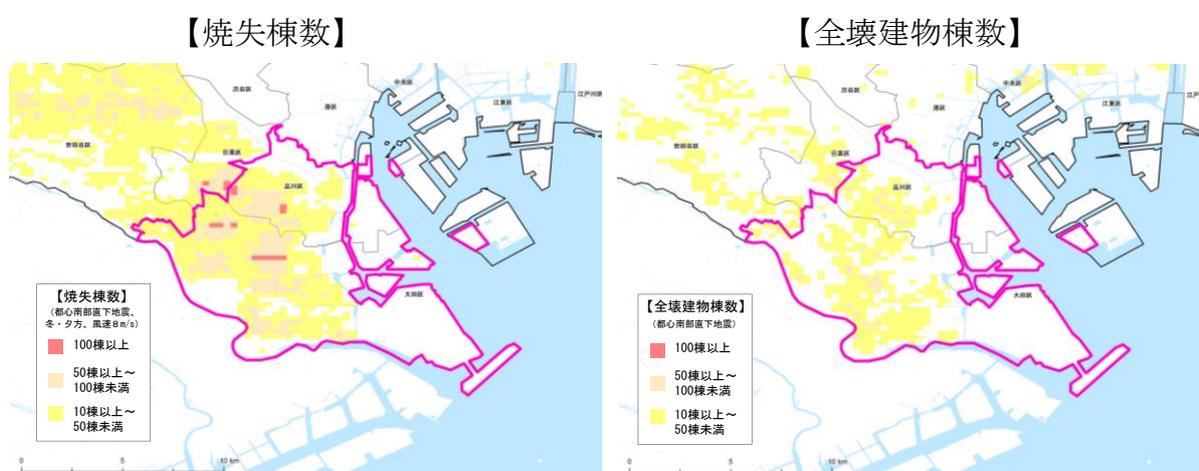
	施設番号	区名	施設名	所在地
活動拠点候補地	屋内-1	中央区	中央清掃工場	中央区晴海 5-2-1
	屋内-2	港区	港清掃工場	港区港南 5-7-1
災害拠点病院	病院-1	千代田区	日本大学病院	千代田区神田駿河台 1-6
	病院-2	千代田区	三井記念病院	千代田区神田和泉町 1
	病院-3	中央区	聖路加国際病院	中央区明石町 9-1
	病院-4	港区	東京都済生会中央病院	港区三田 1-4-17
	病院-5	港区	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋 3-19-18
	病院-6	港区	北里大学北里研究所病院	港区白金 5-9-1
	病院-7	港区	虎の門病院	港区虎ノ門 2-2-2
	病院-8	文京区	日本医科大学付属病院	文京区千駄木 1-1-5
	病院-9	文京区	東京都立駒込病院	文京区本駒込 3-18-22
	病院-10	文京区	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷 3-1-3
	病院-11	文京区	東京医科歯科大学病院	文京区湯島 1-5-45
	病院-12	文京区	東京大学医学部付属病院	文京区本郷 7-3-1
	病院-13	台東区	永寿総合病院	台東区東上野 2-23-16

区南部（品川区、大田区）

○ 主な被害の特性

環状7号線沿いを中心に西側で多数の火災が発生、東側の海沿いにある避難場所まで、被災地からの避難が困難となるおそれがある。

西側の広範囲に焼失棟数及び倒壊棟数が多く、被害が及ぶことが想定されていることから、道路閉塞により、初動対応が困難となるおそれがある。



○ 被害想定を踏まえた対策の方向性

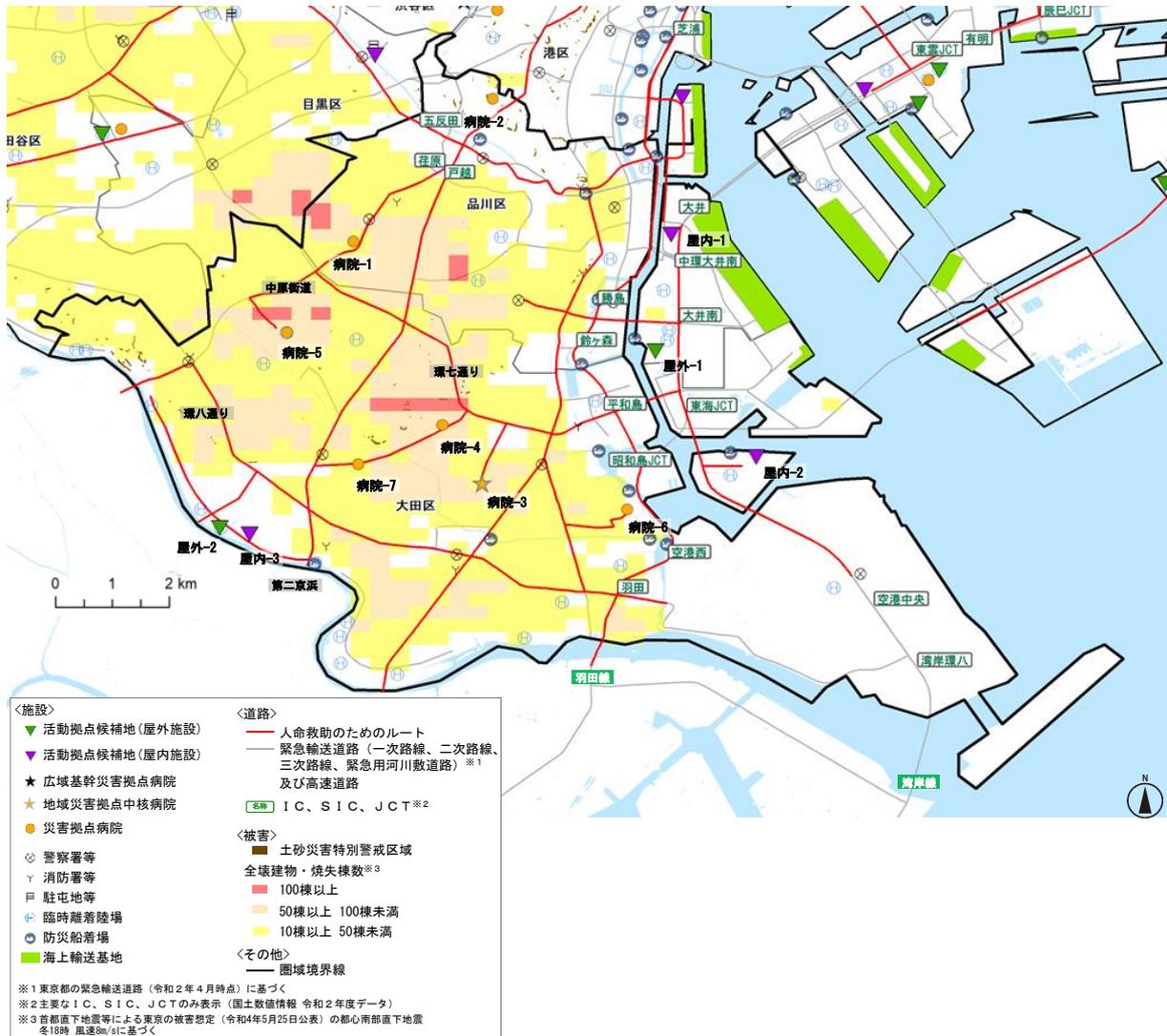
西側に被害が集中していることから、被災地に近い多摩川下流の河川敷を活動拠点として活用するとともに、河川を緊急輸送ルートとして活用する。

東側（海沿い）のまとまったオープンスペースを最大限に活用し、そこを起点とした海からのアプローチやヘリコプターによる救出救助活動を展開する。

湾岸道路、第一京浜、中原街道などを活用し、負傷者を災害拠点病院や活動拠点に搬送する。

首都高湾岸線のほか第一京浜から環状8号線を経由したルートを使用し、東京国際空港をSCUや各地からの応援要員の受入れ及び物資等の輸送拠点として有効に活用する。

● 被害想定上の大規模な被災地域、災害拠点病院及び活動拠点候補地を踏まえ、救出救助活動や医療救護活動における人命救助のためのルートについては、下記地図中に赤色で例示する。



	施設番号	区名	施設名	所在地
活動拠点候補地	屋外-1	品川区	東京都立大井ふ頭中央海浜公園	品川区八潮4丁目
	屋外-2	大田区	ガス橋緑地少年野球場	大田区下丸子2丁目地先
	屋内-1	品川区	品川清掃工場	品川区八潮1-4-1
	屋内-2	大田区	大田清掃工場	大田区京浜島3-6-1
	屋内-3	大田区	多摩川清掃工場	大田区下丸子2-33-1
災害拠点病院	病院-1	品川区	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
	病院-2	品川区	NTT 東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22
	病院-3	大田区	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1
	病院-4	大田区	大森赤十字病院	大田区中央4-30-1
	病院-5	大田区	東京都立荏原病院	大田区東雪谷4-5-10
	病院-6	大田区	東京労災病院	大田区大森南4-13-21
	病院-7	大田区	池上総合病院	大田区池上6-1-19

区西部（渋谷区、世田谷区、目黒区、新宿区、中野区、杉並区）

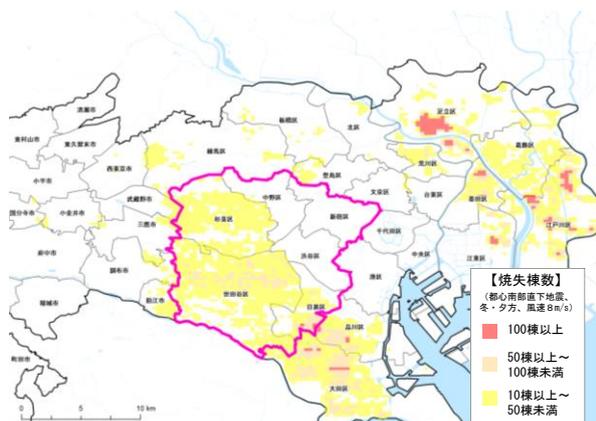
○ 主な被害の特性

建物倒壊は少ないが、杉並区の JR 中央線沿線、杉並区・世田谷区の環状 8 号線沿い、世田谷区の甲州街道沿い及び目黒区の東急目黒線沿線の各地域で火災が発生する見込み。

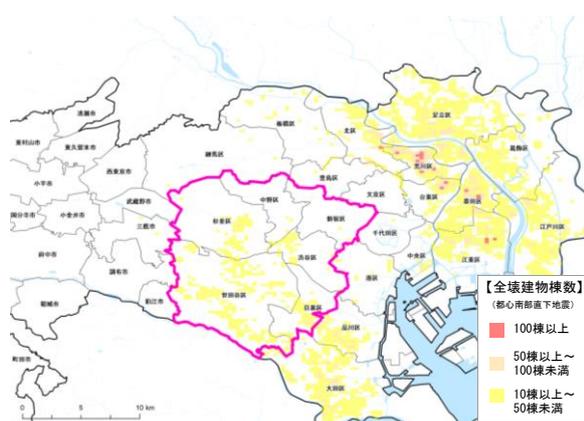
主要な被害が圏域西部から南部に点在する一方、災害拠点病院は圏域北東部に集中しているため、被災現場からの負傷者の搬送が難しい。

複数路線が集結している新宿駅、渋谷駅等のターミナル駅では、多くの行き場のない帰宅困難者の発生が予想される。

【焼失棟数】



【全壊建物棟数】



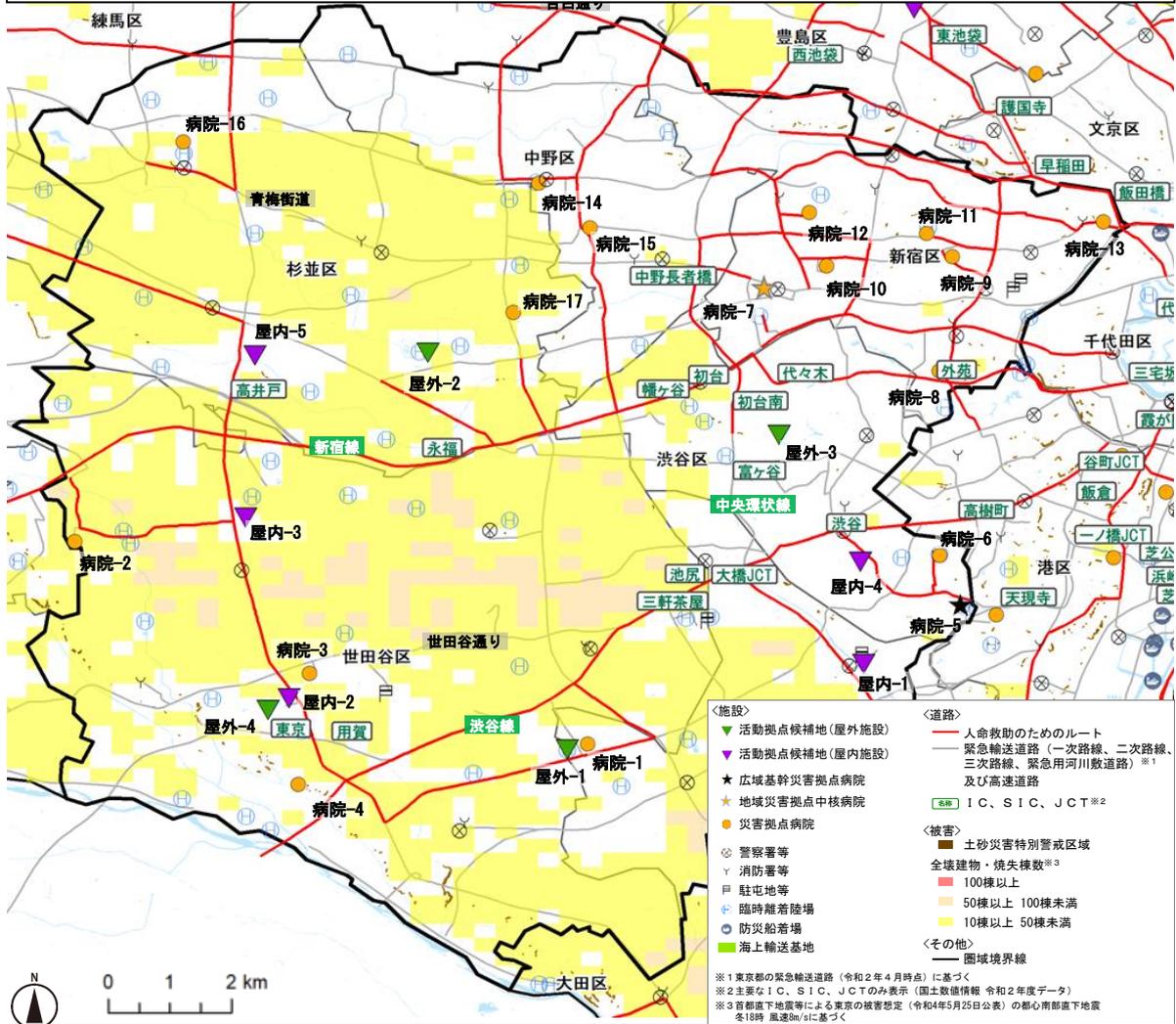
○ 被害想定を踏まえた対策の方向性

甲州街道などを活用し、医療機関が集中する圏域北東部及び圏域外への医療搬送、圏域外からの応援受け入れを円滑に実施する。

医療機関の不足に対応するため、活動拠点である都立和田堀公園、都立代々木公園及び駒沢オリンピック公園からのヘリコプターを活用した広域医療搬送を行う。

主要ターミナル駅のほか、オフィス街や繁華街に大量の行き場のない帰宅困難者が発生した場合、幹線道路にあふれ救出救助活動の支障となることが予想されるため、早期の一時滞在施設の開設のほかオフィスビル等での受け入れも要請していく。

● 被害想定上の大規模な被災地域、災害拠点病院及び活動拠点候補地を踏まえ、救出救助活動や医療救護活動における人命救助のためのルートについては、下記地図中に赤色で例示する。



	施設番号	区名	施設名	所在地
活動拠点候補地	屋外-1	目黒区 世田谷区	東京都立駒沢オリンピック公園	目黒区東が丘2丁目及び世田谷区駒沢公園各区内
	屋外-2	杉並区	東京都立和田堀公園	杉並区大宮2丁目地内
	屋外-3	渋谷区	東京都立代々木公園	渋谷区神南2丁目地内
	屋外-4	世田谷区	東京都立砧公園	世田谷区砧公園地内
	屋内-1	目黒区	目黒清掃工場	目黒区三田 2-19-43
	屋内-2	世田谷区	世田谷清掃工場	世田谷区大蔵 1-1-1
	屋内-3	世田谷区	千歳清掃工場	世田谷区八幡山 2-7-1
	屋内-4	渋谷区	渋谷清掃工場	渋谷区東 1-35-1
屋内-5	杉並区	杉並清掃工場	杉並区高井戸東 3-7-6	
災害拠点病院	病院-1	目黒区	国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘 2-5-1
	病院-2	世田谷区	至誠会第二病院	世田谷区上祖師谷 5-19-1
	病院-3	世田谷区	公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀 6-25-1
	病院-4	世田谷区	日産厚生会 玉川病院	世田谷区瀬田 4-8-1
	病院-5	渋谷区	東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿 2-34-10
	病院-6	渋谷区	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾 4-1-22
	病院-7	新宿区	東京医科大学病院	新宿区西新宿 6-7-1
	病院-8	新宿区	慶応義塾大学病院	新宿区信濃町 35
	病院-9	新宿区	東京女子医科大学病院	新宿区河田町 8-1
	病院-10	新宿区	東京都立大久保病院	新宿区歌舞伎町 2-44-1
	病院-11	新宿区	国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山 1-21-1
	病院-12	新宿区	東京山手メディカルセンター	新宿区百人町 3-22-1
	病院-13	新宿区	東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町 5-1
	病院-14	中野区	新渡戸記念中野総合病院	中野区中央 4-59-16
	病院-15	中野区	東京警察病院	中野区中野 4-22-1
	病院-16	杉並区	荻窪病院	杉並区今川 3-1-24
	病院-17	杉並区	立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田 2-25-1

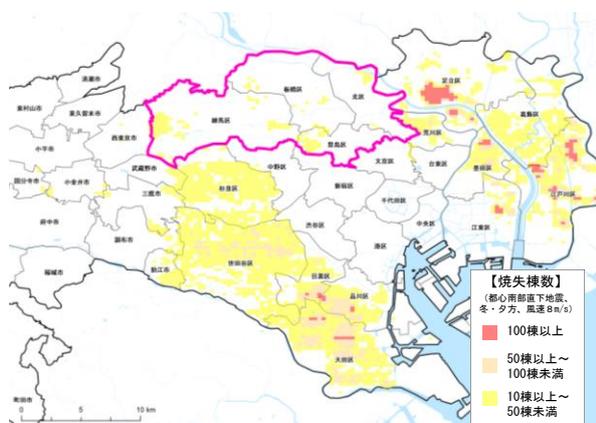
区西北部（豊島区、北区、板橋区、練馬区）

○ 主な被害の特性

北区から練馬区にかけて、一部で建物の全壊が見込まれる地域があるものの、他の圏域と比較すると火災や建物倒壊は少ない。

複数路線が集結している池袋駅等のターミナル駅では、多くの行き場のない帰宅困難者の発生が予想される。

【焼失棟数】



【全壊建物棟数】



○ 被害想定を踏まえた対策の方向性

関越自動車道・外環自動車道などを經由し、警察・消防・自衛隊をはじめとした全国からの応援を迅速に受け入れる。

活動拠点、災害拠点病院のほか、自衛隊駐屯地も圏域内に立地していることから、隣接する区西部・区東部を中心に都内全域での応急対策活動を展開するための全国的な広域応援の受入エリアとなることが想定される。

首都高中央環状線や目白通りなどを活用することによって、災害拠点病院での負傷者の受入れや救出救助活動を円滑に展開する。

● 被害想定上の大規模な被災地域、災害拠点病院及び活動拠点候補地を踏まえ、救出救助活動や医療救護活動における人命救助のためのルートについては、下記地図中に赤色で例示する。



<p>〈施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼ 活動拠点候補地(屋外施設) ▼ 活動拠点候補地(屋内施設) ★ 広域基幹災害拠点病院 ★ 地域災害拠点中核病院 ● 災害拠点病院 ⊗ 警察署等 ⊕ 消防署等 ⊕ 駐屯地等 ⊕ 臨時離着陸場 ⊕ 防災船着場 ⊕ 海上輸送基地 	<p>〈道路〉</p> <ul style="list-style-type: none"> — 人命救助のためのルート — 緊急輸送道路(一次路線、二次路線、三次路線、緊急用河川敷道路)※1 IC、SIC、JCT※2 <p>〈被害〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 土砂災害特別警戒区域 ■ 全壊建物・焼失棟数※3 ■ 100棟以上 ■ 50棟以上 100棟未満 ■ 10棟以上 50棟未満 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> — 圏域境界線
---	--

※1 東京都の緊急輸送道路(令和2年4月時点)に基づく
 ※2 主要なIC、SIC、JCTのみ表示(国土数値情報 令和2年度データ)
 ※3 首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月25日公表)の都心南部直下地震冬18時 風速0m/sに基づく

	施設番号	区名	施設名	所在地
活動拠点候補地	屋外-1	板橋区	東京都立城北中央公園	板橋区桜川1丁目及び練馬区氷川台1丁目各地内
	屋外-2	練馬区	東京都立光が丘公園	練馬区光が丘
	屋内-1	豊島区	豊島清掃工場	豊島区上池袋 2-5-1
	屋内-2	北区	北清掃工場	北区志茂 1-2-36
	屋内-3	板橋区	板橋清掃工場	板橋区高島平 9-48-1
災害拠点病院	屋内-4	練馬区	練馬清掃工場	練馬区谷原 6-10-11
	屋内-5	練馬区	光が丘清掃工場	練馬区光が丘 5-3-1
	病院-1	豊島区	東京都立大塚病院	豊島区南大塚 2-8-1
	病院-2	北区	東京北医療センター	北区赤羽台 4-17-56
	病院-3	板橋区	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町 30-1
	病院-4	板橋区	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀 2-11-1
	病院-5	板橋区	東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町 35-2
	病院-6	板橋区	東京都立豊島病院	板橋区栄町 33-1
病院-7	練馬区	練馬光が丘病院	練馬区光が丘 2-11-1	
病院-8	練馬区	順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台 3-1-10	

区東部（足立区、葛飾区、荒川区、江東区、墨田区、江戸川区）

○ 主な被害の特性

荒川沿いを中心に広い範囲で火災や建物倒壊が発生する。

建物倒壊や広い範囲での液状化の被害が想定されることから、道路閉塞により、初動対応が困難となるおそれがある。

複数の路線が集結している北千住駅では、多くの行き場のない帰宅困難者の発生が予想される。

【焼失棟数】



【全壊建物棟数】



○ 被害想定を踏まえた対策の方向性

尾久橋通り、国道4号、首都高6号三郷線及び首都高7号小松川線を活用した、救出救助活動と医療搬送を展開する。

広範囲にわたる道路閉塞のおそれがあることから、ヘリコプターの活用のほか、被害の集中する荒川沿いのエリアでの水上バス及び緊急用河川敷道路等を活用した医療搬送など、河川を緊急輸送ルートとして最大限使用する。

点在する活動拠点と併せ、SCUとしても指定されている東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘）を有効に活用する。

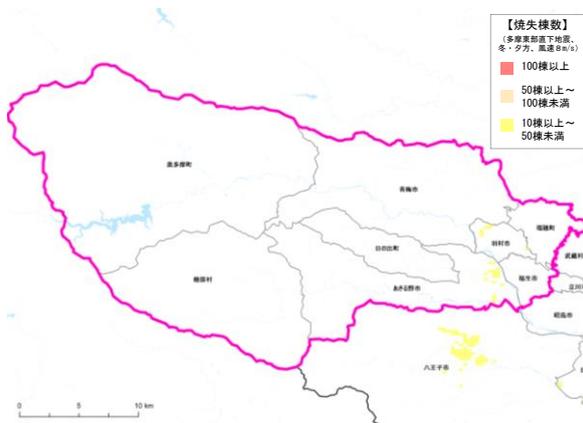
	施設番号	区名	施設名	所在地
活動拠点 候補地	屋外-1	江東区	東京都立木場公園	江東区平野4丁目地内
	屋外-2	足立区	東京都立舎人公園	足立区舎人公園地内
	屋外-3	葛飾区	東京都立水元公園	葛飾区水元公園地内
	屋外-4	江戸川区	東京都立篠崎公園	江戸川区上篠崎1丁目地内
	屋外-5	江戸川区	東京都立葛西臨海公園	江戸川区臨海町6丁目地内
	屋外-6	江東区	若洲海浜公園	江東区若洲3丁目
	屋外-7	墨田区	白鬚東地区及び汐入公園	墨田区堤通2丁目地内
	屋外-8	江東区	東京臨海広域防災公園 (有明の丘基幹的防災拠点)	江東区有明3丁目
	屋外-9	江東区	東京ビッグサイト	江東区有明3丁目
	屋内-1	墨田区	墨田清掃工場	墨田区東墨田1-10-23
	屋内-2	江東区	有明清掃工場	江東区有明2-3-10
	屋内-3	江東区	新江東清掃工場	江東区夢の島3-1-1
	屋内-4	足立区	足立清掃工場	足立区西保木間4-7-1
	屋内-5	葛飾区	葛飾清掃工場	葛飾区水元1-20-1
屋内-6	江戸川区	江戸川清掃工場	江戸川区江戸川2-10	
災害拠点 病院	病院-1	足立区	東京女子医科大学附属足立 医療センター	足立区江北4-33-1
	病院-2	足立区	西新井病院	足立区西新井本町1-12-12
	病院-3	足立区	苑田第一病院	足立区竹の塚4-1-12
	病院-4	足立区	博慈会記念総合病院	足立区鹿浜5-11-1
	病院-5	葛飾区	東京慈恵会医科大学葛飾医療 センター	葛飾区青戸6-41-2
	病院-6	葛飾区	東京都立東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1
	病院-7	葛飾区	平成立石病院	葛飾区立石5-1-9
	病院-8	墨田区	東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15
	病院-9	墨田区	東京曳舟病院	墨田区東向島2-27-1
	病院-10	江東区	江東病院	江東区大島6-8-5
	病院-11	江東区	順天堂大学医学部附属順天堂 江東高齢者医療センター	江東区新砂3-3-20
	病院-12	江東区	がん研究会有明病院	江東区有明3-8-31
	病院-13	江東区	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38
	病院-14	江戸川区	東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2
	病院-15	江戸川区	江戸川病院	江戸川区東小岩2-24-18
	病院-16	江戸川区	森山記念病院	江戸川区北葛西4-3-1

多摩西部（青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町）

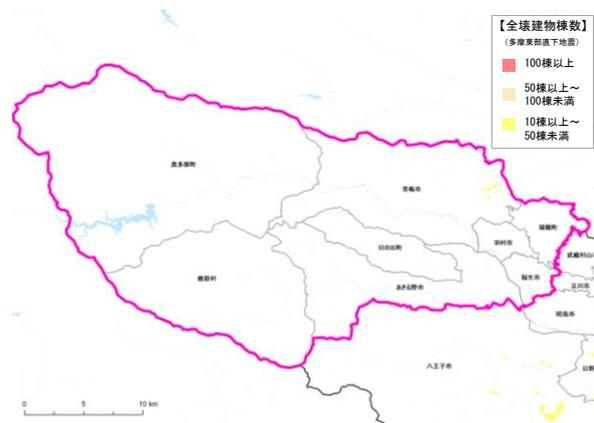
○ **主な被害の特性**

山林が多く、急傾斜地等の斜面崩壊による大規模災害、それに伴う道路交通網の被害のおそれがあり、特に、道路閉塞に伴う孤立集落の発生のおそれがある。地震による火災、建物倒壊は比較的他の地域に比べて少ない。

【焼失棟数】



【全壊建物棟数】



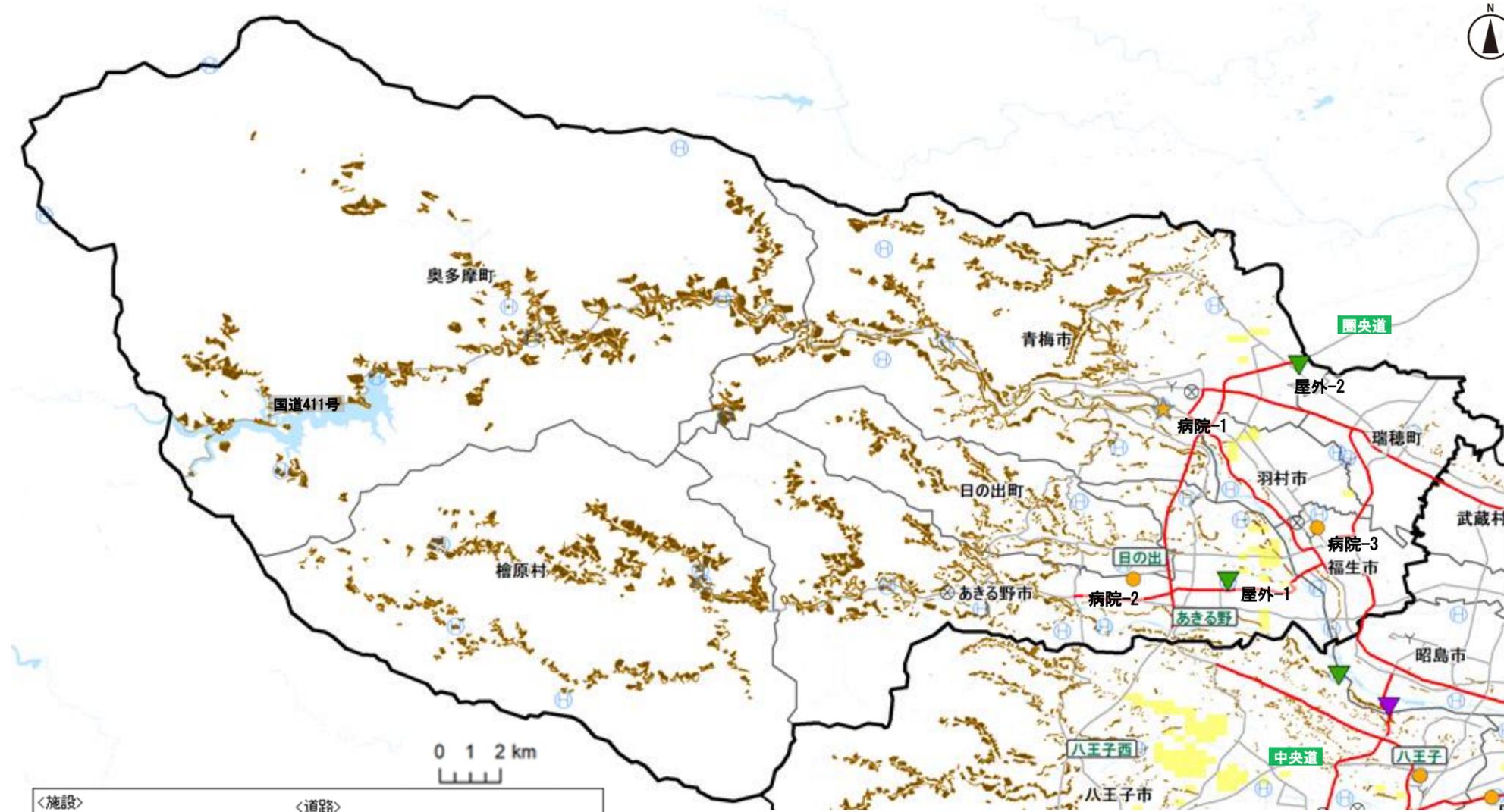
○ **被害想定を踏まえた対策の方向性**

ヘリコプターを最大限に活用することによって、広範な山林地域に点在する集落への救助体制を確保するとともに、支援物資の投下等による孤立集落への対応も行う。

こうしたヘリコプターの活用体制を構築するために、立川広域防災基地のほか入間基地を活用し、また、被災地域や孤立集落に近接する場所にヘリコプターの緊急離着陸場を早期に確保する。

ヘリコプターの活用と並行し、国道 411 号や檜原街道により、医療搬送や物資輸送等を実施する。

● 被害想定上の大規模な被災地域、災害拠点病院及び活動拠点候補地を踏まえ、救出救助活動や医療救護活動における人命救助のためのルートについては、下記地図中に赤色で例示する。



<施設>

- ▼ 活動拠点候補地(屋外施設)
- ▼ 活動拠点候補地(屋内施設)
- ★ 広域基幹災害拠点病院
- ★ 地域災害拠点中核病院
- 災害拠点病院
- ⊗ 警察署等
- ⊕ 消防署等
- ⊖ 駐屯地等
- ⊕ 臨時離着陸場
- ⊕ 防災船着場
- 海上輸送基地

<道路>

- 人命救助のためのルート
- 緊急輸送道路(一次路線、二次路線、三次路線、緊急用河川敷道路)※1
- 及び高速道路
- IC、SIC、JCT※2

<被害>

- 土砂災害特別警戒区域
- 全壊建物・焼失棟数※3
- 100棟以上
- 50棟以上 100棟未満
- 10棟以上 50棟未満

<その他>

- 圏域境界線

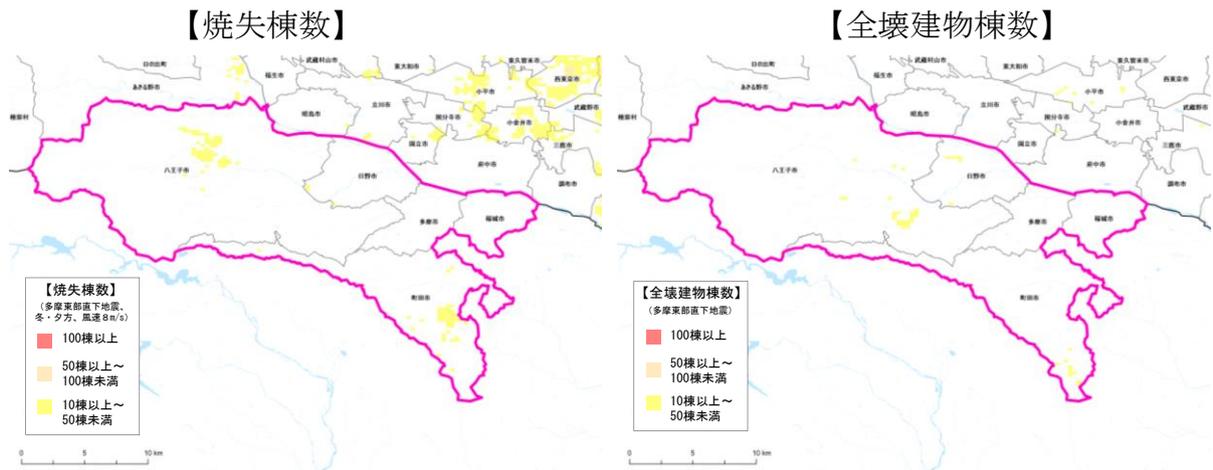
※1 東京都の緊急輸送道路(令和2年4月時点)に基づく
 ※2 主要なIC、SIC、JCTのみ表示(国土数値情報 令和2年度データ)
 ※3 首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月25日公表)多摩東部直下地震 冬18時 風速8m/sに基づく

	施設番号	区名	施設名	所在地
活動拠点候補地	屋外-1	あきる野市	東京都立秋留台公園	あきる野市二宮地内
	屋外-2	青梅市	青梅スタジアム	青梅市今井5丁目地内
災害拠点病院	病院-1	青梅市	青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5
	病院-2	あきる野市	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1
	病院-3	福生市	公立福生病院	福生市加美平1-6-1

多摩南部（八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市）

○ 主な被害の特性

八王子市及び町田市の市街地において火災が発生することが想定される。
火災のエリアは、他の圏域と比較して局地的であるが、広く点在している。



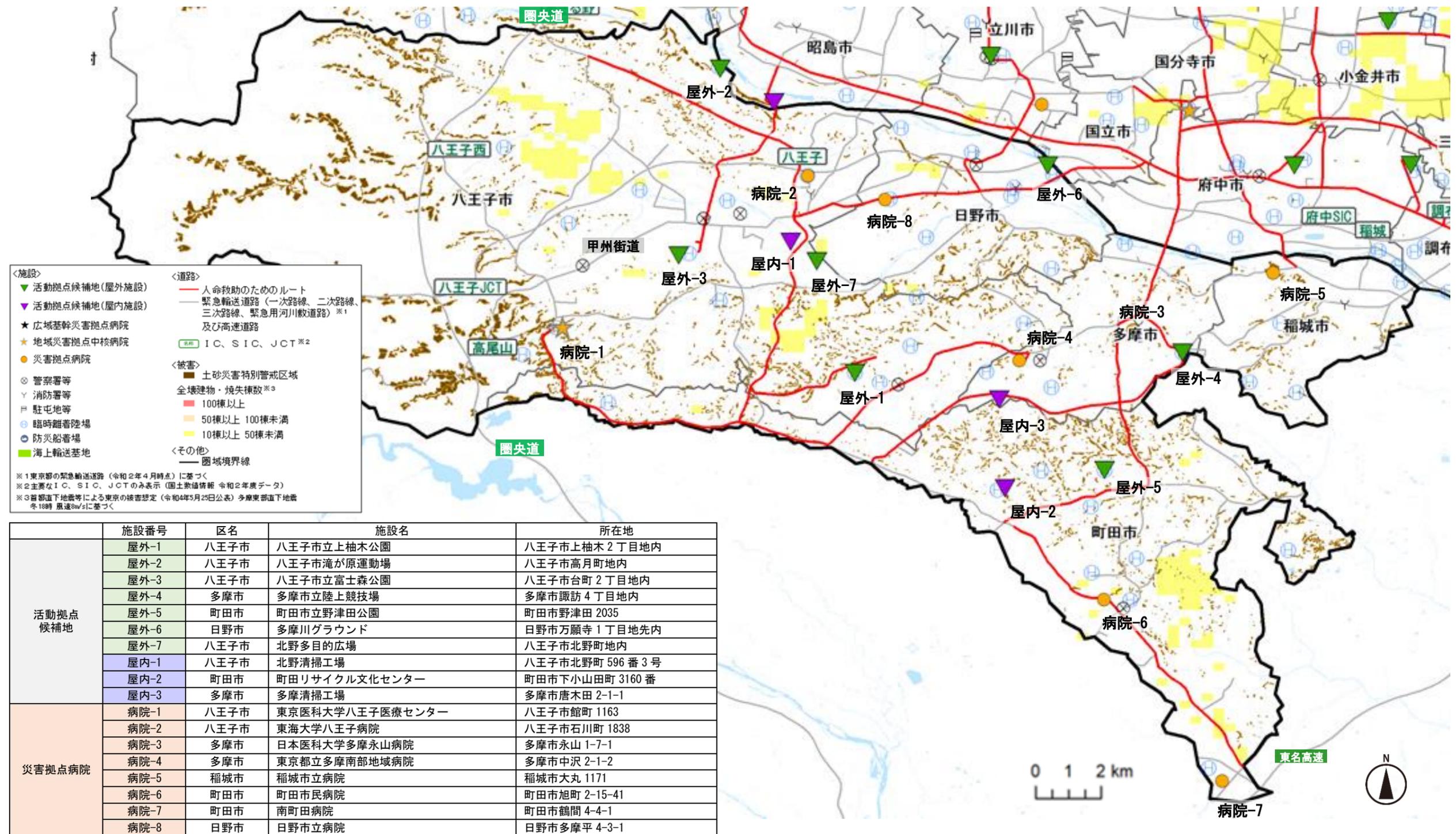
○ 被害想定を踏まえた対策の方向性

大型のヘリコプターが離着陸できるスペースを確保し、広く点在する被害へ対応する。

多摩川等の河川敷や清掃工場等を活動拠点として活用し、広域応援部隊の受入体制を整える。

多摩地域の東西南北を結ぶルートを確認する上で重要な地域であることから、中央自動車道、圏央道及び甲州街道を活用し、圏域内外への医療搬送や物資輸送等を行う。

● 被害想定上の大規模な被災地域、災害拠点病院及び活動拠点候補地を踏まえ、救出救助活動や医療救護活動における人命救助のためのルートについては、下記地図中に赤色で例示する。



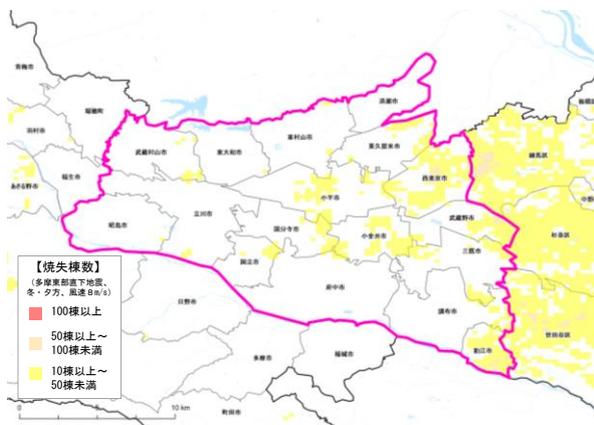
多摩北部（立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市）

○ 主な被害の特性

圏域の中央から東側のエリアを中心に火災が発生する。

他の圏域と比較して、ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊による建物倒壊は少ない。

【焼失棟数】



【全壊建物棟数】



○ 被害想定を踏まえた対策の方向性

SCU が設置される立川広域防災基地と併せ、点在する活動拠点を活用し、ヘリコプターによる医療搬送を展開する。

東西を通る新青梅街道、五日市街道、甲州街道等を活用した救出救助活動や医療搬送を実施する。

市街地に隣接した活動拠点の迅速な立ち上げと併せ、陸上自衛隊駐屯地等とも連携することで、被災地域の近接地に多くの救出救助部隊を受け入れる。

● 被害想定上の大規模な被災地域、災害拠点病院及び活動拠点候補地を踏まえ、救出救助活動や医療救護活動における人命救助のためのルートについては、下記地図中に赤色で例示する。

<施設>

- ▼ 活動拠点候補地(屋外施設)
- ▼ 活動拠点候補地(屋内施設)
- ★ 広域基幹災害拠点病院
- ★ 地域災害拠点中核病院
- 災害拠点病院
- ⊗ 警察署等
- Y 消防署等
- ≡ 駐屯地等
- ⊕ 臨時離着陸場
- ⊕ 防災船着場
- 海上輸送基地

<道路>

- 人命救助のためのルート
- 緊急輸送道路(一次路線、二次路線、三次路線、緊急用河川敷道路)*1
- 及び高速道路
- IC、SIC、JCT*2

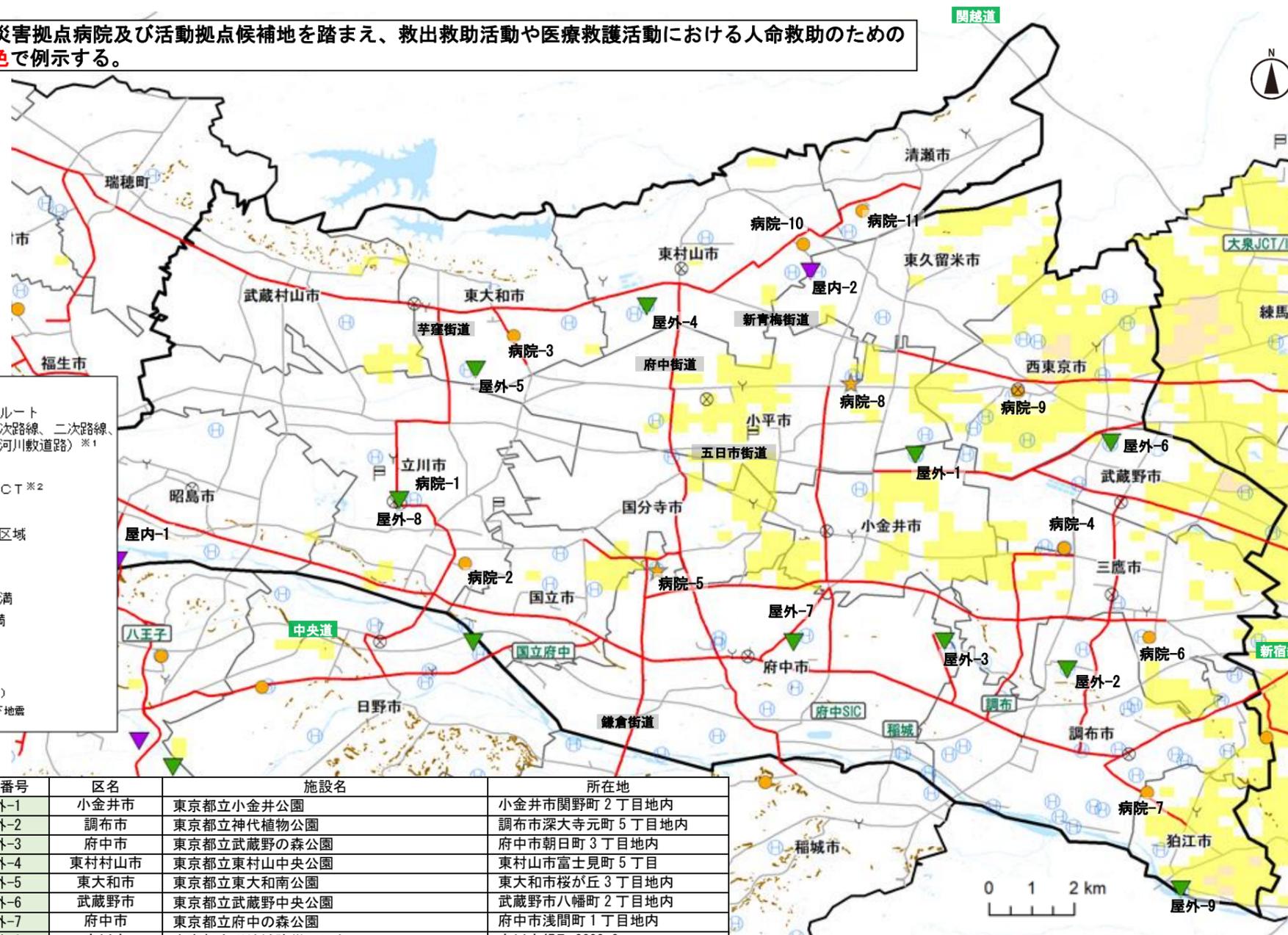
<被害>

- 土砂災害特別警戒区域
- 全壊建物・焼失棟数*3
- 100棟以上
- 50棟以上 100棟未満
- 10棟以上 50棟未満

<その他>

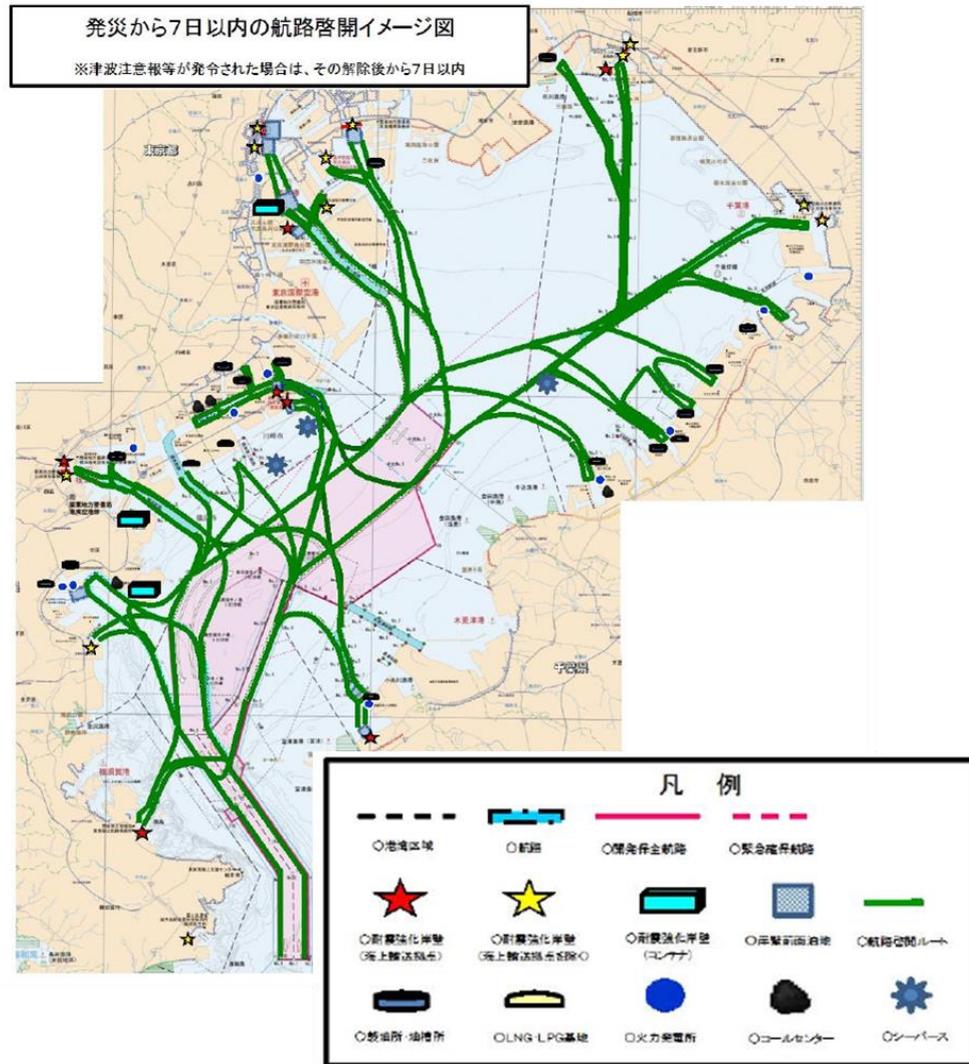
- 圏域境界線

*1 東京都の緊急輸送道路(令和2年4月時点)に基づく
*2 主要なIC、SIC、JCTのみ表示(国土数値情報 令和2年度データ)
*3 首都圏下地震等による東京の被害想定(令和4年5月25日公表)多摩東部直下地震 冬18時 風速2m/sに基づく



	施設番号	区名	施設名	所在地
活動拠点候補地	屋外-1	小金井市	東京都立小金井公園	小金井市関野町2丁目地内
	屋外-2	調布市	東京都立神代植物公園	調布市深大寺元町5丁目地内
	屋外-3	府中市	東京都立武蔵野の森公園	府中市朝日町3丁目地内
	屋外-4	東村山市	東京都立東村山中央公園	東村山市富士見町5丁目
	屋外-5	東大和市	東京都立東大和南公園	東大和市桜が丘3丁目地内
	屋外-6	武蔵野市	東京都立武蔵野中央公園	武蔵野市八幡町2丁目地内
	屋外-7	府中市	東京都立府中の森公園	府中市浅間町1丁目地内
	屋外-8	立川市	東京都立立川地域防災センター	立川市緑町3233-2
	屋外-9	狛江市	多摩川緑地公園グラウンド	狛江市猪方4丁目地内
災害拠点病院	屋内-1	昭島市	昭島市清掃センター	昭島市田中町4-3-14
	屋内-2	東久留米市	柳泉園クリーンポート	東久留米市下里4-3-10
	病院-1	立川市	国立病院機構災害医療センター	立川市緑町3256
	病院-2	立川市	立川病院	立川市錦町4-2-22
	病院-3	東大和市	東大和病院	東大和市南街1-13-12
	病院-4	武蔵野市	武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1
	病院-5	府中市	東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29
	病院-6	三鷹市	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2
	病院-7	狛江市	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町4-11-1
	病院-8	小平市	公立昭和病院	小平市花小金井8-1-1
	病院-9	西東京市	佐々総合病院	西東京市田無町4-24-15
病院-10	東村山市	東京都立多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1	
病院-11	清瀬市	国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1	

【参考2】東京湾内各港における震後行動



注) 被災状況によっては、航路啓開状況は異なる可能性がある。

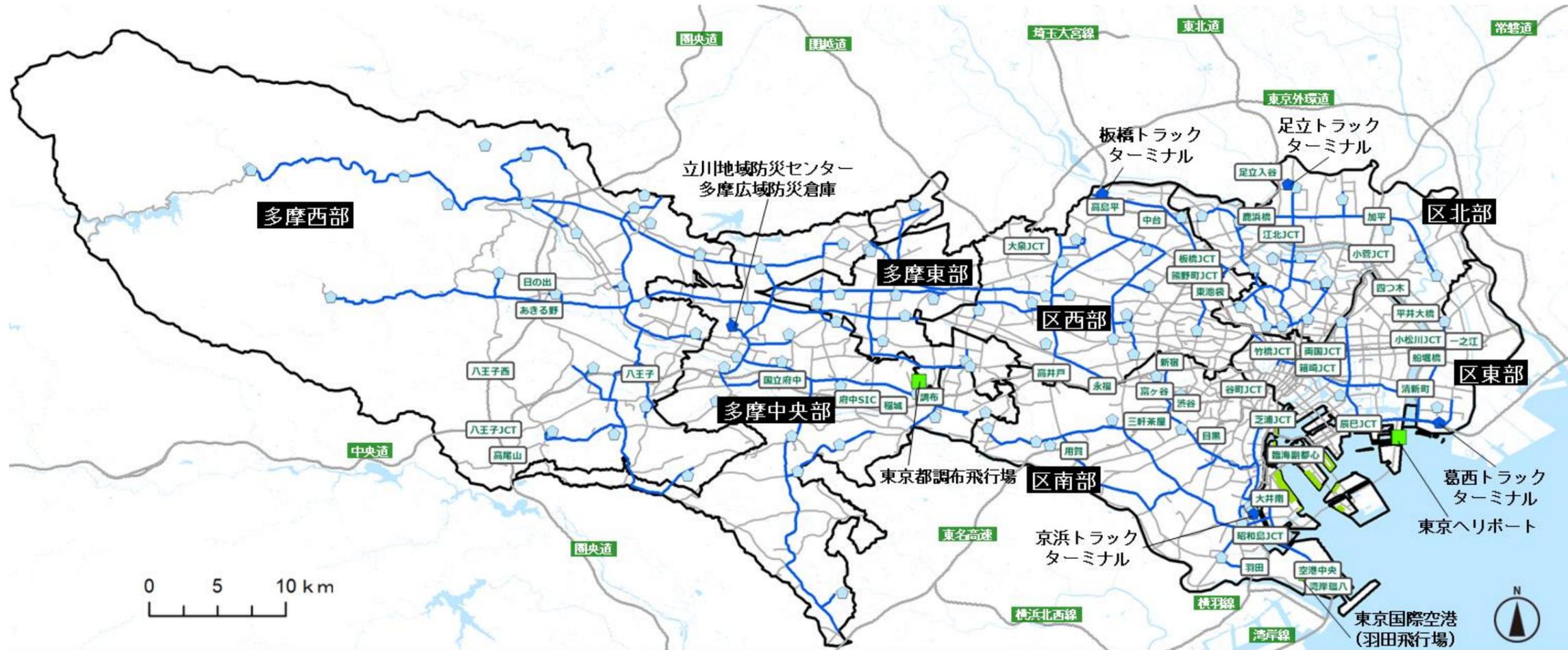
支援項目	時期	復旧目標
在港船舶支援	発災直後	地震、津波発生時、東京湾内各港の在港船舶は、被害を回避するため、緊急の港外退避等の初動対応を迅速に実施する。
在湾船舶支援	発災直後	出湾する必要がある場合、在湾船舶の出湾支援を実施する。
緊急物資輸送	発災後24時間以内	発災後24時間以内の、湾外からの川崎港東扇島基幹的広域防災拠点への緊急物資輸送船第1船入港が可能となるよう、障害物調査・応急措置等の航路啓開を実施する。
	発災後48時間以内	発災後48時間以内の川崎港東扇島基幹的広域防災拠点及び湾外から東京湾内の海上輸送拠点への緊急物資輸送が可能となるよう、障害物調査・応急措置等の航路啓開を実施する。
	発災後72時間以内	発災後72時間以内の川崎港東扇島基幹的広域防災拠点及び湾外から東京湾内の各港耐震強化岸壁への緊急物資輸送が可能となるよう、障害物調査・応急措置等の航路啓開を実施する。
コンテナ輸送	発災後7日以内	発災後7日以内の耐震強化岸壁への大型コンテナ船の入港が可能となるよう、障害物調査・除去、応急措置等の航路啓開を実施する。
エネルギー関係輸送	発災後7日以内	緊急物資輸送対応に引き続いて、発災後7日以内のエネルギー関係輸送船の入港が可能となるよう、障害物調査・除去、応急措置等の航路啓開を実施する。 なお、燃料の供給については、必要に応じて、「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等を踏まえ、人命救助のために重要な72時間を意識し、対応する。

*：津波注意報等が発令された場合は、津波注意報等解除後。

【出典】東京湾航行支援に係る事前・震後行動計画平成29年3月（東京湾航行支援協議会）P22、23

※首都直下地震により東京湾内の各港が被災した場合は、島しょ地域への定期船の航行についても支障をきたすおそれがある。

巻末資料2 区域毎の輸送拠点及び搬送ルート



- <広域輸送基地※1>
- 陸上輸送基地
 - 海上輸送基地
 - 航空輸送基地
- <その他施設>
- 地域内輸送拠点
- <道路>
- 支援物資の輸送経路
 - 緊急輸送道路（一次路線、二次路線、三次路線、緊急河川敷道路）※2
 - 及び高速道路
- 名称 主な関係IC、SIC、JCT ※3
- <その他>
- 圏域境界線
- ※1東京都地域防災計画（令和5年修正）別冊④資料 第2-11-9輸送拠点一覧（令和5年4月1日現在）に基づく
- ※2東京都の緊急輸送道路（令和2年4月時点）に基づく
- ※3主要なIC、SIC、JCTのみ表示（国土数値情報 令和2年度データ）

区域	広域輸送基地	区市町村
区東部	葛西トラックターミナル	千代田区、中央区、墨田区、江東区、江戸川区
区南部	京浜トラックターミナル	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、狛江市
区北部	足立トラックターミナル	文京区、台東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区
区西部	板橋トラックターミナル	新宿区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、武蔵野市、清瀬市
多摩西部	立川地域防災センター 多摩広域防災倉庫	八王子市、青梅市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
多摩中央部		立川市、府中市、調布市、町田市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、多摩市、稲城市
多摩東部		三鷹市、小金井市、小平市、東久留米市、西東京市

区東部（千代田区、中央区、墨田区、江東区、江戸川区）



物資	区名	施設名	所在地	物資搬送ルート(基地→拠点)【通称名】
物資-1	千代田区	九段中等教育学校	九段北 2-2-1	湾岸道路-船堀街道-永代通り-内堀通り
物資-2	中央区	中央区立総合スポーツセンター	日本橋浜町 2-59-1	湾岸道路-船堀街道-永代通り-新大橋通り
物資-3	墨田区	墨田区本庁舎	吾妻橋 1-23-20	湾岸道路-三ツ目通り
物資-4	江東区	江東区中央防災倉庫	塩浜 1-3-14	湾岸道路-三ツ目通り
物資-5	江戸川区	葛西防災施設	西葛西 8-17-1	環七通り
物資-6	江戸川区	江戸川区総合文化センター	中央 4-14-1	湾岸道路-船堀街道-千葉街道
物資-7	江戸川区	小松川防災施設	小松川 1-7	環七通り-新大橋通り

区南部（港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、狛江市）



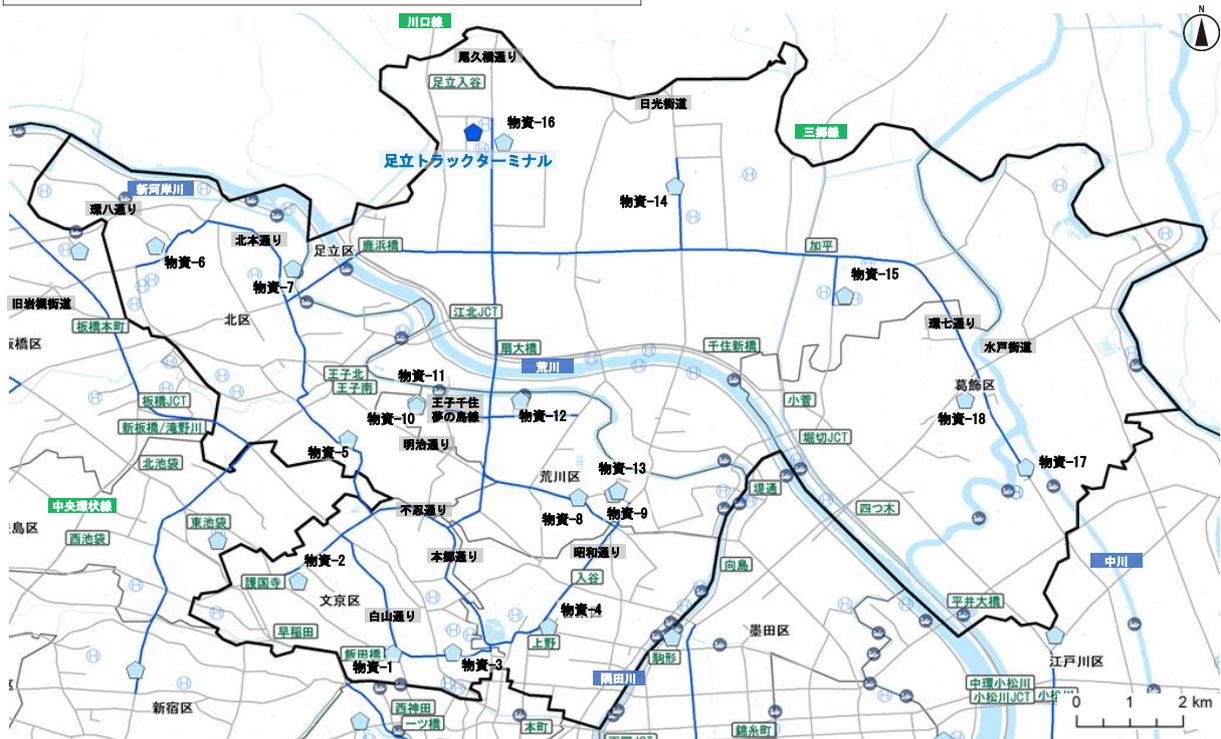
物資	区市名	施設名	所在地	物資搬送ルート(基地→拠点)【通称名】
物資-1	港区	みなとパーク芝浦	芝浦1-16-1	海岸通り-環七通り-第一京浜
物資-2	品川区	大井競馬場	勝島2-1-2	海岸通り
物資-3	目黒区	目黒区総合庁舎	上目黒2-19-15	海岸通り-山手通り-駒沢通り
物資-4	大田区	大森スポーツセンター	大森本町2-2-5	海岸通り-環七通り-第一京浜
物資-5	大田区	大田区産業プラザ(Pio)	南蒲田1-20-20	海岸通り-環七通り-第一京浜
物資-6	大田区	京浜島地区備蓄倉庫	京浜島3-5-8	海岸通り
物資-7	大田区	羽田クロノゲート(世田谷区)	羽田旭町11-1	海岸通り
物資-8	大田区	トルエクスプレスジャパン株式会社 関東支社東京中央支店	平和島2-1-1	海岸通り
物資-9	世田谷区	世田谷区立大蔵第二運動場	大蔵4-6	海岸通り-環七通り-世田谷通り-大蔵通り
物資-10	世田谷区	国立館大学	世田谷4-28-1	海岸通り-環七通り-世田谷通り
物資-11	世田谷区	ヤマト運輸株式会社 成城支店	成城1-4-19 他	海岸通り-環七通り-世田谷通り
物資-12	渋谷区	総合ケアコミュニティ・せせらぎ	西原1-40-10	海岸通り-環七通り-第一京浜-山手通り
物資-13	渋谷区	渋谷区本庁舎	宇田川町1-1	海岸通り-環七通り-第一京浜-山手通り
物資-14	狛江市	狛江市民総合体育館	和泉本町3-25-1	海岸通り-環七通り-中原街道-環八通り-世田谷通り-狛江通り

区北部（文京区、台東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区）

<広域輸送基地※1>
 陸上輸送基地
 海上輸送基地
 航空輸送基地
 <その他施設>
 地域内輸送拠点
 臨時離着陸場
 防災船着場

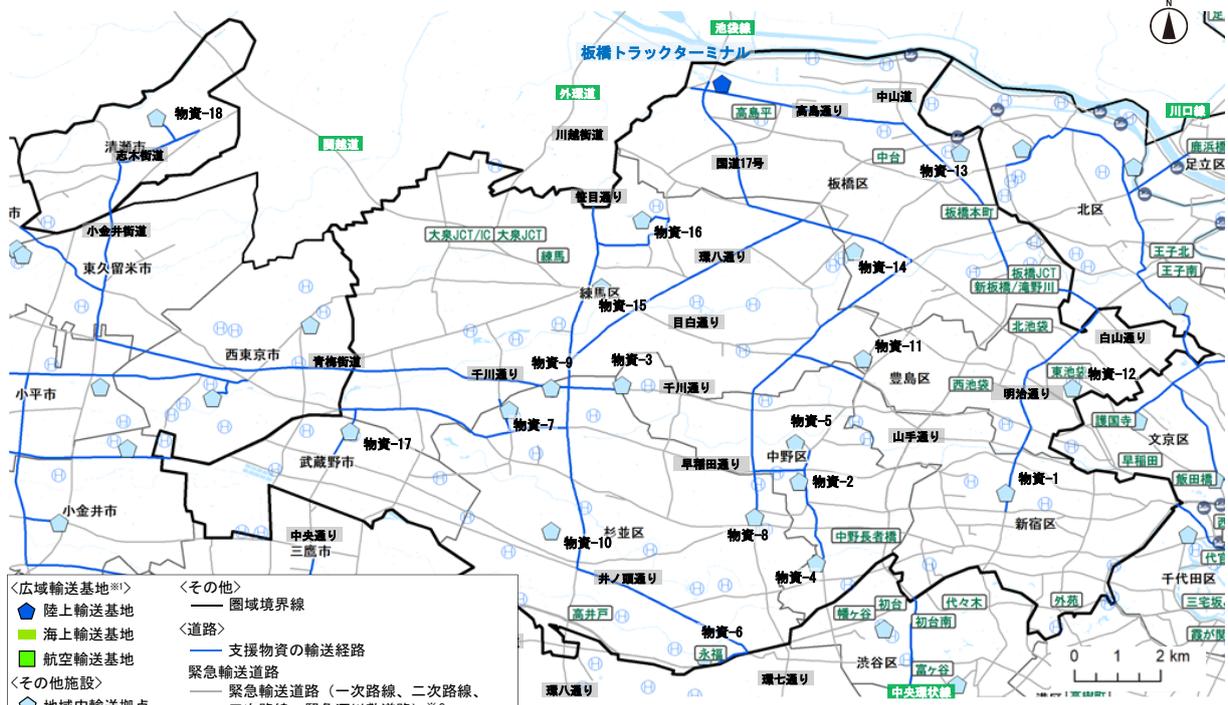
<その他>
 圏域境界線
 <道路>
 支援物資の輸送経路
 緊急輸送道路
 緊急輸送道路（一次路線、二次路線、三次路線、緊急河川敷道路）※2
 及び高速道路
 名称 I C、S I C、J C T ※3

※1 東京都地域防災計画（令和5年修正）別冊①資料第2-11-9輸送拠点一覧（令和5年4月1日現在）に基づく
 ※2 東京都の緊急輸送道路（令和2年4月時点）に基づく
 ※3 主要な I C、S I C、J C Tのみ表示（国土数値情報 令和2年度データ）



物資	区名	施設名	所在地	物資搬送ルート(基地→拠点)【通称名】
物資-1	文京区	文京シビックセンター	春日 1-16-21	尾久橋通り-駒込宮地線-不忍通り-白山通り
物資-2	文京区	文京スポーツセンター	大塚 3-29-2	尾久橋通り-駒込宮地線-不忍通り
物資-3	文京区	文京総合体育館	本郷 7-1-2	尾久橋通り-駒込宮地線-不忍通り
物資-4	台東区	台東区本庁舎	東上野 4-5-6	尾久橋通り-明治通り-昭和通り
物資-5	北区	滝野川体育館	西ヶ原 2-1-6	尾久橋通り-環七通り-北本通り-本郷通り
物資-6	北区	桐ヶ丘体育館	赤羽台 3-17-57	尾久橋通り-環七通り-北本通り-旧岩槻街道
物資-7	北区	赤羽体育館	志茂 3-46-16	尾久橋通り-環七通り-北本通り
物資-8	荒川区	荒川区民会館（サンパル荒川）	荒川 1-1-1	尾久橋通り-明治通り
物資-9	荒川区	荒川総合スポーツセンター	南千住 6-45-5	尾久橋通り-明治通り
物資-10	荒川区	あらかわ遊園スポーツハウス	西尾久 8-3-1	尾久橋通り-王子千住夢の島線
物資-11	荒川区	あらかわ遊園運動場	西尾久 8-3-1	尾久橋通り-王子千住夢の島線
物資-12	荒川区	東尾久運動場	東尾久 7-1-1	尾久橋通り
物資-13	荒川区	南千住野球場	南千住 6-45-5	尾久橋通り-明治通り
物資-14	足立区	足立区立保木間公園	竹の塚 3-8-1	尾久橋通り-環七通り-日光街道
物資-15	足立区	都立東綾瀬公園	東綾瀬 3-4	尾久橋通り-環七通り-言問大谷田線
物資-16	足立区	都立舎人公園	舎人公園 1-1	※隣接
物資-17	葛飾区	奥戸総合スポーツセンターエイトホール	高砂 1-2-1	尾久橋通り-環七通り
物資-18	葛飾区	テクノプラザかつしか	青戸 7-2-1	尾久橋通り-環七通り

区西部（新宿区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、武蔵野市、清瀬市）



<広域輸送基地※1>
 ● 陸上輸送基地
 ● 海上輸送基地
 ● 航空輸送基地
 <その他施設>
 ● 地域内輸送拠点
 ● 臨時離着陸場
 ● 防災船着場
 <その他>
 — 圏域境界線
 — 支援物資の輸送経路
 — 緊急輸送道路
 — 緊急輸送道路（一次路線、二次路線、三次路線、緊急河川敷道路）※2
 — 及び高速道路
 [名称] I C、S I C、J C T ※3

※1 東京都地域防災計画（令和5年修正）別冊①資料第2-11-9輸送拠点一覧（令和5年4月1日現在）に基づく
 ※2 東京都の緊急輸送道路（令和2年4月時点）に基づく
 ※3 主要なI C、S I C、J C Tのみ表示（国土数値情報 令和2年度データ）

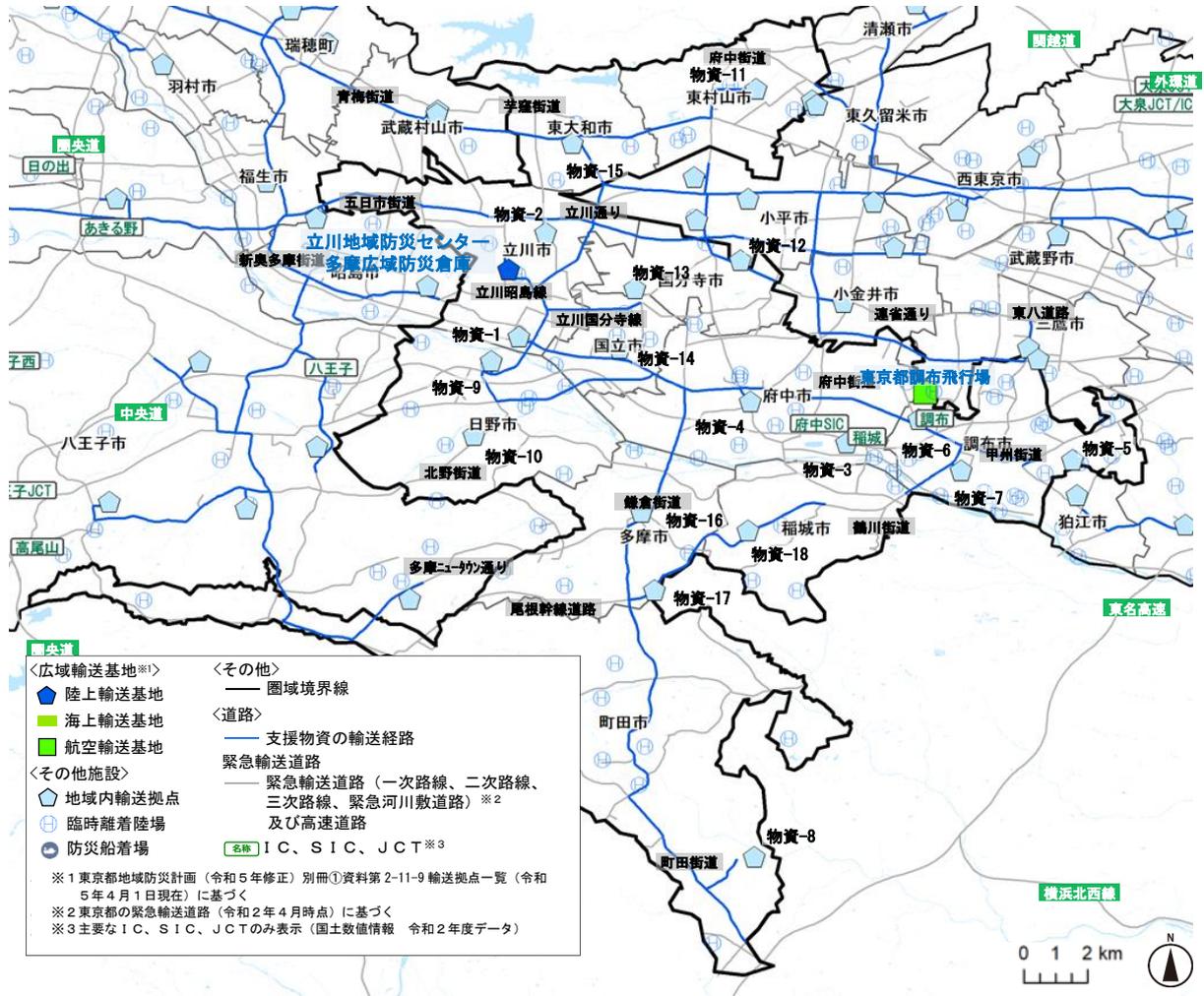
物資	区市名	施設名	所在地	物資搬送ルート(基地→拠点)【通称名】
物資-1	新宿区	区立新宿コズミックススポーツセンター	大久保 3-1-2	高島通り-中山道-山手通り-明治通り
物資-2	中野区	中野区本庁舎	中野 4-8-1	高島通り-国道17号-川越街道-環七通り-早稲田通り
物資-3	中野区	都立稔ヶ丘高等学校	上鷺宮 5-11-1	高島通り-国道17号-環八通り-千川通り
物資-4	中野区	都立富士高等学校	弥生町 5-21-1	高島通り-国道17号-川越街道-環七通り-早稲田通り-山手通り
物資-5	中野区	中野区立中野体育館(キリンレモンスポーツセンター)	新井 3-37-78	高島通り-国道17号-川越街道-環七通り
物資-6	杉並区	杉並区立永福体育館	永福 1-7-6	高島通り-国道17号-環八通り-井ノ頭通り
物資-7	杉並区	杉並区立上井草スポーツセンター	上井草 3-34-1	高島通り-国道17号-環八通り-千川通り
物資-8	杉並区	杉並区立高円寺体育館	高円寺南 2-36-31	高島通り-国道17号-川越街道-環七通り
物資-9	杉並区	(仮称)井草防災拠点(旧杉並中継所)	井草 4-15-18	高島通り-国道17号-環八通り-千川通り
物資-10	杉並区	杉並区大宮前体育館	南荻窪 2-1-1	高島通り-国道17号-環八通り
物資-11	練馬区	日本通運株式会社 東京引越支店 江古田流通センター	旭丘 1-22-13	高島通り-国道17号-川越街道-環七通り-目白通り
物資-12	豊島区	としまみどりの防災公園	東池袋 4-42	高島通り-中山道-山手通り-明治通り
物資-13	板橋区	板橋区立小豆沢体育館	小豆沢 3-1-1	高島通り-中山道-小豆沢通り
物資-14	板橋区	板橋区立上板橋体育館	桜川 1-3-1	高島通り-国道17号-川越街道-環七通り
物資-15	練馬区	練馬区立総合体育館	谷原 1-7-5	高島通り-国道17号-笹目通り-目白通り
物資-16	練馬区	練馬区立光が丘体育館	光が丘 4-1-4	高島通り-国道17号-笹目通り
物資-17	武蔵野市	武蔵野市立武蔵野総合体育館	吉祥寺北町 5-11-20	高島通り-国道17号-笹目通り-環八通り-早稲田通り
物資-18	清瀬市	清瀬市本庁舎	中里 5-842	高島通り-国道17号-環八通り-千川通り-青梅街道-小金井街道-志木街道

多摩西部（八王子市、青梅市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町）



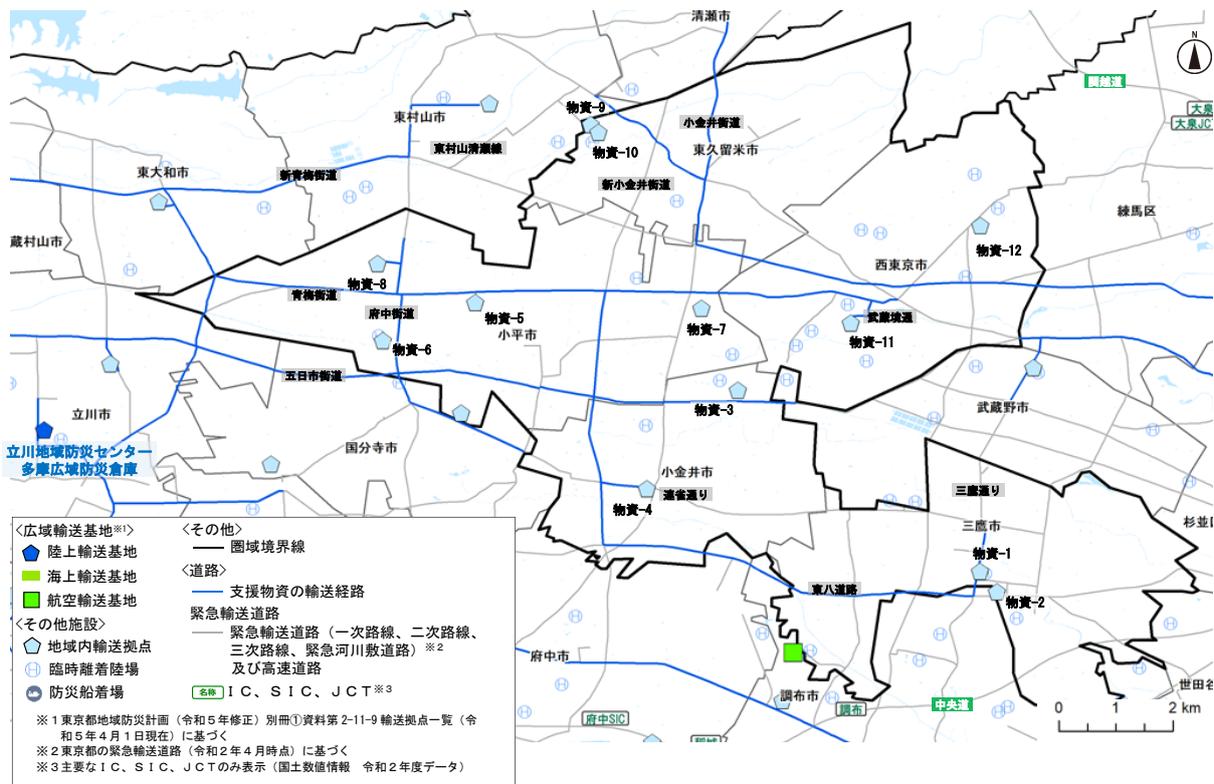
物資番号	市町村名	施設名	所在地	物資搬送ルート(基地→拠点)【通称名】
物資-1	八王子市	片倉つどいの森公園	片倉町 3506	青梅街道－東京環状－北野街道
物資-2	八王子市	八王子市甲の原体育館	中野町 2726-8	青梅街道－東京環状－滝山街道
物資-3	八王子市	あったかホール	北野町 596-3	青梅街道－東京環状－滝山街道
物資-4	八王子市	南大沢文化会館	南大沢 2-27	青梅街道－東京環状
物資-5	八王子市	エスフォルタアリーナ八王子 (八王子市総合体育館)	狭間町 1453-1	青梅街道－東京環状－甲州街道
物資-6	青梅市	青梅市本庁舎	青梅 1-11-1	青梅街道－奥多摩街道
物資-7	青梅市	小曾木市民センター	小曾木 3-1656-1	青梅街道－成木街道－小曾木街道
物資-8	青梅市	成木市民センター	成木 4-644	青梅街道－成木街道
物資-9	青梅市	沢井市民センター	沢井 2-682	青梅街道
物資-10	青梅市	梅郷市民センター	梅郷 3-749-1	青梅街道
物資-11	昭島市	昭島市総合スポーツセンター	東町 5-13-1	青梅街道－東京環状－新奥多摩街道
物資-12	福生市	福生市市民会館	福生 2455	青梅街道－東京環状
物資-13	福生市	福生市防災食育センター	熊川 1606-1	青梅街道－東京環状－五日市街道
物資-14	武蔵村山市	武蔵村山市本庁舎	本町 1-1-1	青梅街道
物資-15	武蔵村山市	武蔵村山市市民会館	本町 1-17-1	青梅街道
物資-16	羽村市	羽村市スポーツセンター	羽加美 1-29-5	青梅街道－奥多摩街道
物資-17	あきる野市	あきる野市本庁舎	二宮 350	青梅街道－東京環状－五日市街道
物資-18	瑞穂町	瑞穂スカイホール	箱根ヶ崎 2475	青梅街道
物資-19	瑞穂町	元狭山広域防災広場	二本木 487-1	青梅街道－東京環状－狭山下宮寺線
物資-20	瑞穂町	株式会社東京ロジテック	箱根ヶ崎 858-1	青梅街道－東京環状
物資-21	日の出町	日の出町本庁舎	大字平井 2780	青梅街道－東京環状－五日市街道－永田橋通り
物資-22	檜原村	檜原村本庁舎	檜原村 467-1	青梅街道－東京環状－五日市街道－檜原街道
物資-23	奥多摩町	奥多摩町福祉会館	氷川 199-口	青梅街道
物資-24	奥多摩町	奥多摩町本庁舎	奥多摩町氷川 215-6	青梅街道

多摩中央部（立川市、府中市、調布市、町田市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、多摩市、稲城市）



	市町村名	施設名	所在地	物資搬送ルート(基地→拠点)【通称名】
物資-1	立川市	柴崎市民体育館	柴崎町 6-15-9	立川昭島線-立川通り-新奥多摩街道
物資-2	立川市	泉市民体育館	泉町 786-11	立川昭島線-芋窪街道
物資-3	府中市	府中市水防・防災ステーション	小柳町 6-1	立川昭島線-立川通り-甲州街道-白糸台通り
物資-4	府中市	府中市役所北庁舎屋内駐車場	宮西町 2-24	立川昭島線-立川通り-甲州街道-府中街道
物資-5	調布市	大町備蓄倉庫	菊野台 3-27-40	立川昭島線-立川通り-甲州街道
物資-6	調布市	東京スタジアム	西町 376-3	立川昭島線-立川通り-甲州街道
物資-7	調布市	小島町防災倉庫	小島町 3-98-5	立川昭島線-立川通り-甲州街道-鶴川街道
物資-8	町田市	町田市立総合体育館	南成瀬 5-12	立川昭島線-立川通り-甲州街道-鎌倉街道-町田街道
物資-9	日野市	市民の森ふれあいホール	本町 6-1-3	立川昭島線-立川通り-甲州街道
物資-10	日野市	南平体育館	南平 4-23-1	立川昭島線-立川通り-甲州街道-川崎街道-北野街道
物資-11	東村山市	東村山市スポーツセンター	久米川町 3-30-5	立川昭島線-五日市街道-芋窪街道-青梅街道-府中街道
物資-12	国分寺市	国分寺市民スポーツセンター	上水本町 6-22-1 (小平市)	立川昭島線-五日市街道-府中街道-連雀通り
物資-13	国分寺市	市民ひかりスポーツセンター	光町 1-46-8	立川昭島線-立川通り-立川国分寺線
物資-14	国立市	くにたち市民総合体育館	富士見台 2-48-1	立川昭島線-立川通り-甲州街道
物資-15	東大和市	東大和市本庁舎	中央 3-930	立川昭島線-五日市街道-芋窪街道-青梅街道
物資-16	多摩市	多摩市役所 地下駐車場	関戸 6-12-1	立川昭島線-立川通り-甲州街道-鎌倉街道
物資-17	多摩市	旧永山第一給食センター	永山 7-1	立川昭島線-立川通り-甲州街道-鎌倉街道-尾根幹線道路
物資-18	稲城市	稲城長峰スポーツ広場	長峰 3-10-1	立川昭島線-立川通り-甲州街道-鎌倉街道-尾根幹線道路

多摩東部（三鷹市、小金井市、小平市、東久留米市、西東京市）



	市町村名	施設名	所在地	物資搬送ルート(基地→拠点)【通称名】
物資-1	三鷹市	三鷹市立第一中学校体育館	下連雀 9-10-1	五日市街道-新小金井街道-東八道路-三鷹通り
物資-2	三鷹市	元気創造プラザ 総合スポーツセンター	新川 6-37-1	五日市街道-新小金井街道-東八道路
物資-3	小金井市	小金井市総合体育館	関野町 1-13-1	五日市街道
物資-4	小金井市	小金井市役所第二駐車場	前原町 3-41-15	五日市街道-新小金井街道-連雀通り
物資-5	小平市	小平市役所	小川町 2-1333	青梅街道
物資-6	小平市	小平市民総合体育館	津田町 1-1-1	青梅街道-府中街道
物資-7	小平市	東部出張所	花小金井 1-8-1	青梅街道
物資-8	小平市	西部出張所	小川西町 4-10-13	青梅街道-府中街道
物資-9	東久留米市	東京多摩青果株式会社 北部支店	下里 6-4-1	新青梅街道-東村山清瀬線
物資-10	東久留米市	東久留米卸売市場	下里 5-12-12	新青梅街道-東村山清瀬線
物資-11	西東京市	西東京市役所田無庁舎	南町 5-6-13	青梅街道-武蔵境通
物資-12	西東京市	防災・保谷保健福祉総合センター (保谷庁舎)	中町 1-5-1	青梅街道-保谷新道